

は恰かも此少壯者の境遇に居る者なり蓋し兩三年來の不景氣は之を感ずるものに厚薄の差ありと雖ども今日の勢、富貴の家も亦其聲に蔽はれたるの姿にして到る處嘆聲啾々たるなし不愉快千萬なりと雖ども此不景氣にして日本國の常態に非ざる限りは恢復の機も亦遠きに非ざる可し此際前途の形勢を察するに鐵道敷設、内地雜居、此二者は商工社會に種々直接の影響を與ふ可きものにして之に應ずるの處置如何に因ては以て自から福す可し以て自から禍す可し思慮此に及ぶときは守舊因循の田舎漢と雖ども前途一身の禍福と聞て自から振起せざるを得ず現に西京の西陣、上州の桐生等有名なる織物の場所にて卓識の織物師は近來の不景氣に驚かされて勢、默然たるに由なく注文稀疎たる日本國內の得意先きに戀々せんよりも寧ろ廣大なる販路を外國に開くに若かずなど先見したるものもある由なれば率先の任に當るものにして誘導宜きを得るときは我絹織物をして聲價を外國に博せしむるの望決して空しからざるなり特に鐵道敷設の一事は大に民間の眼を警め鐵道いよ／＼成て汽車吾が軒下を走るに至らば古風の商賣衰退して自から支ふ可らざること勿論なれば漸く其處世の業を變じて之れに文明の性質を付せざる可らずとは今日の處にて最早公衆の知る所と爲れり又内地雜居の事は事新奇にして禍福測られざるが故に内地人民の疑懼一方ならず現に關西の或る地方にては内地雜居の談、遠邇に喧しく有志者が新業を起さんとして資産者に説くに内地雜居云々を口實とすれば其請求に應ずるもの多く内地雜居の準備なりとて英語英學を主唱するものあれば之れに應ずるもの響の如く今日の勢、内地雜居の文字は恰かも鬼面同様にして之を蒙りて小兒を嚇すものも亦少なからざる程なり聞く所に據るに近來大坂邊よりして山陽道筋に互り今や條約改正も完結するに垂んとし内地雜居の禁解けて外國人の入來するも近きに在り左れば今日より桑苗を植付け以て漸く養蠶を盛にし我貿易を擴張するの策を講ぜざれば彼來て我れに代り未だ數年なら

ずして我れの富源は彼れの囊底に收まる可し云々と頻りに樹桑養蠶の事を説くものありしに之れに耳を傾くるもの少なからざりしとの事なり條約改正は如何なりしや内地雜居は果して行はるべきや固より民間の人の得て知るべき所にあらずと雖も兎に角に是等の名を聞いて心を動かす者は蟄伏の自中から發進の氣を含むの徴にして即ち日本人が幽鬱無聊の不景氣中に在りと雖ども鐵道敷設、内地雜居等前途に喜ぶ可く又畏る可き者あるを望見して安閑たるを得ず心底より事業に進まんとするの機轉として見るべき者なり人心既に一新の機あり此機を空うせずして之を勸誘するときは勞は小にして功必ず常に倍すべし

一新の機に乗じて我商賣の性質を豹變し狭き内商より廣き外商に移らしめんとするに當り最必要の約束は我商工社會をして外商の性質を知らしむること即ち是なり西洋の服裝を知らざるものは之を織り出して其好尚に投ずる能はず外國人の室内を諳んぜざるものは其飾具什器を新撰するに由なし故に外商向きの品物を製造販賣せんと欲するものは豫め其邊の嗜み肝要なりと雖ども不幸にして今の日本の製造者などは前にも云へる如く都て外國の事には無頓著にして此方より彼の好尚を迎へざるのみか彼より求る注文に逢ふても之を製造こそすれ、其製造品が彼の何れの國に行いて何の用に供せらるゝか夫れさへ辨へざる者少なからず近頃の事とか或人が伊萬里の陶器製造所を一覽せしとき其主人が案内の序に一花瓶を指し是れは異人の注文にて近日陶造せしものなるが此に印しある横文は何と讀むやとの質問に客は其意を得て之れを直譯すれば亞米利加合衆國ボストン府の某商會よりと記したるなりと返答せしに主人は驚きたる顔色にて亞米利加は日本を距る幾何里なりやと問ひ返すより種々亞米利加の事譯を語りて立ち去りたりとの奇談あり今の日本の有様にて外國の注文品を取扱ふものが西洋の文書に通ぜざるは是非なしとするも元來之を注文せしも

の、何國の何商會なるかを知らざるとは左りとは迂遠千萬ならずや我商工の知見の程度が都て此邊に位する間は内商の古風を改めて外商に進ましめんとするの企も前途甚だ遠き事なれば今に及んで國中商工の種類如何を問はず之に従事する者をして常に外情に通達せしむるやう百方の勸誘大切なるべし我輩多年の持論に民間殘る限なく洋學を勸るは此の點においても亦漫ならざるを自信するものなり

第五

支那の諺に投鼠擧器と云ふことあり之を平易に云へば鼠は憎し有り合ふ品物を投げ付けんと思へども其鼠が重寶なる器物の邊に居るときは其器物を傷けんことを恐れて姑く差し控ゆるとの意味ならん今日の國交際は實に變化不測にして昨日迄は忘年の友たりしものが今朝は互に相狗鼠視することなきを期す可らず狗鼠何ぞ怨することをせん有り合ふ軍艦を差し向けんと思へども、待てシパン斯くては大切な商賣を傷け自ら損するのみならず中立國民の損害とも爲る可しとて振り上げた手を緩むるの趣きなきに非ず左れば我々日本人は護國の太計を講ずるに當て先づ其國利を守護する程の兵力を養ふの外に外國商賣を盛にして諸外國人との關係を密にし彼をして我れと相争ふことを好まざらしむるの工夫專一なり、此點より觀察するときには我外國商賣を盛にするは陸海軍を擴張すると一般、孰れも護國の大計にして純然たる士君子の事業なりと雖ども數百年來儒教主義の薰陶する所、我國にては古來商賣を卑しむの風儀を悦び商人は私を營んで自から爲にす云々として其私と云へる字の下に動もすれば曲の字を加へ商人の私利營業を以て恰かも私曲を行ふかの如くに合點するもの多く例へば政治法律等の事を講じ初めより國利民益を興さんと聲言して果して利益となることあれば報國の忠臣なりとて萬衆の瞻仰する所と爲るのみならず假令へ或は其事に失敗して

も浮世の凡庸に畏敬せらるゝの常なれども殖産社會の士人が正當の商業を營んで遂に一大素封となり自からも福し人をも福して國利民益を爲すものに至ては富國の大恩人なりとして之を尊敬するものなきが如し等しく國利民益を成したる者にして等しく國の恩人なるに之を視て甚だしき輕重の別を爲すは何ぞや甲は初めより其目的を聲言したるが故に成敗に論なく之を瞻仰敬畏せられ、乙は自分の志す所を言はず恰かも其然るを圖らずして然る者の如くなるが故に蔑如せらるゝ歟、我輩の解せざる所なり凡そ人間の行事は十中八九其跡を以て判斷せざる可らず最初より國の爲めなりと思ひ又聲言して爲したる事にても案に相違の結果あれば之を感賞することを得ず或は本人が特に國の爲めと思はずして爲したる事がたま／＼國を利用すること大なるときは固より感服の外なかる可し之を喻へば人身の諸機關中に隨意筋、不隨意筋の區別あるがごとし隨意筋とは指臂の筋の如きものにして意の儘に之を屈伸し痛痒を搔き危害を防ぎ所謂其然るを圖て然ることを得るものなり又不隨意筋とは胃肺等諸内臟腑の筋の如く二六時中其運動を止むることなしと雖ども其運動や自然にして思ふが儘に之を緩急す可らず即ち不隨意筋なる所以にして隨意筋の然るを圖て然るが如くならずと雖ども其無心に働くと隨意に運動するとを問はず共に身の爲に盡すものなりとすれば生理上の勳功録に於て胃肺の功を没することを得ざるのみか身體營養の働は却て不隨意筋の方に重きを爲すことならん左れば我國の商人が所謂素町人の性質を守りて國家の何事たるを辨ぜざるも其正業を營んで自から其富有を作り之を集めて一國の富有と爲すときは其功や決して政治法律家に下らず況んや今日の實際に於て我商賣を盛にするは富國の事なり、護國の策なりと自信して商賣に従事するものに於てをや我輩を以て之を見れば商家の面目は世上最光りあるを覺るなり

右の如き次第にて商賣の事業は固より高尚貴重なりと雖ども目下我國にて未だ其本色を顯はざるは世人が古來商

賣を卑しむたる氣風の尙未だ一掃せざると士君子が身を商賣に寄せて商賣社會に人物あり名譽あるを世人に示さざるが故ならん故に士君子にして苟も其力に食むの伎倆あらんものは商賣報國の大義に依て其功を立つるの覺悟こそ肝要なれ又我當局の人々も外國商賣の盛衰は護國の根據にも關するものなりと知らば内國の商工業を勸奨し又之を保護するにも事毎に前途の事勢を按じ此產物は單に日本人の需要に供するものなり其品物け追々輸出の見込ありとて其間に保護勸奨の鹽梅を加減し我商賣產物をして漸く外商向きの性質を帶しむるの注意なかる可らず蓋し時勢の變遷に隨ひ文に武に商賣に各重する所あり昔人邊陲に虜塵の起るを聞て筆を投じて馬に跨りたるものあり今や商戰活潑にして國の安危これに繋るもの多し此時に當り握算の功は終に汗馬の勞に孰れぞ苟も二五の十たるを知るものは其撰む所を知らざる可らざるなり(明治十八年九月二日より同月九日に亙る)

工商社會に榮譽權力を重んず

第一

或人漫言して云くぼろ馬車の周圍にお薦か古切れを垂れて風雨を凌ぎ骨立乾魚の如き疲馬を附けて往來を我他彼斯奔走し、はげつちよろの人力車に母衣も破れてやぶれ障子の如くなるを雜巾欺く古裨天を著たる車夫が汗を流して挽き廻はるなどは東京市中の美觀とも評し難し都を去て道中に出れば木質安泊、晩と朝と二度の食事に一夜の宿料を合計して三錢以上十錢以下、我輩未だ之を試みずと雖ども其待遇は如何なる可きや夜中冬は寒氣に犯され夏は蚊に刺され料理食物の不整頓不潔のみならず時としては其不足を感ずることもあらん、晝の支度は如何と尋ればひじきに油揚、

田にしの烹煮きざみ牛房に豆腐のからいり、之を一見すれば、ごみをさいにして飯を喰ふ者の如し尙一等を進めて御中食と稱する膳部の献立は鹽まぐろの切身を向付けとして煮豆梅干を猪口と爲し、豆腐汁の中僅に松魚節の彷彿たるあるに過ぎず、客人少しく奢れば一寸一杯を命じ下物は即ちむき身蛤に紅生姜これに加ふるに一皿の刺身あれば愉快極まるものなり尙この外に申せば何れの汽車汽船にても下等室は男女子供の群集を成して上等中等の場所は甚だ淋しく其下等も水陸兩様の便ある處に汽車と汽船と競争して一錢にても汽船の方が割合なれば時の遅速は問はずして船に乗り、五合の酒を買ふに量りが宜しと聞けば十丁の道を遠しとせずして小僧を走らしめ、油揚の形少く大なりとて豆腐屋の門前市を成すが如きは枚擧に遑あらず是れは今日我日本國都鄙普通の有様なり云々と

以上は唯或人一時の漫言なりと雖ども其漫中自から社會の情を寫出して眞に迫るものなきにあらず抑も品物を買ふに價の安きを擇ぶは世の中の當然なれども左りとて物には善惡醜美の別あり又人の手間は即ち金なりとの名言もあり故に彼の酒を買ふに足を勞し、時の遅速に頓著せずして汽船の船賃の安きに就くが如きは其本人の手間は正に以て酒の枱目の多少と汽車汽船賃錢の差に相當して損益なしとするも若しも人として身の快樂危險と外見外聞の醜美とを重んずる心あらば彼の粗惡なる馬車に乗りて危きを犯し、見苦しき人力車に不愉快を忍ぶこともなからん況して道中の旅籠屋又中食に粗末なものを飲食して衛生の旨を誤るが如き何れも身體のために不利にして又その上に人の見る目に不外聞を晒らすものと云ふべし固よりは等の不愉快を忍び、不外聞にも頓著せざるは其資力に於て實にこの以上に出ること能はざる者もあらんなれども我輩の常に注意し又見聞する所に從へば農商工商社會隨分資産も乏しからざる人々にして往々下等の様を裝ふて貧乏人を學ぶ者少なからざるは何ぞや我輩は此有様を視て獨り我農工商社會の醜體との

み認めずして廣く一國の體面に關心すれば我日本國の不外聞なりとして悲しまざるを得ざるものなり抑も鎖國封建の世なれば平民が如何なる醜體を晒らすも其醜は其者どもの醜にして平民の醜いよ／＼醜なれば却て門閥士族の光を耀かすの方便ともなりて士族の得意少なからず例へば士族官吏が騎馬に槍を立て威儀堂々たる處に平民が草鞋をはいて路傍に平伏し大名又は幕吏などが道中の本陣に宿泊して平民の奴原が商人宿に恐縮蟄伏すれば其釣合ひ甚だ宜しく何れも皆間接に上流の威勢を助成して其尊大の愉快を増すものなれば之を止めざるのみか却て平民の外見を装ふことを妨げて其衣食住共に質素節儉を命じ所謂士民の分界をます／＼明白にして士族官吏は誠に尊く下民は誠に下品なりしことなれども今や日本國は門戸を開て外客を國に入れ國內の内情をも打明けて世界中の人に示し又世界中の評論に任ずるの時勢に爲りたる上は最早前年の如く士民上下の分など窮窟なることを言ふ可からざるのみか平民社會の不外聞は取りも直さず國の不外聞にして然かも其外人の耳目に觸るゝ所は平民社會の方こそ廣くして外國より日本を評して其價如何と論ずるときは先づ人民一般の生活の度如何と尋るは必然の順序なるが故に我輩は敢て今日の世人の個々に向て奢侈を勸るには非されども苟も其資力に叶ふことならば身分相應の衣食して甚だしき不外聞を披露せざるやう國のために冀望せざるを得ず一個人の醜は集りて以て一國の醜たるべければなり之を要するに今の平民社會の卑屈にして吝嗇なるは我國の通弊とも云ふ可きものなれば我輩は其弊の由て起りし原因を求めて之を救ふの法を講じ以て識者の教を乞はんとす之を次號に讓る

第二

前に申す如く國民の外聞外見を憚らざるは取りも直さず國の醜體を外國の青天白日に晒らす譯なれば各その身分

相應に衣食の度を進む可き旨を述べたれども此説の眼目は身分相應の四字に在るものにして我輩は如何なる場合に於ても家に資産なく身に働きなき者をして漫に錢を浪費せしめんなど思ふ者にあらず殊更に辨解にも及ばざる事なれども念のために一言記し置き扱何故に日本にては中等以上の身分にても平民とあれば其衣食住を内端にする歟、假令へ内實は金衣玉食するも外に出でゝ公衆に接する場合に於ては兎角差控へて人の後に付き衣服の體裁さへ町人は町人、百姓は百姓と恰も自から分限を定て假令へ正味の金は掛けても外面には勇々しく壯なる装を避けて態と賤しく弱き風を示す歟、例へば巨萬の身代ある商人にても流行の洋服を著す車馬に乗らず住居の有様とても自から士族又は官吏等の風に同じからずして其召使の者に至るまでも都て一種の町人風を免かれざるは何故なる歟、例へば官途に出身して毎月僅に二三百圓の月給を收領し其月限に之を遣ひ拂ふて借金あるも貯金なく金の點より見れば一種の貧乏人たる官員は馬にも跨がり車にも乗り金の時計など所持して立派に見ゆれども月に幾千圓を利する商家の主人は誠に質素儉約にして香もなく音もなく老子の言に違はず深く藏めて虚しきが如くにして商用なり家業なりと云へば最下等の衣食をも憚らずして曾て人間世界の醜美苦樂の情を知らざるものに似たるは何故なる歟、我輩の見る所を以てすれば

第一 王政維新の今日と雖ども古來の習慣は俄に改め難きものにして昔の士族が一分取つても武士は武士と云へば今の官員も月給僅に何十圓にして自からむかしの武士の風を爲し假令へ自分にて威張らざるも四方八方より之を官員様として表向きに崇立るが故に政府の社會と人民の社會とは恰も上下二様の區域を成して其下界に居ては如何なる身代に爲りても威張ることの叶はざるが故に寧ろ金儲けの一方と心を定め他人に笑はれても嘲けられても金さへあれば夫れにて満足するの習慣となり遂に醜美苦樂の人情をも忘るゝに至りしことならん之を喻へばむかしの○○なる者が人

間社會の外に擯けられて到底人並の交際に近づく可らざるを知り唯いたづらに錢を溜めて自から慰めたるものに異ならず文明諸國の人が錢を重んじて之を求るに汲々たるは錢を以て榮譽權力を買はんとするの目的なれども日本國の商人等は榮譽權力を投棄て、錢を得んとするの有様に陥りたるものなり抑も錢は權力の源なりとは世間通用の語なれども我國の人は初めより其權力を棄て、錢を取ることに覺悟したるものなれば此まゝにして何程の資産を作り出すも到底平民社會の勢力を回復するの見込はある可からず國民に勢力なくしては外國に對して國權を振ふに由なし故に我輩は平生の持論に官民の調和を祈るものなれども貨殖經濟の一事に至りては政府には少しも縁故なき事なれば全く之に離れて獨立の主義を守り平民は平民の中にて榮譽の標準を作り即ちその標準には單に資産の厚薄を以てして資力厚き者は其厚きに準じて身分相應の生許くらしを立て其薄き者は進んで厚きに至らん事を勉め貧富苦樂共に獨立して他を顧みず平民社會別に活潑なる一乾坤を開かんこと我輩の冀望する所なり

第二 前條に云へる如く我國の平民は迎も其身に榮譽權力の歸す可き望なきが故に恰も自暴自棄の有様に沈み遂には錢のために忍ぶ可からざるの外見をも憚らざるに至りしものならんと雖ども又一つには其貨殖の道に於て錢に吝嗇ならざるを得ざるの事情ありと申すは本來日本は數千百年の鎖國にして國の教は儒佛を以て固め、足るを知り、分を知るの一義甚だ喧しくして何事も控目にするの風を成し貨殖經濟の社會も自然に靜にして活潑なる營業甚だ少なし苟も財を積んで家を成さんとする者は字義の如く唯積むの一法あるのみにて俗に所謂爪に火を燈すより外ならず固より古今の富豪を逐一詮索したれば臨機應變活潑の働きを以て世に現はれたる人もあらんなれども先づ廣く富人の傳を讀み世間の話を聞くに十中八九は爪に火の一義に依らざる者なきが如し畢竟するに進で取るよりも退で守る方に力を籠

めたるものにして金を積むことの難ければ之を散するにも亦勇氣なく遂に己れの身分をも忘れて吝嗇鄙劣の醜體を忍び世人の侮を招きたることならん時の勢の然らしむる所にて強ち咎むべきにもあらざれども今日の日本はむかしの日本にあらず外國貿易の門一度び開けてより一切の工業商賣直ちに外國に關係せざるも間接にこれに縁なきものはあるべからず工商の舊面目を一變して正に新事業に著手すべき變動の時節なれば此時節に際して何事か企つ可からざるものあらんや内外に眼を配りて勉めて智識見聞を博くし一反の田地を耕し一疋の織物を仕入るゝにも其相手は直接間接に西洋諸國に在りて彼の商況は即ち我商賣社會の標準たるべきものなりと覺悟して其標準の中に運動するときは必ずしも昔の控目主義を守るを要せず或は爪に火を燈すの代りに手に唾して獨立の商人たるべきなり(明治十八年九月十二日及び十四日)

運輸交通

富國策

日本の國歩は今正さに甚だ艱難なり西洋日新の文明は其働き全く器械的の力より成立ち人の心情を以て其進退遲速を裁すべきものにあらず西洋人は此力の上に跨りて世界を横行し東西南北向ふ所前なし蓋し西洋人其人に一種固有の恠力あるにあらず唯此人々は電氣蒸氣の力を利用すること甚だ廣く甚だ大なるが故に無電氣無蒸氣の野蠻人は勿論電氣蒸氣を半解の龍頭蛇尾人等と雖ども到底此純粹の文明人に敵すること能はざるなり然りと雖ども西洋人も人なり日

本人も人なり人と人との間に固有の差違なき以上は必ずしも日本人にして西洋人に後れを取らざるべからずと云ふの理由なし唯我れも亦彼れの如く能く此電氣蒸氣を廣且大に利用することあらんには日本人も亦儼然たる一個の文明國人として悠々世に處すべく他人の爲めに我榮譽福利を侵害せられんことを恐れて日夜憂苦するの要なかるべきなり唯如何せん今日は未だ我愁眉を開くの時機に達せず遠くは土耳其に埃及に波斯に印度に近くは緬甸に暹羅に安南に支那に朝鮮に鑑みて國の獨立を思ひ民の幸福を思ひ一日片時も安堵すること能はざるのみ

國の獨立と云へば何か大造なる事の如く又神聖なる事の如く聞ゆれども其實は格別微妙不思議の事柄にあらず此日本は支那の一部分にあらず露西亞の領分にあらず又英國の殖民地にあらず日本と名くる一個の獨立國なりと云て一歩も他人に譲ることなからんとするは唯人間の私慾傲慢心に外ならざるべし此傲慢私慾の心を満足せしめんとするには金なくては叶ふべからず身に美服を著け新帽を戴き隣家の子女に驕らんとするすら尙ほ且つ幾分の費用を要す況んや一國を獨立せしめて世界萬國の間に進退周旋し綽々として我態度の都雅なるを示さんとするには固より莫大の費用を要すべき筈なり若し此費用を吝まば先づ其費用の本源たる國の獨立てふ贅澤事を放棄すべし我れは東洋の日本人なりとて子々孫々まで意張り度くはあり去らばとて其費用は出し度くなしと云ふは癡人の癡言取るに足らざるなり

日本は獨立せざるべからず日本を獨立せしむるは日本國人の心願なり果して日本國の獨立が日本國人の心願なりとするときは日本國人は日本國を獨立せしむるため入用支拂の金を出すに決して躊躇遲疑せざるなり日本國人は我手許に實に有る金を無しと云ひて獨立に必要な入費を出さざる者にあらずと雖ども若し實際に出すべき金なくば出さんと欲するも出すべからず隨て折角の獨立も唯其費用の給せざるが爲め殘念ながら中道にしてこれを放棄せざるを得ざる

べし然らば則ち今の日本國の獨立を謀るに甚だ入用なる者は金なり此金を得るの道は取りも直さず此日本國を獨立せしむるの道なりと心得ざるべからず

國を富ますの道は外國貿易を盛にするに在りとは天下公認の定説にして我輩の一家言にあらず然れども外國貿易を盛にするの方法に至りては時と場合との相違に由りて必ずしも同一なるべからず今日本の貿易繁昌を促がすの方法に付ては議者其説を一にせざるが如く或は水なき地に水を遣りて新たに田地を開墾し或は路なき山に路を探りて深く地下の礦物を掘採り或は某の物を製し或は某の業を興す等其事百端にして其費用も亦甚だ大なり然れども此等の企にして十分に其功を奏し思ふまゝに米穀銅鐵及び諸物品を産出し得たりとし山村僻邑も唯此等の物品の下に埋もる計りに爲りたりとするも此餘れるを以て世界の他の不足に供給し土塊に均しき窮谷の鑛類穀類も自由に世界の市場に出で、金と化し銀と化するの工風を得ざる間は日本國內唯土塊の堆を見るまでにして未だ富の増加を見たりと云ふべからざるなり若し岩代の湖畔に越後の沼邊に土塊に均しき米俵を積まんが爲めに莫大の金と勞力とを費す者あらば一言之を愚の極と評せざるを得ず故に土塊を變じて金塊と爲し一寸の地も一瞬の勞も皆金なりと爲さんとするには必ず先づ此等の地方を世界の市場に聯絡し一寸の地も一瞬の勞も皆世界大市場の春風に吹かれざるものなからしめざるべからず即ち運搬交通の道を用にして越後の麥は倫敦の麵包と爲り紐育の油は岩代の燈と爲るに頗る容易迅速なることを得せしめざるべからず斯の如く運搬交通の道を自在ならしめ商風一過狭き日本國中に世に埋もれたる地なく埋もれたる勞なく埋もれたる物品なく山野滿目唯黄金の花ならしめんとするには先づ第一に鐵道を布設するより外によき思案はなからん鐵道にして一たび中野を過ぎ世界の市場と日本の地方と其間相隔つるの障壁だになき以上は農業に工業に一般

富を致すの道は人の奨励を待たずして四方に起り人なきの地には人來り水なきの地には水來り遂には全國の富勝げて用ふ可らざるの時節到來すべきなり我輩は今日日本の國費多端なるを思ひ又速かに此國民を富ますの道を思ふに鐵道布設の外には個の妙策なきを疑はざるなり（明治十八年四月一日）

二大會社の競争

三菱會社の創立既に十餘年社運日に隆盛日本國中にて海漕の業は殆ど其一手に歸したるが如き有様なりしが明治十五年共同運輸會社なるもの興りて之と拮抗の勢を成し日本沿海の交通は昔年に比して便利を増し船客の往來、荷物の運送、自由自在の世の中とは爲れり然るに此便利は唯廣く日本國民又は外國人の便利と爲るのみにして其利を呈したる會社に於ては甚だ不利なるものなり如何となれば三菱と共同と同様の業を營み同様の海港に船を出入して同様の船客を載せ同様の荷物を積むが故に人間營業上の常として競争せざるを得ず而して其競争の法には航海の遅速、船客の待遇、荷物の取扱等に注意の厚薄を争ふことなれども就中船賃の高きと低きとは直に船客荷主の損益に感ずるものなれば兩社争ふて船賃を低くし錢を棄て、得意の客を招ぐの方便と爲し其いよゝゝ低きに從て船客荷主はいよゝゝ便利を覺え終に無賃に至るも敢て辭する所に非ず便利至極なりと雖ども會社の身と爲りて考れば出入の會計相償はず日に月自から損して廣漠たる日本國人に利することなれば如何に大會社なりとて永續す可きに非ず早晚一日會社廢滅の末期ある可きは誰れ人も期する所なり蓋し船客荷物に對するの運送汽船は浴客に對する湯屋の如し町内に一軒の湯屋ありて客の込合ふこと甚しく迎も一軒にては不足とて遠方の湯屋を求る者も多き有様なれば同町内に又一軒の開業も

然る可し新舊二軒共に繁昌す可きなれども従前一町内一軒の湯屋にて丁度間に合ひ客に不自由なく湯屋も相當に賑ふ程の處へ其隣に新湯を開くが如きあらば浴客は其數を半折して二軒共に半分づゝの營業と爲る可きは無論比隣の商賣敵、互に客を引て之を取持ち世間並みの湯錢に定價あるも此二軒だけは之に從はずして一方が一錢とあれば一方は八厘と爲し、彼れは八厘なりと聞て我れは六厘に下げ六厘三厘際限ある可らず終には洗湯は無代價にして客に茶菓を供し以て其歡心を買はんとするが如き奇觀あるに至る可し彼の三菱會社が海漕の業を全國に專にしたる時に當て日本の船客荷物は正しく此三菱の汽船と他の小會社の船とを以て不自由を感じたること有りしや無かりしや我輩の知らざりしことなれども運輸會社の新設以來今日に至て兩會社が頻りに競争して客を引き、積荷を取り合ひ、會計の相償はざるまでに船賃を引き下げて自から煩悶する其趣を視れば運輸會社は町内の新湯にして其開業のために新舊共に利を見ざるものなるが如し或は明治十五年の頃は一時商賣大景氣の餘勢にて海運繁多なる可き見込もありしかならんれども恰も其頃より反動の不景氣を生じて益今の難澁に陥りたることならん實は運輸會社の起る時が日本の商況不景氣の極にして其時に三菱の船を以て正しく不足なき有様の其機に投じて一會社を創立し其事務の漸く整頓するに從て漸く世間の景氣も回復し船客日に多く積荷月に増し三菱の一社にては迎も世の需に應ずるに足らず幸なる哉共同運輸會社の在るありなど云ふが如き時勢なれば誠に妙なりと雖ども世事は丁度その反對に出で我國の汽船漸く増すに隨て不景氣の様も亦漸く劇しく新湯初て成りて舊湯も亦修繕を加へ新舊軒を並べて千客萬來を祈る其最中に町内の戸數次第に減じて湯屋の門前寥々たるものゝ如し今日の有様にては一會社の汽船にても之に他の諸商船を加へたらば海運の用に不自由なる可きに二大會社船の次第に増加するあり全く閑却するに非ざれば一艘の船にて半艘の用を達するか或は

四分一の船賃を以て十分の働を働く可きのみ我輩は共同運輸會社の設立を三菱會社の不幸として三菱のために之を申するのみならず共同運輸會社のためにも共同運輸會社の設立を弔せんと欲するものなり曾て聞く所に據れば政府の筋にては三菱共同兩會社の主任者へ篤く説諭を加へ競争などは元來宜しからぬことなり政府より見れば兩社は恰も二人の子の如し保護を厚くすれば同様に厚くし之を薄くすれば同様に薄くす可し決して偏頗の處置ある可らざるが故に双方共に道徳の大義に基きて競争の念を絶つ可しとのことにて主任者も之に服し競争中自から約束を結び云はゞ定規の競争を勵み居たるものが又近日の風聞にては此規律も實地に行ふを好まずして之を破りしより今度は更に互に鋒を研き腕のあらん限りに臨機の舉動ある可しとのことなり其勝敗如何なる可きや我輩の關せざる所なれども勝敗は唯資金に在るのみ三菱の資力厚くして長く損亡に堪れば三菱が長命なる可し共同が政府より保護を受ること無盡蔵よりするが如くならば共同の勝利たる可し何れにも今日の世の有様にして長く兩社の兩立は行はれざることならんのみ（明治十八年四月十六日）

日本の海運は如何なる可きや

我輩は前號の紙上に二大會社の競争と題して三菱會社と共同運輸會社と互に其營業を争ひ漸く其船賃を引下げて漸く其資力を失ひ、之を失ひ盡して遂に滅亡するに至る可しとの次第を述べたり現に今日の有様にては日本の商賣世界に限ある荷物船客を兩社にて取り合ひ従前なれば日本船相當の荷物にて迎も汽船には積むに足らずとせし粗大低價の品にても今はこれを貴重なる汽船に引受け尙ほ止むに優れりとて僅かばかりの運賃を收領して強ひて自から慰るが如

きは人類にして牛馬の用を爲さしめ學者を役して土方の代用を爲さしむるに異ならず人類固より牛馬の用を爲す可し學者亦土方の役に適す可しと雖ども如何せん其事の賤しきが爲に報酬も亦賤しくして迎も貴重なる身を養ふに足らず唯自然に衰弱して斃るゝを待つ可きのみ抑も海運は海國の一大事業にして其國の聲價も海運の盛衰如何に由て輕重する程のものなり武事一偏の時代には一國を評價するに其海陸軍の多寡を問ふて止みしことなれども今の文明は唯武備の一事を以て足れりとせず例へば陸軍の強弱を知ると共に鐵道電線の長さを問ひ、海軍の數と共に他の汽船の多寡と其航路の長短を問ふを常とす左れば海國に於て海運の大切なるは正しく海軍に等しきものにして其海運の權を外國人の手に授けると自國人の手に握るとは正に國權の關する所なれば苟も日本國民たるものは朝野の別なく常に此に注意して輕々に看過す可らず幸にして我國に於ては沿海渡航の權を他人に授けずして自國人の手に握り郵便汽船の航路も上海より香港にまで達したれども尙遠く印度海を渡るを得ず東太平洋海を望めば唯米英船の來往するのみにして一隻の日本船を見ず去りとては海國たる日本の體面に於て遺憾至極なりと思ふ折柄汽船航海の業は日に進歩して明治十五年に至り新に共同運輸會社の起るありて大に海國の面目を改め最早船舶の不足もあらざれば之よりして我汽船も漸く海岸を離れて遠航を企るものあらんと待ち設けたるに何ぞ料らん運輸會社の設立と共に三菱會社には困難を感じ一方の事業の漸く進むに従て一方の困難は次第に重きを増し我輩の期したる印度海に太平洋に航路の延長は全く水泡に歸したるのみか一度び達したる香港の航路さへ收縮して却て退歩の色を現はしたり然りと雖ども一盛一衰は人事の常なれば共同運輸會社の出現したるが爲に三菱會社が孤城落日の運に陥り之に代て共同が大に爲すことあれば是亦甚だ妙なり我輩の眼中三菱なし又共同なし視る所は唯大日本國の海運のみのことなれば何人の手に論なく苟も海運の業を盛に

して我沿海に外船渡航の營業を許さず尙進で遠洋に彼れと前後を争ふが如きものあれば甚だ満足なりと雖ども此一點に至ては共同も亦大に頼むに足らざるもの、如し前節に云へる如く共同の設立のために三菱の感じたる其困難は獨り三菱のみならず共同も亦共に感じて兩社の難澁は毫も輕重あることなし我輩は兩社のために歎くには非ずして日本の海運のために長大息せざるを得ず今日の儘にして恰も東西の兩雄が狭き日本の沿海に勝敗を争ひ之が爲めに他の小會社は滅亡して隨て國中に造船の業も衰るのみならず其兩雄自家の力も日に月に消耗して遂に斃れんとする其時に當り外國人が現はれ出で、事を企るなきを期す可らず鶴蚌の比喻寫し得て眞なり會て聞く我條約改正の談判に就ては我方より様々提出する要求の代りに外國人も亦夫れ々々求る所のものありて其箇條の中には日本の沿海に外國船の渡航云云の申出しもありと云ふ固より風聞のみのことにして信するに足らずと雖ども其信偽は兎も角も外國人が日本沿海の渡航を冀望するは事實に相違なきことなり内に釁の乘す可きものなきも尙且油斷す可らず然るを況や我海運は日に自から勉めて釁を製造するに於てをや國のため寒心に堪へざるなり（明治十八年四月十七日）

日本郵船會社の紛紜

三菱會社と共同運輸會社と合併して新に日本郵船會社を設立してより間もなく其新會社の中にて何か困難なる事情を生じたること、見え會社創立の際より委員となり引續いて理事に任ぜられたる莊田平五郎小室信夫堀基の三氏は同日に辭表を呈し其外に解備したる人物も幾十名ありとの事なり、何れの會社にても人の黜陟は珍らしからず日本郵船會社に於ても今回その役員の進退に由りて向後大に事務の擧ることあるべきか又は之がために其遲滯することある可

きか我輩傍觀者の容易に知る所に非ずと雖ども兎に角に一時會社に動搖を生じて其鎮まるまでは日月の長短に拘はらず差向き會社の利益には非ずして損亡なりと云はざるを得ず其利害の評論に至りては他日事實を聞糺したる上のこととして今日は之を差置き我輩はそもく日本に共同運輸會社なるもの、起りし時の事情より以て今日に至るまでの次第を略記し世の人をして過ぎ去りしことを想ひ起して現在の有様に注意せしめんとする者なり指を屈すれば既に四年餘りの一むかし明治十四年のころ政治上に國會論と申す一問題を生じて人心何となく騒々しく或は政府の中にも少しく其談を催して一部分の人々には之を是とする者もありしやの處、丁度その頃に舊開拓使の所有物拂下げの一條に付ても世の人の目を屬する所となりて少年書生輩が大造らしく囂立るなど一入世論の喧しき其最中に參議大隈重信君は辭職して其前後君の評判甚だ宜しからず漠然たる江湖の風聞固より取留めたることはなけれども百口喋々隨て出れば隨て奇を呈し君は獨り何々の魁を爲さんことを企てたりと云ひ、君は何々のために大に金を要し其金は兼て君の眷顧する三菱會社より出ると云ひ、三菱會社は一商社にてありながら政談に關係するとは濟まぬことなりと云ひ、尙甚だしきは福澤諭吉君も大隈君の政友にして三菱の金を利用して由々しき事を謀る謀主なりと云ひ、奇々妙々不思議千萬の言を放つ者多かりしと雖ども左りとて素より事實なければ證據のあるべきにもあらず之を要するに天下無數の齊東野人を生じたる有様なりき、斯くて是等のためにや大隈君は官吏なるが故に辭職し福澤君は辭すべき官なきが故に其まゝなりしかども三菱も既にこの評判を被りたる限りは何か多少に影響せらる可きは浮世の習ひにして且その富豪は隠れもなきことなれば天下の貧者は無論、錢ある人にも攻撃の論鋒をこの豪社に差向け三菱汽船會社の運賃は高しと云ひ、否な其運賃安くして他の船と競争し恰も海運を専らにして他を苦しむると云ひ、或は日本の商賣に比較し

ては今の日本の汽船にては不足なりと云ふなど様々の議論は皆三菱會社を窘なめんと欲するものゝ如くなりき、斯る有様に明治十四年を過ぎて翌十五年に至り偶然にも共同運輸會社の設立を見たり抑此會社の設立はまさか三菱會社云々のために特に出來たる事には非ざるべしと思へども其時節柄が三菱不評判の最中に當りたるが故に社の株金を募集するにも甚だ都合宜しく加ふるに政府より出格の保護もあり募集者の周旋も甚だ行届くかたぐ立どころに何百萬圓の大金を得て三菱に拮抗するほどの一大汽船會社となり其事務漸く整頓して駁々進歩する其中に不圖首を回らして前年の政談國會論開拓使拂下論の一場を想ひ起せば誠に一場の夢物語にして大隈君が何々を企てたるにもあらず、三菱が中々以て資金を出したるにもあらず、福澤君は依然として政治社外獨立平氣の舊福澤君を以て自から居り大隈君の政友にもあらず其事實自然に明瞭にして奇語を用れば三菱も無罪放免の姿と爲り昔年一時の評判は恰も烟より生じて烟に消散したりと雖ども烟ならざるものは共同運輸會社の實物にして既に儼然たる汽船會社の出來たる上は商賣上に於いて利益を求めざるを得ず、利を求めんとすれば時として他の同業者と競争せざるを得ず即ち本年春以來世に名も高き三菱共同の大競争を起したる由縁なり斯の如くして兩社共に利する所なきのみか其有様は武士の果合ひの如く敵を殺さざれば敵に殺さるゝの勢にして日々資力を費し共同運輸會社の如きは政府より加入の株金も二百六十萬圓の巨額にして其資金に對し素より利する所なく人民所有の株券さへ漸く價を落すの色を顯はして其困難容易ならず又三菱會社の方にも限ある一會社の力量にて迎も斯かる競争を數年の間に持續すべきにあらず双方相對して次第に疲勞を覺ゆる其時に和睦の一聲天邊より降り來りて大旱の雲霓、角力の預り、一も二もなく仰せに任せて兩社睦じく合併の事と爲り目出度く局を結んで日本郵船會社の設立を告げたるは本年九月廿九日のことなり此會社の組織は資金合

して一千百萬圓の内舊三菱會社の所有十萬株五百萬圓、舊共同運輸會社の所有十二萬株六百萬圓にして此六百萬圓の内二百六十萬圓は政府の筋より三百四十萬圓は人民より出たるものにして且政府の惣株金に對し會社營業の盛衰如何に拘らず自今十五箇年の間は必ず年八分の利を請合ふとの特典を授けたるが故に社業繁昌して歳入多く諸費を償ひ社員の俸給等を支辨して其の殘額が八十八萬圓以上に上れば政府の特典を煩はずに及ばずと雖ども若しも然らざるときは國庫の金を以て之を辨ぜざる可らず聞く所に據れば郵船會社の船舶大小合せて凡そ八十艘閉却するものも多からん其閑と忙とに論なく維持の費用は決して少々ならず社中役員へ渡す月給の金さへ毎月何萬圓の高なりと云へば我輩の臆測を以てするに年々何百萬圓の社費を支拂ひ純然たる純益が八十八萬圓以上に達すべきや聊か疑懼する所なきを得ず萬一その不足する場合に於ては先づ政府の筋より出たる二百六十萬圓に對する利子は見る可からざることならん利子なき資本は死物にして取も直さず其八分利の高二十萬八千圓は國庫の損亡と云ふべきものなり尙ほ是れにても足らざるときは或は政府は約束の義務として更に持出すこともあるべし但し商賣の事は豫言すべからず會社大に繁昌し政府八分の請合も唯名に存するのみにして實の出金を要せざることあるべしと雖ども今日の有様に從て其果して益か損かを測量せんとらば假に爰に内國又外國に一豪商か又は保險會社ありとして吾々が之に掛合ひ日本郵船會社の株式高一千百萬圓に對して十五箇年間毎年八分の利を請合へと囑托して其大凡を測り知るに足るべし我輩の所見を以て十露盤を取れば其豪商又保險會社は必ず容易にこの囑托に應ずることなくして若しも熟談に及びたらば之を請合ふがために一時又は毎年何ほどか其請合の請合金を求ることなるべしと信ず即ち其請合金は十五箇年間政府に歸する損亡の數なりと知るべし何れにしても郵船會社は我政府財政の累を爲す者にして決して國庫を利するものには非ざるべ

し左れば其社員たる者は政府の特典を被りて役員は社員を代表する者なれば勉強の上にも勉強すべきは勿論にして假令へ或は内實に忍ぶ可らざるの事情あるも之に堪へ忍ぶこそ政府に對し又國民に對して徳義上の務なるべし故に今回その社中役員の進退に就ても我輩は一層深き感慨を起すものなり又その感慨轉じて愚痴となれば尙ほ残念なるものありと申すは三菱共同の合併なかりせば今回郵船會社中の紛紜もなからん、又廻りて共同運輸會社なるもの初めよりなかりせば彼の合併もあらざりし事ならん、又溯りて明治十四年の頃三菱會社の評判悪しきことなかりせば共同運輸會社の設立も當時の如く速に成らずして夫れ是れする中に其設立を見ざることもありしことならん、又溯りて當時齊東の野人等が烟の中より説を作り又その説を奇變し其説を妄信して社會を驚かすことなかりせば三菱會社の評判も世上に流布せざりしことならん、三菱の評判なければ運輸會社の設立も或は疑はし、運輸會社設立せざれば合併もあるべからず、合併なければ合併後の紛紜もあるべからず、平地に波を起して世の中を無益に騒がす者は夫れ唯齊東の野人なるかなと呼んで返らぬ既往の事を繰返へして今日の現状を視れば社會のために残念至極なりと云はざるを得ず但し明治十四年來頗る世間の風潮の變はりて事實に現はれたるものは獨り汽船會社の事のみならず天下無限の新事情を生じて今日のこの有様なりと雖ども我輩が今回特に其會社の一事に觸れ四箇年來常に著目して心に感ずる想像の順序を云へば其大概は右の如く排列せざるを得ず讀者我輩と感を同うするものあるや否や（明治十八年十二月九日）

教育學術

英語と支那語

日本人富まざれば日本國強からず國權の伸縮國力の強弱はたゞ單に富の多少に關はることなり左れば日本國が今の世界に在て西洋各國と對等獨立の交際をなさんには先づ第一に商工農の事を盛んにし殖産の道を開て大に外國の貿易を擴張せざる可らず日本帝國の前途偏に商賣に依頼するの一策あるのみとは毎々我輩の陳述する所にして誰人も此の儀に否を唱ふるものは無かるべきなり

さて外國貿易を盛んにせんとするに付けては種々様々なる人事々物の改良を要することにて手始めには内地の交通を便にし物産製造の道を開き或は又商工農者に教育智識を與へて貿易の手心を知らしむるなど其方便は極て多端なる中にも取り敢えず大切なるは日本商人が外國の事情を知る事是なるべし日本商が外國の言葉にも通ぜず外國の市況をも知らずと申す有様にては迎も充分盛大なる貿易の行はるべき筈はなく喩へば啞聲者おしんぼに用向きの談判を托し置くと一般、決して其用向の抄取るべき謂はれを見ざるなり故に外國の貿易を助け長ぜしめんとせば日本商人が外國の言語に通じて差支え無きに至ること其捷徑にしてこれを外にしては他に良策を見出さざるなり

日本商人が外國の言語に通ずるの必要事實右の通りなりとして然らば外國の言葉中、何れの言語を最大有用なりとするやとの疑問起らば夫は言ふ迄もなく英語に越すもの有る可らず海外の貿易市場は甚だ廣しと雖も又甚だ多しと雖

も孰れの地とて英語の通ぜざる處は無し、太平洋を斜に南に航して濠洲のシドニー若くはメルボルン府に赴き見るべし、英語を知らざれば必ず其地にて貿易を營む能はざるなり、或は太平洋を東に航して米國のサンフランシスコに赴き見るべし、又上陸してニウヨーク、ボストン等の大市場に赴き見るべし、或は全く航路を轉じ上海に赴き香港に赴き新嘉坡に赴き次に西して印度各地に赴き紅海を過ぎ地中海に入り各地有名の市場に赴き見るべし、英語を知らざれば又必ず其地にて貿易を營む能はざるなり、獨り是のみならず現在日本國の開港場、僅か五箇處の地に於てすら英語の媒を假らざれば取引はれず、特に將來日本國を打開て内地雜居、外商雲集の時節ともならば今の五港は愚か、八十餘州の隅々浦々までも英語に依頼せざれば商賣の出來難くなること明白、然少しも疑ひなきなり、即ち世界上孰れの處をも擇まずたゞ貿易といふ二字の作用の顯はるゝ土地には又必ず英語といふ二字の働きに依頼せざる可らざるなり、日本商人が只管英文英語を解するの必要正にこの點に在るものと知るべし。

英語の日本人に必要大切なこと正に右の如きものなりとして其次に有用なる外國の言語は如何にといふに我輩は即ち支那語なりと返答すべし、抑も日本と支那とは同じく亞細亞の東端に位して東洋の二雄國たるは人の知る所その平生政事上外交上の關係の極て重大なるは今更言ふまでのことに非ず、左れば單に此一點よりして考ふるも日本人が支那語學に通ずるの要用實に一日も打棄て難き次第なれど、夫等の議論は他日に譲り、今單に貿易上に付て此の支那語學の必要なると申すは現在日本國の外國商賣、年に凡そ七千萬圓内外の處にてその中支那との貿易に屬するもの凡そ一千二百萬圓、即ち日本貿易總高の六分の一を占め、日本の通商國二十餘邦ある中にて英吉利亞米利加の二國を除けば我上得意場は則ち支那國なりと云はざるを得ざるなり、然るに此支那の外國貿易總高は年々二億乃至二億五千萬の多きに達し

この數を以て日支間の取引高に引較ぶれば日本は僅かに其二十分の一内外を占むるに過ぎず、甚だ微々たるの次第、今後若し大に支那の貿易を盛んにせんとせば今の取引高一千二百萬圓を三倍にし五倍にすること決して難からずと信ずるなり、日本が支那より仰ふぐ所の砂糖の如き棉花の如き實に莫大の金額にて容易ならざる取引なるに日本の商人にして誰とて右品物買出しの爲め支那に赴きたる者はなく、棉花の相場如何なるとも、砂糖の景況如何なるとも皆頓とこれに著目することなし、又日本より支那に輸出する海產物類の如きも先方内地需要の模様或は相場の高低等誰一人として心得居る商人なく、日本貿易總高の六分の一をも占むるほどの支那貿易、唯一に支那商人の手のみ打任せ置て而かもこれと取引する日本商人は少しも支那語に通ぜず支那文を解せず（爰にいふ支那文とは儒學の事を指すに非ず、支那現在の俗文時文をいふなり）といふに至りては亂暴不始末、實に言語道斷なりと評するの外なきなり、尤も日本人が佛朗西人と商賣するには佛語に因らずして矢張り英語に因るべし、伊太利人と取引するには伊國語を用ひずして同じく英語を用ふべし、英語は貿易國の通語なるが故日本も貿易國たらんとせば同時に英語國たるべきこと論を俟たずと雖も、今支那と貿易するに當りて支那語の甚だ大切なりと申すは成程、支那商人の中にも英語熟練の者あるには相違無かるべけれど、これは其國の開港場又は日本居留の僅少なる支那人を限りての話し、日本人が支那の内地に追々貿易を弘めんとせば是非とも支那語を學ばざる可らざるの理また多辯を要せざるなり、且つ獨り英語にのみ依頼して支那貿易を營む能はざるの譯といふは支那は東洋一種の國柄、その内地市場の景況或は貿易品需要の模様などを知らんには勢ひ支那人と交際し支那語にて談話し支那文にて往復するの力を具へざる可らず、且つ我輩が支那語の日本人に必要なりと爲すは獨り直接に支那貿易に關係する人の身の上に就てのみ云ふに非ず、一般西洋との商賣において之を論ずるに支那は誠に日

本の競争者たる恐れあるが故に支那の事情に通じ支那の商況に熟すること一時も忽がせになし難き急務と云ふべし例へば日本國の國産として依頼し誇稱するは目下たゞ生絲茶の二品あるのみなれども此二品の支那國より西洋に出づる其高は實に巨大にして單に上海の一港より輸出するもの許りにても年々茶生絲を合せ大數四千萬圓を下らすその外漢口と云ひ福州と云ひ或は臺灣諸港若くはその他の港場大抵孰れの地よりも茶又は生絲を産せざるはなく隨てその外國市場の相場を變動するの力も日本に幾倍するものなれば支那内地、本年茶の製作は如何ん又生絲の收穫は如何にとその景況を知悉せず獨り日本の小市場内に蟄伏し以て茶生絲の商賣を盛んにせん杯とは實に不心得の至り又不覺悟の至りと申すべきなり畢竟支那語が日本の西洋取引商人に取りて亦甚だ大切なりといふ所以は支那は獨り日本の商友として恃む者たるのみならず兼て商敵として大に畏るべき所あるを思へばなり日本の商人たるもの英語を學ぶと同時に又斷じて支那語をも學ばざる可らず（明治十八年九月十六日）

尾州知多郡の酒造改良

報酬なければ事擧らず日本の學問商賣工業には報酬なきが故に今日の有様にては其事の振ふべき見込なしとの大意は前題の社論に之を論じたりしが此論緒に就き我輩の心頭に浮びたる一事あれば記して以て讀者の考案に供せんとす其事遠きにあらず明治十六年春の頃尾州知多郡半田龜崎其他同郡の酒造家百數十名連合して釀酒法の改良を謀り其法案もあらば指示を受けんとて愛知縣廳を経て工部省に請願し當時工部大技長たりし宇都宮三郎君（去年より官を辭して病を養ふ）の出張を乞ひけるに官これを許可して同年夏君は半田龜崎の兩所に往き夥多の酒造家を會して先づ化學

器械學の主義を平易に説き示し又従前釀酒法の在りのまゝを其まゝに一見せんとて白米を洗ふ時より次で之を蒸し、之を麴にし、作り込み、絞り上げ、貯るまで何十の手續順序を恰も訓練の如くに演ぜしめて其一手數毎に之を學問上の道理に引當て、説明を下だし雅言俗談懇諭至らざる所なく滞在凡そ三週餘、衆酒造家も學問てふものゝ左まで四角張りたるものにあらず俗に通じて實に利益あるの意味を始めて了解して學者の指示に従ふことに同意を表したり其指示固より一にして足らずと雖ども君が釀造法の改良に就き目的の大意を擧ぐれば

凡そ工業に關して化學の大眼目とするもの三あり曰く火を節する事曰く無益に現品を失はざる事曰く工場に生ずる無用物を轉じて有用物と爲す即ち副成物を製出する事、この三者は百般の工業に通用するものにして清酒釀造の業に於ても火を節して薪の省減を謀るは大緊要事なれば先づ酒造家の竈を改良して其目的を達すべしとて君の差圖に従て之に著手したりしに隨て改良すれば隨て省減の好結果を呈し遂に竈改良の流行と爲り今日に至りては知多郡中の酒造家にして一も舊竈を用る者なし之がため薪の代價を省くこと凡そ毎年二萬餘圓なりと云ふ

次に釀造の改良は先づ其目的を定め置き順次に其歩を進むべしとて左の三箇條の題を提出したり

第一既に醸し卒りたる酒の腐敗を防ぐ事

第二酒の善惡に拘はらず極めて廉價の酒を造る事

第三極めて廉價にして極めて良好の酒を造る事

以上三箇條の中差向き第一の目的たる防腐法を實施したるに果して好結果を得たり其の法唯冷處に酒を貯るに在るのみ蓋し君の化學の心匠は千緒萬端なりしと雖ども一旦發明して謂らく清酒に腐敗を來たす者は酒中有機物の滋蔓に

原因すること恰も人身體中虎列刺バクテリアの滋蔓するに異ならず而して此有機物の滋蔓は温度の高低如何に由るものにして温度高ければ滋蔓すること易く、低ければ則ち難し故に酒の腐敗は夏季に多くして冬季に稀なり之を防ぐの法は單に其酒を氣温低き處に置くを以て足るべしとて龜崎村にある小丘の北裏日光に遠き場所を擇んで洞窟を掘り一個の大樽をこゝに貯へて試みに明治十六年冬季醸造の酒にして翌十七年の暑を経過して少しも變味の微なし之を第一回の試験とす蓋し洞中の温度は四季ともに華氏の六十二度内外に居りて有機物の滋蔓す可き熱を得ざるが爲めに腐敗の端を發せざるものならん依て又同丘に深き洞窟數箇所を穿ち十七年度冬季醸造の大樽數個を貯藏せしに本年の炎暑を通して今日（十八年十二月）に至るまで會て變味變色の微を見ざること先年の試験に同じ之を第二回の試験とす此外にも各酒造家は君の教を聴き或は之に自分の工風を加へて土藏の内に穴を掘る杯様々にして温氣低き處に樽を置きたるに何れも好結果を得たり斯く二箇年の實驗を経て間違なければ最早この法を以て第一の目的たる清酒の變味腐敗を豫防し得たるを證するに足るべし

元來醸酒の術は純然たる學問の事にして化學上より研究せざる可らずとの道理は宇都宮君の懇諭する所にて知多郡の人も漸くこれに服し之を悦び明治十六年の秋龜崎に於て伊藤孫左衛門伊藤七郎兵衛外數名申合せ清酒研究所なる者を設立して要用の器械藥品等を備へ學士を聘して米水麴の分析より釀酵の程度、温氣の加減等都て學理上より研究し居るが故に前記第二第三の目的を達するも蓋し遠きにあらざるべしと云ふ

右は知多郡醸酒法の改良に關する報告の大略にして其改良の目的未だ半にも至らずと雖ども利する所は既に少なからず全郡の酒造家が竈を改築したるがために年々二萬圓金を省略するの外に尙ほ利益の大なるものは防腐の新發明是

れなり從來日本にて酒の腐敗を防ぐには大抵皆熱酒法を用るを常とす通俗これを火入と稱す凡そ醸造卒るの後直に此法を施し一回の火入のみにして更に再三せざるものを一つ火と唱へ最上等の酒なれども尋常一様の品は一つ火を以て其性質を保つを得ず夏季に近づくときは必ず變を生ずるが故にその將さに生ぜんとするを窺ひ再び火を入れ尙ほ足らざれば三たびして辛うじて一年間に堪ゆべし斯く火入するときは蒸發して酒を失ふは當然の事にして又この器よりかの器に移す際に散失する量も少なからずして之を平均すれば減量五分以上七八分にも上り其外に火入のために費す薪と勞力とを共計して尙ほ其外に火入を施す毎に酒の品位を落し價に差響く所の損失を算すれば決して容易なるものにあらず然るに今宇都宮君の防腐法を以て此損失を免かれしめたるは獨り知多郡の酒造家を利するのみならず日本國の損失を救ふたると云はざるを得ず同郡醸造の酒量を三十萬石として火入の損失を免るゝこと其一割とするときは三萬石の酒を空中に得たるものにして一石の原價金十圓とするも年々三十萬圓の所得なり若しも日本國中の酒造家が穎敏にして此學理を信じ竈の改築に猶豫なく採用したらば其利益は實に驚くべきほどのものならん假に國中清酒の高を五百萬石として其一割五十萬石を救ふときは利する所毎年五百萬圓なり亦洪大ならずや

人或は君の防腐法を聞き冷氣に依頼して物の腐敗を防ぐ甚だ奇ならずなど云ふ者もあらんれども是れは所謂人の傳授を聞いて後に大言を吐く者にして小人の言たるに過ぎず簡單の法を發明する者は簡單の人に非ず心匠繁多能く學理を明にして能く實際に通じたる人物にして始めて能く偉功を成す可きのみ宇都宮君の如き少小時より西洋の文明學に志し化學は其最も長ずる所にして殊に其所得の學理を人事の實際に適用するの才力に至りては是れまで君の成したる幾多の事業を見て遠く他人の企て及ぶ所にあらざるを知るべし即ち今回の發明も君が多年の辛苦、滿腹の學識、

僅に其鏡を露はしたる者にして決して偶然にはあらざるなり然るにこゝに怪しむべきは君が斯る大發明を以て日本國に大利益を起したるに日本國人の譽の如く盲の如くにして顧る者さへなきのみか其利益の當局者たる知多郡の人民さへ君に向ひ尋常一樣難有しの一言をば述べたるか之を知らざれども未だ大に謝意を表したるの事實を聞かず恩に報ゆるの適當なる青海苔貰ふて太々神樂と云ふことあれども日本國民は學問の功德に對し太々神樂舞ふて青海苔の返禮をも忘るゝ者と云ふべし蓋し此日本國民とて必ずしも恩を知らざる人種にあらず古來の歴史を讀み又現存無數の石碑など見れば誰れは某の戰に籠城攻撃したりと云ひ誰れは何地の戰場に敵の首を七つ取りたりと云ひ、額に向疵を被り、腕を一本失ひ、指を三本切られたりなど其功名赫々として盛なれども唯學問の談に至りて淡泊なるのみ所謂思想の簡單なる者にして人事の輕重を判斷するに唯強弱勝敗の區域内に止まり其以外に心を馳することを得ず純然たる小兒に異ならざる者と云ふべし我輩はこの事情に就て特に宇都宮君のために不平を鳴らすにあらず君は所謂塵俗外の人にして俗界の譏譽以て其心事を左右するに足らず或は我輩が君の名を掲げて此紙面に喋々したるを聞き却て君の清襟を煩はすの恐なきにあらざれども然りと雖ども新聞紙上に於ては我輩は君の私友にあらずして單に西洋文明學の親友なり學問を友として今の日本の有様を見れば君の身を外にして我輩自から不平なきを得ざるなり主人の待遇薄ければ客その家に留らず、我輩は西洋の文明學が日本に居り其待遇の薄きを見て辭し去らんことを恐るゝ者なり（明治十八年十二月十五日）

賣藥營業毀損之訴落著

久しいかな指を屈すればあしかけ四年、明治十五年十月三十日時事新報第二百二號の社説に太政官第五十一號布告と題して賣藥なるもの、無功無害これを服するも先づ以て水を呑むか茶を喫するに等し云々の次第を序ながら論じたるに賣藥に由縁ある東京の賣藥屋共が大に立腹したること、見へ營業毀損回復の訴訟を起して同年十一月二十九日新報社の者は品川の治安裁判所へ呼出され誠に驚入りたり最初より此方には計略もなく惡意もなく唯世間普通の品物に就きありのまゝの次第を述べたるまでの事にして俄に賣藥屋共の申すがまゝに誤入るべき者にもあらずとて所謂勸解不調となり夫れより原告人は時事新報の編輯人を相手取りて東京始審裁判所に持出し原告代言人は松尾清次郎被告代言人は澤田俊三、双方相對して辯論漸く進歩する其の中に世上の評判となり時事新報の賣藥訴訟とは誰れ知らぬ者もなき程に立至りければ左り逆は此方も迷惑ながら辯ずる所なきを得ず實は賣藥屋に立向ふて議論も如何とは思ひしなれども人を外にし物に就て云へば詰り醫藥の事にして我輩が平生重んずる學理の領分を犯さるゝの心地して自から黙止し難く又斯く世人の口の端にかゝる以上は時事新報が敗すれば之を見て學理の敗北と認る者もあるべし中々容易ならぬことなりとて社中一同協議し又代言人澤田氏とも相談し必ず此方の勝利ならんと待設けたる甲斐もなく十六年三月三日の判決に被告の失敗と爲りたり、一敗尙ほ時事新報の膽を落すに足らず直に控訴裁判所に持出して今度は此方が控訴人賣藥屋が被控訴人にして例の如く相互に辯論し今度こそはと思の外明治十七年九月二十七日は又もや新報の敗訴には實に驚入りて限りなし新報も今は自家の勝敗を喜憂するに非ずして目的は唯文明醫學の道理が我日本國の社會に行はるゝ敷行はれざる敷と恰も今度の詞訟を其測量器に利用せんとするに在るものなれば身は控訴の局に當りながらも精神は傍觀の地位に置き只管國のために學理の勝利を祈るものから自身に勞を厭はず又法廷の煩を憚らず

して第三の大審院にまで上告したり即ち詞訟最後の場所にして學理の生死存亡に決して復た回復の道あるべからず最初賣藥屋共は營業毀損回復とて訴を起したれども今や新報の精神は恰も學理毀損回復の上告にして天下の學醫學者と共に斯道の成敗如何を試み、敗すれば即ち新報の敗にあらず學問の眞理原則の敗なり成れば即ち新報の功にあらず眞理原則の勝利なり日本の文明社會能くこの學理の生存を許すや否と大切に判決の日を待受たるに我社會文明の事實は其名に背かず昨二十五日大審院に於て前の裁判を破毀して新報の全勝に歸したり（判決文は本日の雜報欄内に在り）

前述の如く時事新報は最初より賣藥に對して惡意あるにあらず況んや其人に於てをや夢にも之を惡むの心なし尙況んや彼の營業に於てをや賣藥品の有功無功に拘らず苟も無害のものならば水なり茶なり唯凡俗の買ふに任せて之を賣ること營業の本色にして官も亦公然その無害を認めて許すことなれば我輩が如何に愚なればとて無益の言を構へて他の商賣を妨るが如き鄙劣を犯さんや唯當時彼等が不圖誤解して一時の怒を起し辨說駁論段々に進みて世上一般の評判にもなり新報も今は早や自家の勝敗を争ふには非ずして云はゞ文明學理の保護者となり引くに引かれぬ場合に詰りて遂に今回の始末に及びしことなり世上或は我新報社を非し賣藥屋などを相手にして上告とは穩かならず假令へ彼れより訴へられて敗北するもその敗北のまゝに空嘯くこそ大人君子の舉動なれ今その然らざるは新報のために之を取らずなどて悦ばざる人もあるべし我輩も素より其邊に心付かざるに非ずと雖ども仁に當ては師に譲らず我輩が最も貴重し最も尊崇し畢生の力を以て保護せんと欲する學理の本體には一點の瑕瑾を許す可らずこの一段に至りては心身惜しむ所なし何ぞ世間の譏譽を顧みんや斯道に當ては天下に讓る者なし是即ち我輩が執念深くも今日に至りし由縁なり大

方の君子時事新報が賣藥屋に向て戰ふたりとせずして文明の道のために咆哮したりと認め給はらば幸甚のみ（明治十八年十二月二十一日）

社會交際

秩序紊亂の中に秩序あり

前號の紙上に記したる如く我輩は政府の衣冠文物整然として尊卑の分限明白なるを非せず却て大に之を賛成し又世の政治家が政談するを咎めずして却て之を獎勵する者なれども全國中の榮譽權勢を擧げて之を政治社會に歸し人の智愚品格を問はず唯官吏なるが故に尊しと云ひ其貧富學不學を論ぜず唯政談客なるが故に重しと云ふが如きは甚だ取らざる所なり蓋し其尊しと云ひ重しと云ふも當局部内に於ては誠に尊重にして妨なしと雖ども其旨を推して他に及ぼし一切の世事を包羅して洩らすことなく政治上尊卑を標準にして全國民の分限を定めんとするときは其包羅中に在る事業は最初より第二流の地位に下りて迎も盛大を望む可らず元來國を立るには固より政治なかる可らずと雖ども學問も亦甚だ大切なり殖産は最も大切にして宗教も亦衆庶の爲に要用なり此種の要を以て政治に比するときは會て輕重ある可らざること論を俟たずして明ならん如何となれば國に殖産の道絶へて學問の教育廢止し又隨て宗教の紊るゝが如きあらば國にして國に非ず政治ありと雖ども施すに處なければなり政治なり學問なり殖産なり又宗教なり一様に國の爲に大切なるものとするときは其國の人が一様に之に對して敬意を表するも亦當然のことなる可し太政大臣以下勅任奏

任の官吏は誠に尊しと雖ども是は政治社會中の尊にして學問以下の社會に於ては則ち然らず學問も一社會なれば殖産宗教等も一社會にして其社會中には自から一種の太政大臣ある可し又勅奏任ある可し是等の人物に向て國民の敬意を表するは政治社會の人物を敬すると毫も輕重なくして始めて一國全社會に尊卑の平均を得たる者と云ふ可きなり

封建世襲の常態として只管政治のみを重んずるの遺風尙殘留するの今日に於ては鄙言或は世人の耳に逆ふて不愉快を感ずるものもあらんかなれども今の日本は是れ封建の日本に非ずして然かも外國との交際を開き百事文明の風に從て世界萬國と文明の先後を争はんとするものなれば聊かの不愉快は國のためと思ふて之を忍ばざる可らず西洋諸國の狀態を察するに政體は各國様々なれども其立國の元素は決して政治のみに非ざるが故に國民の重んずる所も亦政治のみに限らず試に米國の諸新紙を見よ紙面の大概は普通の世事を記し就中殖産商工新發明の事項に關するもの最も多くして政治談の如きは僅に其一部を占るのみ蓋米の新聞記者が政治に迂なるに非ざれども其社會一般の好尚する所、政談にあらずして殖産經濟談に在るが故に然るのみ新聞紙は輿論を代表して輿論の重んずる所を重んずるものとするときは米國人が政治を意に介せずして殖産を重んずるの事實以て知る可し又佛蘭西のアカデミー（首府巴里の大學）は學者の叢淵として世界中に有名なるものなるが第一ナポレオン帝は其社員たるを得たれども第三世ナポレオン帝は之を冀望して終に許されざりしと云ふ即ちアカデミーは佛國學者の私立社にして之に入社を許すと許さざるとの權は社中固有の力に存し國帝の威を以てするも動かすこと能はざるの實證なり佛蘭西の學問重しと云ふ可し左れば今日日本國に於ても西洋文明の風潮を輸入して立國の元素を多端ならしめ幾多の力を各部に逞うせしめて以て一國全部の維持を固くせんとするには更に工風する所のものなかる可らず

在昔徳川時代專權の政府にて士族以下と以上と分界を定め所謂百姓町人輩を冷遇したるは相違もなきことなれども其士族以上の社會に於ては尊卑の名義分明なるが如く分明ならざるが如くにして以て全體の秩序を維持し冥々の際に人情を籠絡したるは施政の巧なる者と云はざるを得ず例ば京都の公卿は位尊くして實力なく諸藩主は兵馬金穀の權を專にしながら位に於ては公卿と齒するを得ず、親藩大藩の勢力大なりと雖ども天下の政權を執る者は必ず小弱藩主に限り藩力に於ては大藩の十分一にも足らざる者が其大藩主を進退するに自由ならざるはなし東西本願寺の住職其他諸本山の大和尚の如きは其格式遙に諸侯の上に位して宗教上に於ては實に尊大至極のものなれども政治上に關して寺社奉行より支配するときは奉行の下役が之を左右すること豚犬を御するに異ならず、幕臣は直參と稱して尊く諸藩士は陪臣と呼ばれて卑しと雖ども藩中の醫師學者等に有名なる者あれば直に拔擢して直參と爲し或は將軍に謁見を許して直參同様に待遇するの慣行あり故に實力なき者は爵位の尊きを以て自から慰め、爵位卑き者は實物を所有して自から誇り、執政は政權を以て一切を支配すれば大藩主は窃に其小弱を慙笑し、僧侶が小俗吏に進退せらるゝも其一派に於ては唯我獨尊にして人爵も亦諸侯の上に在れば得々たらざるを得ず、陪臣常に蔑視せらるゝも時として直參の榮を得れば深く悲しむに足らず此種の政略は徳川に最も多くして之を要するに其士族以上を制御するの法、一方を抑へて一方を揚げ恰も一身の左右を抑揚して本人の情を瞞著し其揚げられたる方に得意を催ふして抑へられたる方の憂を忘れしめ其際に中央政府は實に要用なる實際の政權のみを偷むの趣向なるが如し蓋如何なる專權の政府にても全國無限の權源を一處に集め政治上に權力ある者が位も特に尊く、家も特に富み、學識も特に高く、見聞も特に博く、宗教も教育も商賣も工業も一切萬事これを擔當し又差圖して人間社會の貴賤貧富智愚強弱一目分明井然たらしめんとするは

畢竟思ふ可くして行はる可らざるものなれば時としては俗に所謂氣に濟ぬこともある可きなれども人事各種の社會をして不行届ながらも各其働く所に任じ既に之に任ずれば又隨て至當の敬意を表し以て人情を安んぜしむるは經世の一大事にして徳川政府の如きは或は此に著眼し當時の識者も之を助け成したることならん固より今の時節に舊幕府の故事を手本とす可きに非ず今日は自から今日の工風こそある可けれども識者参考の一助にもと思ひ其故事に聊か評論を加へて態と之を記したるのみ（明治十八年五月十八日）

人間交際の禮

我々日本人は既に西洋諸國と交際の道を開き爾來我々の志願を云へば國威を世界に輝かして萬國を凌駕するに在りと雖ども書生の血氣論は姑く開き西洋文明の諸強國と肩を併べて並び立つの有様に至れば先づ以て一段の満足なりと云はざるを得ず事の實地に就て申せば今の條約を改正して治外法權を取除き海關の稅權をも我一手に歸せんとて朝野共に熱心するも其實は大造なる事を望むに非ず唯首尾能く出來上りたる處にて文明國と同格の地位に届くまでのことなり是れとても十分の目的に達す可きや覺束なき程の次第なれば我輩は今日外國の交際に就て多を求る者に非ず唯その所望の點を彼我併立の處に定めて餘念なきものなり扱西洋文明の國々と同等ならんとするには彼我の風俗習慣相互に同様ならんこと最も願はしき所なれども今の勢に於て西洋人を化して我習俗に歸せしめんとするも逆も行届き兼ねることなれば我れより奮發して次第に我古風を改め我れより進で彼の風に近づくより外に名案なかる可し日本人は既に廢刀斬髮より服飾までも西洋風に改めたるは蓋し此趣意ならん、盛夏の避暑、日曜の休暇、洋食宴罷んで車

中巻烟草を咬へ去るが如きは天保弘化の天地になくして明治の今日に行はれ洋風の外見甚だ妙なりと雖ども此西洋流の人にして開國三十年來頓と忘却して今に尙心付かざる大缺典と申すは他に非ず男女釣合の一事なり讀者も既に知らるゝ如く西洋にては婦人を重んずるの風俗にして人間交際の大半は婦人の司どる所なりと云ふも過言に非ず故に男子が婦人に逢へば常に一步を讓りて禮を盡さざるはなし其言を慎み其容を修め漫語せず喫烟せず況んや姪猥に近き談に於てをや風俗の固く禁ずる所にして犯すものは狂人として社會に擯斥せらるゝのみ例へば日本にても婦人の言葉は自から優しくして便所と云ふ所をハカカリと云ふが如きは甚だ奇麗にして耳に障らざるものなるが西洋に於ては男子が正にこの通りにて婦人の在る所にて便所などの語を用ひざるのみか腰と云はず臍と云はず乳房と云はず腹痛の腹の字も禁句にして之を胃痛と稱し一言半句も人身の下部に觸るゝを許さず唯其部分の名を打明けて云ふは病氣に付き醫師と患者と低聲に耳語するとき在るのみ其嚴肅なること斯の如し蓋し猥褻を避るは文明の人事に於て應さに然る可きものなれども西洋の男子が特に婦人に逢ふて之を慎むの周密なるは特に之に禮を盡して敬意を表するものと評せざるを得ず即ち文明國一般の習俗なり然るに我日本國の有様を見るに中等以上にて婦人の優美なるは誠に申し分なき次第にして漫語放言せざるのみか其語言さへ低く交際の萬事控目にして内端一偏なるに引替へ男子の言行の粗暴なる實に驚くに堪へたり夫れも少壯血氣の輩が談論の興に入り相互に罵詈諧謔して禮を失するが如きは少年一場の快樂事として見る可きなれども年の少長に拘はらず男子相會して飲むときは無論、假令へ酒なきにも其談動もすれば猥褻に陥り甲乙目を細くして肩を聳し某妓の關係云々と嘲弄すれば某嬢の因縁は御心配ならんとて其脊中をたゞき喋々嘯々狂するが如く醉へるが如く之を傍觀して醜に堪へず或は當人の心には妓を擁して天下の事を談すなど云ふ支那流の古言

を信じ却て身の不品行を以て得々たるの意味もあらんれども其實は決して然らず本來この輩は所謂精神の尙未だ發達せざるものにして苟も肉體以下の件に非ざれば快樂を得ざる者なり、肉體の談を外にしては眞實に笑の顔色を開き能はざる者なり之を要するに文明の人類中にて尙下等に位する種族と評して可なり、渾身既に惡習慣を成したるものは其言行に發するや自然にして自から禁する能はず故に此輩が偶ま男女同座の宴席又は夜會等に於ても其語る所を聞けば席に不似合なる政談に非ざれば則ち猥褻談を催ふして毫も憚る所なき其様は傍若無婦人とも稱す可き醜觀にして今世の婦人が盛會に政談を聽て樂まざるは尙忍ぶ可しと雖ども藝妓論、外妾論より尙下で記者が此紙面に記すにも堪へざる程の肉體談に至ては婦人の之を聽くに苦しむの情は如何ばかりなる可きや其無禮は男子が婦人の傍に袒裼裸體するに異ならず尙甚しきは廣座の一隅にて男子が相互に耳語して窃に同席の婦人の醜美を評し或は陽に某嬢の容色を稱揚して特に其猷酬を促し或は宴席將さに終らんとするとき聲を放て別品座に空しければ僕も亦去るなど云ふが如きは動もすれば我輩の耳にする所にして畢竟婦人を愚弄したるの舉動なりと云はざるを得ず方今我國には寄留の外國人も甚だ少なからずして時としては宴席等に來會することもあり新に渡來したる者の如きは始めて此體を目撃して大に驚き奇異の思を爲すと雖ども追々其事情に慣れ又先來の同國友人等に聞て日本の習俗は凡そ斯の如しと合點すれば兼て交際に穎敏なる外客、乃ち調子を合せて啻に此醜體を咎めざるのみか己れも共に之を犯して他の醜者の歡心を得んとする者なきに非ず是に於てか日本男子は外人のこの様子を窺ひ見て大に悟り成る程世界の人情に異同なし兎角浮世は色と酒なる哉と獨り自から勝手に説を作りて益憚る所もなく浮かれ浮かれて世を渡り其内實は既に彼れに我内幕を見透かされて無限の輕蔑を蒙りたるの情を知らざるこそ氣の毒なれ抑も男女の事は人生の祕密にして徳教を以て

制す可らず法律を以て縛る可らず結局人々の自由に任するの外なしと雖ども文明の外装次第に整齊するに従て内實は兎も角も外装丈けは之を飾りて祕密に祕密を加へざる可らず彼の妓を擁して天下の事を語るなど云ふ古風の才子氣取りは今日に通用を許さず或は内國の田舎者同士ならば尙可ならん花街柳巷通人の名譽は以て社友を壓倒し、揚州の第一枝を折り來りて之を專にするの權力は公に人に誇るに足る可しと雖ども文明裝飾の目を以て見れば肉體の情を公にするの醜にして祕す可きを祕せざるの愚と評せざるを得ざるなり前節に云へる如く今日我國の急要は古風を改めて西洋の文明流に近づき以て併立の地位に達せんとするに在り然るに獨り男女の禮儀に於ては三十年來尙依然として舊を改めず前途の望も殆ど絶念を告るものなり或は世間に婦人の交際云々とて周旋奔走するものもある由なれども其婦人なるものは如何なる所の處より出身したる婦人なるや往々内外人に公言す可らざる身分の者もあらん婦人の交際甚だ良し又この流の婦人も昔は昔、今は今にして今更如何ともす可らざる譯けなれども我身の出處の因果として事に當り自から省みて大に遠慮する所なかる可らず本人のためには氣の毒なれども本源を尋れば其良人が平生不品行にして前年我身の貧寒なる時に不圖これに誘はれて其玩弄物たりし報として自から慰めざるを得ず事柄は異なれども數年前米國にて大統領グラント氏就職夫妻盛宴を張て内外の貴女紳士を招待のとき時の露國公使の細君その出處曖昧なるを以て大統領の夫人は之を其宴會に招くを肯ぜず二大國の間柄去りとは大事なり迎様々に周旋する者多かりしかども何様にしても之を聽かず遂に露公使の夫人に限りて宴に列するを得ず之が爲に公使は遂に華府在留を免ぜられたることあり外國交際の鄭重にして其婦人に關するの大なること推して知る可し方今我國朝野の人にしてグラント夫人に愧るもの有るや無きや我輩これを云ふに忍びず畢竟古來の惡習俗日本男子が婦人を器械視して敬するを知らず常に之を

玩弄するの餘り終身の配偶を撰ぶにも輕率なるの證として見る可きものなり（明治十八年八月十日）

宗教道德

教法の盛衰は世の不景氣に係はる筈なし

第一

世の中不景氣なれば品物の捌口澁くして商人に利の儲け無く穀物野菜の直段廉くして農民一般に困究し職業仕事の口乏くして工人皆な資を獲るに苦む、金融逼迫、信用落地の今日において農工商全體の人が憂き艱難に遭遇するは獨り己れの過ちにも非ず又他人の咎にも非ず社會の人誰彼と無く一樣一般この不景氣の潮流に流されては容易に浮む瀨のなきも國の災難と諦むるより外に仕方有る可らず故に農工商者に向て何故に君等は斯くも振はざる、其振はざるの咎は世の不景氣に因るに非ずして全く自家怠惰の罰なりと言ふは實に苛刻の評論にて我輩のこれを言ふに大に憚る所なれど爰に現俗の事を立離れて教法の事に入り抑も日本の宗教、近來非常に萎靡退却して振はず興らず少しも聲聞の達する無きは畢竟世の不景氣の結果にて世の不景氣こそ即ち法燈暗翳の原因なりなど言ふ者もあらば我輩は直にこれを斥けてその口實を假借すまじと信するなり熟々此三五年來の世相を案するに西洋の宗旨國內に傳播して日増し盛大の勢を顯はし、宣教師の盡力、信徒の熱心は我輩局外の徒に於ても甚だ以て感服に堪えざる所あるなり然る故に昨今世上は例の不景氣沙汰にて到る處寂寥、愁嘆の聲のみなるに引換へ耶蘇宗の一派は追々繁昌して不景氣知らずとも申

すべき有様なり現に新聞紙面に顯はれたる事相に就て觀るも教法上の事と云へば十中の八九は耶蘇宗にその領分を占められ、某教會に於ては今度何處其處の地方に自教の擴張を圖ると云ひ又某宣教師は東京暑中の休暇を幸ひ何々の諸縣を巡遊して説教を爲したり杯いふ報道續々紙上に溢るゝと同時に他の佛教の方は如何にと顧みるに、實に見る蔭もなき閑散にて法燈佛光の照す所寧ろ螢火を羨むの趣なきにあらず斯の如きは佛者に取り甚だ殘念の至りならんといへども詰る所は佛者怠惰の罪にして決して世の不景氣の咎には非ず若し無形の宗教も有形の商品貨物同様、不景氣の潮流に押流さるゝを免れざる者とせば今日の僧侶も一般の農工商人と與共惡運に際會したる不仕合せ者と云ふの外は無けれども此口實を楯にして佛法衰頹の咎を言ひ遁れんとするは甚だ不條理の次第、我輩に於ても之を假容する能はざるなり其觀面の證據には同じ宗教にてありながら西洋の耶蘇教が世の不景氣をも憚らず恐れず颯々と眞一文字に切通して絶て頓著の色を示さざるは宗教の事は左程世の景氣不景氣には係はらずして重に教法家自力の働きに因る故に非ずや又假に一步を譲り眞實、耶蘇教は世の不景氣杯いふ事には關係なくして獨立自盛の教力を有し、佛教はこれを有せざるが故世上一般不景氣にて檀家の諸衆殆んど自活の資無し況て布施の財を有せず、布施の財無ければ檀林維持し難し僧侶立往く可らず是れ佛教が此近頃衰頹不振に陥ちし原因なりと云ふ敷若し然らんには我輩は斯る佛法の機關組織を以て西洋の宗教を相手にし我舊宗教の體面を維持せんとするはますゝ覺束なき望なりと云はざるを得ず如何となれば佛法が世の景氣不景氣に連れて榮枯盛衰の相を現はし一伸一縮直接にこれに關係するは取りも直さず靈妙の法が汚俗に陥りたるの證據にして其獨立甚だ疑はしければなり本來宗教の事と現俗の事とは重き關係ありとは申しながら其自立の根本に於て教は教にして俗は俗なり甲の波瀾容易に乙に及ばず乙の影響亦容易に甲に届かざるこそ永久

の常法なるに今の佛法はこの常法を外れて何時も世波俗瀾の間に浮沈するのみか俗の光明却て佛法世界を照らし法教徒を攝取して捨てざるものゝ如し佛法の自立望む可らざるなり

本來我輩は佛教に私せず又耶蘇教に縁なし宗旨外に超立して専ら經世の事に著眼する者なれども熟々案ずるに佛も又日本國の一宗教なり全國十餘萬の僧侶七萬の寺院決して少なしといふ可らず加ふるに千餘年來その教の民心に浸潤りたる功德も深きことなれば佛教者が今の社會に立ちて縦へ進んで大に自教を擴張するの勇氣は無しとも責ては祖先より受傳はりたる教力だけを保守することは左迄難きに非ざるべきに實際これに反對の事相を呈するとは甚だ以て言甲斐のなき次第なりとも申すべし最初王政維新の當座、制度法令の改革とともに全國の僧侶は狼狽周章して自家の教儀を打捨て見るにも堪へず聞くにも忍びざる醜を現したるは現に我輩の目撃したる事柄なり當時俗世の波瀾宗旨の運命を危ふからしめ、佛教の命脈、政變のため既に滅却の姿に立至らんとせし其の僧侶たる者の勇氣なく決心なく、風に漂ふ萍藻の如く自立する能はざりしは僧侶の耻辱なりと申すべし尤其後は維新の天地靜かにして風波の宗教に及ぶ無かりしより僧侶等も漸く我と我本氣に復し嚮きの狼狽を悔ひて只管自教の廢頽を挽回せんものと心付き講社を設け學校を起し奮發勉勵の精神近年に至り稍々その效を見るの勢なりし處これと同時に現俗社會には例の謂ゆる不景氣沙汰なる者顯はれ農工商一般疲弊を蒙りたるより折角勢ひ附かんとせし彼の佛教がこの近頃に至りては俄に腰を折り維新騒動の際の狼狽周章といふには非ざれども此度は衰頽、萎縮して言ふ可らざるの厄難に指迫る所あるが如し素より人間は生活が大切なり衣食足らざれば宗旨を仰ふぐに遑ある可らず此理甚だ明白なりと雖も然らば目下日に盛大の傾きある耶蘇教は何に依りて能く自教を擴張し又何に依りて現俗不景氣の波瀾外に超然たるや屹度その原因仔細の在

るあるに相違なきなり聞く處に據れば近來佛家僧侶の疲弊困窮は實に甚しく、糊口の綱とも恃む檀家布施の財は乏しくして去迎外に自活の資力もなし地方遠僻、その甚しき處に至りては禪林の器具竊に鬻で旦夕を凌ぐものさへ間々これありと云へり斯る有様にては第一に自食自活の道の立難き次第なるにいかで佛教の維持擴張を圖る餘裕のあるべき佛家僧侶この一般の弊習を根治せざる限りは佛教の運命亦短きものと覺悟せざる可らざるなり

第二

日本の佛教は維新政變の砌に狼狽周章して識者の物笑ひとなり尋で漸くその本色に立戻りて教勢恢復の姿なりし處此兩三年來の不景氣沙汰にて僧侶一般疲弊し萎縮して倍々外教の爲めに驅り立てられんとするの次第は既に昨日の紙面にて粗ぼ開陳したる通りなり畢竟するにこれも佛教佛徒の一派その仕組と云ひ働くと云ひ孰れも世波俗瀾の表に卓立する能はざるの咎にして今其原因を擧げんとすれば大要左の如くなるべし

凡そ世の文明進歩して殖産興業の途開け農工商銘々に勞して銘々に衣食する時節となれば人の心においても我物は故なくして人に與ふ可らず人の物は又譯なきに我に取る可らず一毫も借らず假さず自持獨立して財を積み業を營むが乃ち處世の道なりと心得、苟も此道に外づるゝものなれば王侯鬼神たりともこれには其財を與へ難しと爲すこと孰れの社會に於ても皆見る所の事例なり左れば西洋各國宗旨の有様を見るに昔し舊教の盛んなりし頃には僧侶と云へば君主又は人民よりの布施のみを仰ぎて豊かに生計を營み生計既に足りて然る上にて専ら宗旨の擴張に従來したるなり其趣を喩へて言はゞ封建武士が専ら君主の俸祿を仰ぎて一家眷族を養ひ自活の資充分にして然る後ち自分は干戈鬪戰にのみ身を委ねたるが如し武士の俸祿と僧侶の布施とは恰も他人の財を只取りするもの古への社會はこれを許したり

と雖も今の世界は決して此の生活を許さず、自ら勞して自ら食すること文明の世に立つ農工商の本領にして僧侶と雖もこの本領をば犯す可らざるなり故に西洋にても其後には僧侶一般自立の生計を營むの有様となり新教の徒の如きは皆な自身に衣食するの途を開き更にその餘裕を以て弘教に従事するは皆人の知る所なるべし勿論新教隆盛の今日、人民銘々より寺院教會にその財を布施する者も多きがゆへ西洋の僧侶は斷じて人の財を受けずといふに非ざれども其全體に就て論ずれば彼の舊教の如く君主より寺院附屬の領地を貰ひ又は人民に迫りて強て貨財を棄捐せしめたること無きは勿論その宗旨に熱心なる、自ら勞して自ら作りたる其財を衣食の費には用ひずして却て弘教の資に充つる如き實に感服に堪えざる所あるなり故に熟々西洋宣教師の人物を見るに日本の僧侶の如く自分宗旨外の事には無藝無能、供養看經の一事を離れて外に糊口の種子なしなどいふ役立ちの無き者には非ず醫者なり藝術家なり技術家なり何か一藝一能を有して屹度衣食の途の立ち居らざるものは甚だ少なしこれも文明の世界にては財はその人に屬して叨りに奪ふ可らず教法家たり迎容易に人の布施のみを恃んで生活する能はざるより起りたる自然の結果なるべし西洋宗教の基本は既に右様の次第なるがゆゑに自教の盛衰は決して世の景氣不景氣に關はることなく遙かに世波俗瀾の表に超然し、たゞ宣教師その人の熱心と勇氣にて彌々盛大に赴くのみなり文明社會の宗教は實に此の如くならざる可らず然るに日本佛教僧侶の有様は如何にといふに不面目にもこの獨立の生計を營むべき藝能を有するもの無く身は唯、佛に對して終年回向讀經の一事を務めその生活の資は單に檀家の布施捨金を仰ぐのみにて他に恃む所あるなし故に此財源涸れて流出の道を斷時は全國の僧侶は立處に路頭に迷ふべく兩三年來世の不景氣に連て國中各所の寺院今は殆んど立往き兼ねる慘狀に陥りたりといふも其原因は乃ち全くこゝに在るものと知るべし左れば世の不景氣恢復して一般人民の財源

稍々饑かなるに至らば布施の財も増して僧侶漸く蘇息の思ひを爲すこともあらんと雖も本來、人心の信仰に係る宗教なるものが斯くも世の景氣不景氣に支配され、金融逼迫の爲めに僧侶の肝膽を寒からしむると云ふやうなる不始末にては獨り佛光の汚れとなるのみならず西洋の宗教に對して其獨立を保たんことも亦極めて困難なるべし且つ世の景氣云云といふ談を離れ爰に社會進歩の事相に就き宗教の前途を案するに殖産の業進めば進むほど人々財を重んずるの念慮彌々増加するものにて惻然する時には如何に自己の信仰する宗旨の爲めなりとて容易には無益の財を散ぜざるに相違なきなり是れ社會進化の大法にして右の所論果して違ひなしとせば今日今後、他人の財をのみ仰ぎ居る日本の佛教僧侶と彼の自營自活の力ある西洋の宣教師と相對し相競ふ曉には優存劣滅の軍扇は孰れの方へ揚るべきか我輩はその勝利西洋の宗旨に歸すべしと信するなり又右の外日本の僧侶に自活力の無き間接の結果を言へば佛教は逆も西洋の宗旨ほどに人民の信仰を買ふ能はざることあるべし蓋し宗教に勢力ある所以は其間基本尊たる人の威光如何に在ることならんなれども此主因に差加へて他に副因の働きの甚だ大切なる者ありと申すは其教を弘傳する僧侶が宗旨外の能力を示して人の信仰を買ひ以て自教の光りを増すこと是なり既に日本にても古への名僧善知識と云はれたる人々は孰れも自教の奥旨に通ずるの外に種々の藝能を有し醫學の一端を心得居りて人の疾病を療するとか又は耕作の道、紡績の術を傳授して衣食生活の方便を知らしむるとか或は美妙なる彫刻を爲し又は繪畫を描きて人の嘆美を買ふなど要するに宗教外の事に付き己れの優所を示して他の劣所を壓し、その尊敬嘆賞を求め隨て自教の光りを増したることの多きは今更我輩の言ふを要せざる所なり又西洋の宣教師がこの藝能に富み之を方便にして教を弘めたるの事迹は現に世人の知悉する次第なるに目下の佛教僧侶に限りては絶て右の沙汰を聞くこと無く或は適々これを聞くも眞に稀有にして數ふ

るに足らず古への名僧善智識に對し又今の宣教師に對し此一段果して愧づる所なきや如何ん我輩の知らんと欲する所なり

以上は我輩が淡泊の心を以て公平に佛教の缺點を批評したるものなり近來僧侶は全體に窮乏して衣食の費用にさへ差支ゆる者尠からず各地方の寺院は檀家の布施なきに苦んで殆んど立往きの成り難き姿に陥りたり是も畢竟は世の不景氣の致す所なり、景氣若し挽回せば佛光復た輝かんなど、暗に世の不景氣を咎めて佛教の大本そも、既に誤る所あるを悟らざる者ありと思ふが故我輩は佛家諸氏が早く自營自治の道を設けてその宗旨を世波俗瀾の表に超然たらしめ、人の財に依らずして己れの財に依り世の力を恃まずして我力を恃まんこと勸めて已まざるなり（明治十八年九月十七日及び十九日）

雜說

尙ほ恃むべきものあり

徳川十一代將軍家齊公隱居して大御所と稱し薨じて文恭院と諡す將軍在位五十年天下昇平、風枝を鳴らさず西は九州より東は奥州に至るまで三百の大小名其國主たると譜代たるとを問はず一心幕府に奉事して他を顧るに遑あらず全國上下文恬武嬉徳川氏起りてより以來未だ此時の如く盛んなるはあらず將軍の得意想ふべきなり我輩此家齊將軍の逸事として曾て傳へ聞く處に依れば將軍の時世は實に徳川氏極盛の時にして日本國內一事の願慮するに足るものなく將軍の身として此上の愉快なかりしと雖ども此時頃より西洋人の亞細亞の極東に往來するもの漸くに増加し或は魯西亞人來りて蝦夷を掠めたりと云ひ或は英吉利船來りて長崎を擾がしたりと云ふなど日本近海に所謂黒船異國船の時々出沒することゝなりたるよりして國內有志の人々は早く其眼を外國に著け窺かに外國の事情を探知せんことを勉むるもあり將軍は此黒船又は外國の事を聞く度に顔色甚だ樂まず蓋し天下昇平萬民子來徳川將軍の身として日本國內一毫の掛念なしと雖ども唯黒船の一事のみは將軍の思案にも能はざる所あり何となく案じられて甚だ不愉快に感じたるなり故に專制政治の下に職を奉ずる吏人の本色として當時幕府の重臣近臣と雖ども將軍面前に在りて敢て外國の事を説く者なく黒船の話は幕廷の禁句なりしと云へり

今や我日本は天下太平四海靜穩文明駁々として日に益進歩し國運蒸蒸日上として日に益富強なり時に政黨集合の沙汰あるも忽ちにして平時の靜謐に復し時々不景氣の歎聲を聞くも未だ必ずしも途に餓莩を見るに及ばず假令何程に苛深の評を下さんとするも兎に角に日本國內丈けは目下太平無事なりと云ふの外なかるべし此際に當り我輩時に泣男の聲に倣ひ嬉笑鼓腹する人々の面前をも憚らず日本國外に國あるを説き西洋文明電氣蒸氣の恐るべきを説き世界の氣勢の向ふ所を説き亞細亞の運命を説き支那の運命を説き遂に又進で我大日本國の前途如何をも説くを見て世間往々不愉快の顔色を爲す者あり其人々の心中に思へらく日本は天下太平にして掛念すべき事柄に乏し試に去年の日本を取てこれを今年の日本に比較せよ其文明は進む所ありて退く所なく其富強は増すことありて減することなし國運の目出度き争かで此上あるべきぞ然るを汝時事新報記者去年の事を談じて衆と共に喜ばんとはせで意地悪くも來年の事を談じて態と人に愁を催さしめんとす甚だ其意を得ざるなり夫れも遠き外國を見ればこそ彼れの此れのと心配の種をほちくり出す

なれ近き日本國內に眼界を限らば假令泣男の眞似を爲さんとするも遂に泣くべき事柄のなきに苦しむるべしと以上は今日世間に所謂愛國論者の所論にして敢て我輩に對し公然其所見を吐露して益を求むるの勇なしと雖ども一概に日本前途を談じ世界の大勢を説くことを惡みて其耳を日本外の事に傾くることを憚り一口に我輩を洋癡洋臭なりと罵詈訾し去りて顧みて他を言ふ者滔々たる天下皆是なり此際我輩が顔面を犯して世界の事を談ずるは五十年前に徳川幕府の吏人が將軍面前に黒船を説くの所爲に類し餘りに無勘辨なる舉動なりとの誹もあるべしと雖ども我輩幸にして明治の昭代に生息し幕府吏人の不忠無誠を學ぶの要なきを以て狂と呼び愚と呼ぶも他の人評に任せ我輩は唯我見る所を正言して敢て諱むことを知らざるなり

然るに爰に又一種の論者ありて我輩の議論を遮りて曰く世界の事今日既に大に定まりたる所あるは汝の知る所ならん南北兩亞米利加は既に歐洲白種人の掌裡に歸したり又濠洲の如き亞非利加の如き今日未だ歐洲人の足跡徧ねからずと云ふまでのことにして追て人種蕃殖と共に此兩洲の全土を擧げて歐洲人の住地と爲すべきは固より疑を容るべからず歐羅巴、亞米利加、亞非利加、澳斯太利既に白種人の據る所となり剩す所は唯亞細亞の一洲のみ而して此亞細亞の如きも落日既に西山に春くの有様にして危急旦夕に迫れり人間にして若し太陽を招き返し再びこれを天に中せしむるの力あらばいざ知らず苟くも此力なき以上は萬呼千喚更に其詮ある可らず土耳其を見るべしボスホラス峽の秋月、商女の國風を謡ふを聞いて亡國の恨に堪えざるの人を見出すは蓋し多年の後にあらざるべし波斯以東印度、緬甸、暹羅、安南に至るまで或は既に歐洲人に征服せられ或は未だ公然征服の沙汰を聞かざるものもあるも其これを聞かざるは永久征服を免かれたるにあらずして歐洲人等自己の都合に由りて一時これを猶豫したるに過ぎず後來の希望絶無なり

りと申すべし唯今日に當り聊か望を屬すべきは支那の一帝國なるに此帝國とても到底永續の見込あるべからず多辯を要せず唯佛清事件の今日までの始末を見るのみにて世人も既に大概其心に期する所あるなるべし支那既に斯の如しこれに屬邦視せらるゝ朝鮮の如き固より論ずるに足るものなし全世界の實勢果して斯の如しとするときは我日本獨り能く此大勢の外に超然たることを得べきや如何甚だ思案を要するなり或は若し獨り此大勢の外に立つべからざるの掛念もあらば時に及んで早く大に思案を廻らし成る丈け無用の勞を取らず迂路に由らざる様工風せざるべからずと此論亦一理なきにあらずと雖ども其弊や自暴自棄に陥るの恐あるを以て我輩は決して斯る議論に同意を表すること能はざるなり我輩が人の笑罵をも顧みず大聲疾呼常に日本國の獨立を談じて止まざるものは決して空談放言行ふべからざる事を我同胞に責めて獨り自から樂まんとする者にあらず尙ほ事の爲すべきものあるを知らばなり我輩は我國人の其力能く此重任に當り得ることを知ればなり我輩は歐米人の懶惰頑迷なるに乗じて以て我壘柵を成すの餘裕あるを知らばなり今日我々日本人の任重くして道遠きは疾く我々の覺悟する所にして今更改めて其重きと遠きとに驚くを用ひず唯幸にして日本に男兒多し敢て俄かに歐米人の前に稽首するを要せずとて扱こそ我輩は斯くも疾呼して我同胞の注意を促すのみ自暴自棄論の如きは我輩の取らざる所又思も寄らざる所なり(明治十八年二月十八日)

我れを恃み又人を恃む

今の世界は行く／＼將に西洋白種人の爲めに押領せられんとするの勢ありとの事並に此大勢既に定まるの今日に際し尙ほ離齟として回天旋地の策を運らし自から止むことを知らざるは智者の事にあらずとの批評あるにも拘はら

予我輩が一意に我日本國の獨立を談じて敢て一步も退かざる者は我輩獨かに恃む所を知らばなりとの事も既に前號の紙上に論述したり、さて我輩の恃む所何處に在るぞと云ふに第一我輩は我日本人の能く爲すことあるを恃み第二我輩は歐米人の能く爲すことなきを恃むなり

第一我日本人が有爲活潑にして智と徳とに乏しからざるは世界に著明の事實なり世界日新文明の風初めて我日本の桃源洞裏に吹入りしは今を距ること僅かに三十年の昔なり此時は西洋諸國の文明早く既に長大の進歩を爲し居たるの時にして洞外洞裏其風候の相同じからざる冬夜夏日の相違も當ならず日本人は此有様を見て大に驚き我亦敢て他人の後に從はずと決心し政治に社會に軍事に農商工事に一切舊を改めて新に就き新日本國を建設せし以來其日尙ほ甚だ淺しと雖ども其經歷の次第を考へ其事業の成績を計れば決して尋常三十年の新國とは思はれず蓋し西洋諸國人が三百年の時と勞とを費して漸く其功を奏したる社會の大業も日本の進歩三十年の間に往々其落成を見る者多ければなり畢竟するに日本人必ずしも西洋諸國人に勝るの諸能を具ふるにはあらざるべし其或は萬國無類の上等人種たるべき働を呈したるは其地位の致す所にして外部の刺激これをして然らしめたるならん又日本人必ずしも西洋諸國人に劣るの下等人種にあらざるべし其證據は假りに日本人と西洋人と其地を易へしめ西洋人をして我日本の事に當らしめたりとせんか僅々此三十年の間に彼等の成し得る所は恐くは我々の成し得たるものゝ外に出でざるならん或は事と品とに由りては我々の能くしたる所にして彼等の能くせざる所も多からんかと思はるゝ程なり兎に角に我々日本人は全體上より論じて決して西洋人に後れを取る者にあらず唯彼れと我れと其地位同じからず彼れの文明に入るや早くして久しく我れの文明に入るや晩くして短かきが故に彼れが一步を進むる間に我れは十歩を進めざるべからず彼れが一事を成

す間に我れは十事を成さざるべからず是を以て我任重く我道遠く未だ我々が油斷を許すの時節到來せざるのみ

第二西洋人の因循固陋なるは實に案外千萬なるものあり第十九世紀内西洋學術の進歩は其長大實に譬ふるに物なし陸に鐵道あり海に汽船あり電信線は世界を縮少して一室の内に集め汽機印刷術は全世界今日の人事を今日の中に全世界の人に傳へ巨砲一發堅城墟と爲り爆裂藥一聲桑田變じて海と成る實に西洋人の向ふ所天下に敵なく鬼神と雖どもこれを避けざるを得ざるなり其結果として西洋諸國の富の洪大なる其兵力の強盛なる天下古今に其比例を見るべからず是に於てか事の難易となく欲すれば必ず成り物の大小となく求むれば必ず來り自由自在唯我心の儘ならざるはなし實に西洋人は造物者の化身にして自から法を制して自からこれを執行するが如き状態あるなり然るに西洋人の識見の固陋なる數千百年來の諸習慣に拘泥して新に安心の地位を求むることを知らず西洋人の眼界の狹隘なる一州一郷間の顧盼に忙はしくして轉じて他の大千世界を通觀すること能はず狭き歐米國內に生死し郷黨の小名譽に醜礙して世界を以て我家と爲すの大膽力ある者なし、其東洋諸國に對する政略商略を見るも都て因循遲緩にして些との活潑氣あることなきなり何故に太平洋に電線を沈めざるや、何故に亞細亞を横斷するの長鐵道を敷かざるや、スエズ運河成るの後十年にして漸くパナマ運河の開鑿を企て、香港島を押領するの後四十年にして未だ他の一島を讓受ること能はず、支那に通商するも深く内地に入ること能はず深く内地に入るも鐵道を敷き電線を架して其行を啓くこと能はず、汽船の速力毎時十幾里歐洲の極端より東洋の極端に抵るに海上四十日を出でずとて獨り自ら得々たるも毎時三四十里の快船を造りて飛來飛去するの工風を知らず、此等の事皆今日之を爲すの實力なきにあらず力ありと雖ども之を實用するの決斷と識見とに乏しきのみ蓋し西洋人と雖ども尋常一個の人類にして別に固有の長處あるにあらず幸にして文明開化の

率先者たる大榮譽を得たりと雖ども率先者も亦皆自から文明進歩の迅速なるに狼狽眩惑し自家の一身すら尙且つこれを支配するに困むものを何の暇ありて他人を進退指揮するの餘力あらんや西洋隨一の文明國活潑無比の人民と稱せらるゝ者にて而かも十九世紀の末期に際してすら尙ほ其宰相の劇職を七十六歳の老翁に托し此翁にあらざれば夜は明けぬと心得る者あるが如き我々は唯これを懲笑するの外なきのみ是皆我輩が恃みて以て我事の成るを期する所にして盜賊の晝寢中に早く我門鑰を固くせんとするの意に過ぎざるなり

我輩は日本人の能く爲すことあるを恃むものなり我輩は西洋人の能く爲すことなきを恃むものなり然れども人を恃むは我れを恃むの堅固なるに若かず我輩は我同胞姉妹兄弟の能く爲すことあるの力を十二分に利用し他人の晝寢の未だ覺めざるに及びて早く我歩武を安全不拔の地に占め敵の來らざるを恃まずして我れの犯すべからざるを恃むの日に逢はんこと我輩日夜熱望の至に堪えざるなり（明治十八年二月十九日）

政治の思想一方に偏す可らず

國民に政治の思想なかる可らず、これなきものは之を養はざる可らず、民にして此思想なきものは草木禽獸に異ならず之を利用して國の財源と爲す可きも之に依て以て直に國權維持の勢力とするに足らず封建の時代百姓町人には都て政治の事を考る者なく獨り士族のみに限りて國事を談論し又心配する者にてありしが果せる哉王政維新の大業は士族の手に成りて今日の新日本を創造したり畢竟この一族が平生政治の思想に乏しからずして祖先以來幾百年の教育習慣に由りて然るものなりと云はざるを得ず維新以後今日の日に至ては唯士族のみならず昔に所謂百姓町人即ち今の平

民中にも往々人物を輩出し専ら政談して國事を喜憂する者あり日本の政治社會は之を昔日に比して大に區域を増廣したるの姿にして隨て國權維持の勢力も一段の強大を致したることなれば甚だ祝す可し我輩に於ても只管其談論の盛にして喜憂の顯敏ならんことを祈るものなりと雖ども然れども又一方より觀察を下だすときは今時の政治論者が唯政治のみを論じて他に其心事思想を分つ所のものなきが如きは我輩の取らざる所なり抑も文明の世相を概言すれば人事の繁多なることにして人事繁多なれば個々の人の心も亦繁多にして一方に偏するを得ず一心に政治を談じて主治被治の關係を喜憂すれば又一心には身を經濟殖産の地位に置き居家處世の要を論じて心身を實務に勞し或は高尚無邊の學理に精神を潛る其傍に卑俗至極の細事に手を出す等方寸の中兩間の萬物を包羅して遺すなき者始て之を文明の人と云ふ可きなり左れば今時世の政談者が政を談するは甚だ善し我輩も之を賛成すと雖ども其政談に心身を專にして恰も政談以て専務の職業の如くするは假令ひ政談の人に相違なしと云ふも之を評して文明の政談者とするは則ち當らざるが如し如何となれば文明の世界に専門の政談者あるを聞かず假令ひ之を專にするも其人の技倆を問へば政治の外にも適用す可きものあればなり窃に案するに今の政談の由來は元と封建世祿の士族より出たるものにして其士族は如何なる者ぞと尋れば家に定額の世祿ありて衣食を求るの勞なく其心身を用る所は専ら國事にして文事も國の爲にし武藝も國の爲に勤め純然たる政治専門の人にして政治即ち其生計なれば曾て殖産の邊に意を留めたることなきのみならず偶ま之を語る者あれば士人利を言ふとて同族に擯斥せられたる程の次第にして遂に一族一種の風を成し王政維新の際に封建廢して世祿絶えたりと雖ども數百年來の古風は俄に除く可らず未だ衣食を求るの新工風を得ずして政を談するの舊習慣は依然として存し生計と政談とは各別のものとして一方を忘れて一方に熱心するのみならず甚しきは政治即ち生計

と云へる昔年の夢に恍として政談すれば生計も自然に降り来る可きものかと思ふものなきに非ず無算の甚しきものと云ふ可し

斯の如く今の日本の政談は封建士族に由来して尙古風を脱すること能はざるが故に朝野共に苟も政に關し又政を論ずるものは殖産生計に縁なく、學理俗事に離れ、恰も政治を以て一身の生を成すが故に其人を轉じて世事の他の目的に利用すること甚だ易からず現に官途は政治の社會なるが故に官吏たる者は其處を得たる姿なれども之を他の事業に轉用せんとするに適するもの甚だ少し強ひて之れを轉すれば忽ち伎倆の乏しきを露はして復た在官中の聲價を得ず或は野に在て職業を求るに百方其人の爲に謀るも官途の外に好地位を見ず其有様は人生唯政治の一藝にして之を用るの場所は唯官途の一處なりと評して可ならん處世の方向窮屈にして不自由なりと云ふ可し然るに其人物を見れば決して愚ならず先づ日本國中にては上流の能力を有する者にして之に授るに何事を以てするも能はざるに非ず天賦有爲の資ありと雖ども唯其心事一方に偏して變通を知らず以て自から窮途に窮するのみ一度官途に處を得たる者は之を得て失ふなきを勉ること連城の壁を手にするが如く、官を望で官を得ず其素志を達せんとして熱中煩悶する者は孤舟大海に漂ふて遙に陸地を望見るの情に異ならず氣の毒千萬なりと云ふの外なし苟も此輩をして一旦其思想の向ふ所を轉じ、文明の世事は政治の一途に非ず、農工商の事あり學問技藝の事あり、其事あれば亦これに酬るの生計もあり況して政治の性質は直接に不生産の業なれども民間の事業は大抵皆生産の效あり人民個々の生産力は集めて以て國の富源たる可し又權源たる可し即ち民業の榮譽なりとの理由を發明せしめたらば今の如く政談に奔走して官途に熱心することとはなかる可き筈なるに其然らざるものは之を我國政治社會の流弊と云はざるを得ず今後若しも此流弊のまゝに任じて

て底止することなくんば政治社會は朝野共に日に益其人員を増加し其増加するに隨て益困窮を告げ窮すれば隨て其人の品格も下落し民間の殖産は興るの期なくして朝野の政治社會は卑屈困窮の區域たる可し我輩この慘狀を醫するの方法に就き聊か所見あれば隨時記して以て大方の教を乞はんとす（明治十八年五月十一日）

天下の人心を政治の一方に奔らしむる者は

封建士族の遺風なり

我國の政治社會にては其思想唯政治の一方に偏するが故に之を世事の他の方向に分ち導くこと緊要なりとの次第は前號の紙上に其大意を述べたり抑も我輩の所云の政治社會とは朝野に論なく實に政治の筋に關し又好で之を語り之を喜憂する者の總稱にして必ずしも現在の政府のみを指すに非ず又民間の政談者と共に限るに非ず如何となれば今の官吏とて官を去ると共に政治思想の消滅す可きと思はれず又民間の政談者として官吏に異なる所は唯其無官なるに在るのみにして之に官職さへ授れば儼然たる官員と爲る可ければなり左れば官民を同一視し苟も政治上の事を喜憂して心身を動かす者をば等しく日本の政治者として扱其政治者全體の氣風を察するに今尙封建士族の餘音を存し廣く國民をして政治社會を欣慕せしめ殊に有爲の後進輩を導て只管政治の一方に熱心せしむるの傾向あるものゝ如し蓋し封建士族の餘音とは唯一筋に政治を貴重して政治の外には士君子の執る可き事業なきものとするの心情即ち是なり封建の時代に於ては素と士族が腕力を以て最上の勢力を占め其勢力を以て主治者の地位に立ち被治者に對して明に上下の分を定め如何なる事情あるも其分を越るを許さざりしが故に政治の貴重なるは尤至極の譯けにして其習慣深く人心の内部

に入り骨髓に徹したるものなれば假令維新の新制を以て四民同等同權等の旨を公にするも人心内部の舊慣は容易に一洗す可きに非ず昔に無智文盲の下民等が政治を尊崇して譯けもなく朝野の政治家を貴きものと思ふのみならず國中に上流の智識と稱する其政治家の自身に於ても自ら貴きものと思ひ錢の多寡を問はず學識人品の高下に論なく官吏たるを以て無上の榮と爲し政談するを以て無限の智恵と思ひ揚々自得して他を顧みず天下最上の榮譽を擧げて唯政治の一點に歸するが故に榮辱を重んずるの人情、滿天下智愚の論なく皆この一點に集らざるを得ず例へば錢は人生の勞力を代表するものにして錢の多寡即ち人の禍福の源なれば錢の多き者ほど世間の尊敬を博す可き道理にして西洋文明の國に於ては今正に然りと雖ども日本にては錢の實價を以て官の名價に比較す可らず家に巨萬の富あるも何等官の貴きに若かさるが故に自から小官に熱中し又其子をして政談を學ばしむるものあり是は愚民の事にして富家の愚翁の痴情、論するに足らずとするも甚しきは西洋文明の學者を以て自から居り人品も高く家も富み學識も博く物理をも解し又哲學の高尙にも達したる大家先生が動もすれば人に對して拙者の身分は辱なくも何々官なれば斯くす可らず又斯ある可しと憚る所もなく公言して交際の舉動都て其何々官を以て自家の價の標準と爲すが如き奇談なきに非ず左れば此先生が少少の時より辛苦して得たる所の身の品格も家の資産も學識も物理も哲學の理論も一切萬物唯何々官の榮譽の爲に蔽はれて光を失ひ學者の一身一家は官を以て十方に光明を放つことならん偶然に此人の身に附したる官こそ意外に貴重せられて仕合せなれども此人の爲に得られたる資産と學問は誠に氣の毒なる次第と申す可し若しも此人が此何々官と此資産學問とを以て西洋の國に在りたらば彼國の世人は甲の尊卑を問はずして乙の厚薄深淺を評することならん日本に於ては錢も學問も不仕合なりと云ふ可し或る西洋人の説に官吏たらば應さに日本に生る可し金持たらば應さに

西洋に行く可しと云へることあり矢張り此邊の意味を評したるものならん大家先生にして既に斯の如し後進の少壯輩が先進を慕ふて其驥尾に就かんとし政談に奔走し官途に熱中し錢の貴きを知らず學識の未熟を愧ぢず一心一向に國事を喜憂して其得失を評論し以て政治上の榮譽を博せんとして他を顧みざるも亦謂れなきに非ざるなり

斯く論じ去ればとて我輩は政治上に於て衣冠文物の整然として尊卑の分あるものを非ず之に反して益これを獎勵し苟も官に一等の差あれば一等の權力を差へ上命下達して分限を越るを許さず一毫の私意を加へず一點の情實を云はず公然たる公法の行はれて公務の冷寒水の如くなるは最も贊成して止まざる所なれども是れは國事の一局部たる政府中の事にして尊卑權限の大切なるは民間私局の事務に於ても亦然り唯我輩の願ふ所は其尊卑を一局部内に限りて他の區域までに及ぼすことなく全國民の上下を評して其榮辱を制するに政治社會の一點を標準にするが如き習慣をば一日も速に脱却せんことを冀望するのみ畢竟其根本を尋れば封建士族の末流が政治熱心の遺風を存し心事一方に偏して眼光國の全面に及ばず立國公共の德義尙未だ高からざるものなれば今の文明世界に國して之を維持するの元素を求め單に政治の一品を以て足らざるを悟る者は更に工風する所なかる可らざるなり(明治十八年五月十二日)

時事新報解停の命を得たり

千斤の法律中一毫の情なしとは西人の諺にして眞なる哉この言、文明開化次第に進歩するときは無形の情を以て人を制す可らず上世不文の時代に在ては主治者と被治者との關係恰も一家人の如き有様にして双方の間に是れと名く可き約束もなく唯主治者の心を以て被治者の心を推し量り其惡を懲らして其善を勧め被治者も亦他の恩威に服して其命

令せざる所にまで奔走進退するの常なりしと雖ども人事漸く繁多に赴くときは復た無約束の簡單に居る可らずして漸く約束の條款を増す即ち次第に無形の情を離れて有形の法に入るの順路なり支那の歴史に漢王が入闕して法三章を約したるは甚だ簡單なれども其後天下を統御するに至りては叔孫通の禮式を制するも亦甚だ緊要事なり蓋し禮式を制するからには式に違ふ者に對して罰則様のものを作りしことならん即ち法律の一斑なり又日本の小田原北條氏政の世に行脚の僧が城門の榜令を觀て三十年前に四五條なりしものが三倍したりとて北條滅亡の徵なりと認めたるを後世の儒流政談家は其卓識に感服して止まざるものゝ如くなれども元來この行脚僧も後世の學者も文明開進の事勢を知らざるものなり北條氏は早雲の時より氏政に至るまで四世にして小田原の繁華は關東第一の都會と爲り即ち人文の進歩したるものにして其の政令繁ならざらんと欲するも得べからず榜令の三十年前に比して三倍なりしは當さに然る可きことなるに此に心付かずして却て之を亡國の徵とするが如きは一愚僧の狂言にして後世この言に感服する學者は更に愚の甚しきものと云はざるを得ず

左れば人文の進歩するに従て主と被と治者ととの關係、次第に情を去りて約束に入るの事實は和漢の歴史に照らしても既に明白なり西洋諸國の如きは文明開化の大に進みたるものにして其治國の法は約束に依らざるはなし一令一法皆政府と人民との約束にして就中その法律と名るものゝ性質を概言すれば國民の惡を防ぐがために其罰則を設けたるものに過ぎず千差萬別の罪惡に種類を分ち斯る惡事を犯したるものは何種何類の罪にして其罰は斯の如くなる可しと明言し又これを實行するまでのことにして會て主と治との婆心を以て人の惡を禁じ善を勧めざるのみか情に於ては惡事と推知しながらも其事が法律の條款に觸れざる限りは之を罰することを爲さず例へば北米合衆國にて贖札を製し之を

所有するは法律の禁する所に非ずして唯この贖札を使用するに至て始めて罪科たる可きの法なれば該國の人民は青天白日に國の通用紙幣を作り又これを懐にして人に示すも未だ之を使用せざる間は政府の筋にて如何ともす可らず和漢古風の眼を以て見れば如何にも無情なるが如く又殺風景なるが如くなれども苟も治國の術に情を用ひずして約束のみに依頼せんとするときは事の極端に至るまでも之を放却せざるを得ず、左る代りには其法律の條款を設ること頗る綿密にして凡そ人間の惡事は大小輕重に論なく悉皆法律の文面に包羅して洩さず人民の出訴又其他の告發を待て差支なく裁判を下すことなれば人事の次第に増すに従て法律も亦次第に増さざるを得ず法律の増加は文明進歩の證として見るも可なり斯の如く國民は唯法律の文を頼みにして苟も之に觸れざる限りは其言行に差控る所なく政府も唯法律の區域内に運動するのみにして他に働を恣にするを得ざるが故に立法者が法を案するに當り其國に行はるゝ人事の種類を通覽して逆も法律の以て制す可らざるものと知るときは之を度外に置いて自然に任するを常とす是即ち文明國の法律が其密なる部分は極めて密にして水をも洩さず其寛大なる部分は全く寛大にして無法なる由縁なり蓋し情を以て治國の根本とする國に於ては其法律も情に従て加減し一事一物臨機應變の處置を施すが故に法律の區域粗にして廣しと雖ども約束に據て國を治るものは其區域狭くして密なりと知る可し我日本國に於ても維新以來は政治の體面を一新して純然たる文明の約束風に倣ひ之を舊幕府の人情政治に比すれば實に別世界の如し殊に其法律文の確乎たること凡そ此法律外の罪惡は罰することなしとまでに明言したる程にして人民の頼みて以て安心す可きは之を約束政治の功德と云はざるを得ず又普通の法律を以て足らざる所は別に條例なるものを作て之を補ふの慣行にして新聞條例の如き其一なり抑も新聞條例は文明各國に發行する者あり發行せざるものあり或は之を發行するも其緩嚴各國に一樣ならず我日本の

新聞條例は果して我國に適當なるもの歟否やは姑く之を論せず兎に角に條例中犯罪の簡條を記して其罰の輕重を掲げたる其體裁は文明風の法律と云はざるを得ず我輩は決して今の新聞條例を非する者に非ず即ち此條例の發行は文明の人事繁多の一證にして國の爲めに祝し又當局の新聞記者のために謀りても漢王三章の法の下に居て主治者の心情のみに由て左右せらるゝに比すれば其幸不幸同日の談に非ざればなり

以上人文の進歩に従て法律の次第に沿革する事情を陳べ了りて談緒を轉じ我時事新報の事を論ずれば新報は本月十三日の社説が治安に妨害ありとて發行停止を命ぜられ一週間の休刊にして本日より解停の命を得たり抑も政府は文明風の法律を發行して我輩記者は及ばずながら文明の人を以て自から任ずる者なり文明の人にして文明の法を犯したるは何ぞや世間或は之を評して矢張り記者の粗忽なりと云ふ者もあらんれども事實決して然らず我輩に於ては自から説あるなり其次第は今回犯罪の簡條は治安を妨害するとありて其治安は即ち日本國の治安なれば日本國民たる記者に於ても固より其大切なるを知り之を重んずるの徳心は自から信じて疑はざる所なり然るに之を重んじながら之を妨害するとは甚だ解し難く且新聞紙の停止は極めて難澁なるものにして社に於て一時會計の混亂を生じ日に巨額の金を失ふこと尋常一樣罰金の比に非ず休刊七日幾千百の金圓を一盪し盡して復た返らざるの禍根を遺し社のあらん限り帳簿に記し心に銘じて忘る可らざるの大災難なるに之をも顧みずして自家の平生貴重する所の日本國の治安を妨害するとはますます以て不審なるに似たれども其實は唯政府と我輩と所見を殊にしたるの結果たるに過ぎざるなり元來粗忽とは事の當局者が非と知りつゝ誤て非を爲すの義にして例へば誤て器物を毀損し誤て火を失するが如く其毀損失火の非たる固より當局者が過誤すると同時に之を知る者なりと雖ども我輩が本月十三日の社説に記したる一編は決して過誤

に非ず苟も獨立の新聞記者たる者が自から其説の非を知りて之を世に公にするが如き粗忽を犯さんや嘗に其非を知らざるのみならず眞實無妄の卓論にして大に社會の耳目を開き先進後進のために益すること少々ならざる可しと厚く自から信じて之を社説に掲げたることなり若しも是れが我輩の過誤粗忽にてありしならば翌十四日には正誤の文を掲ぐ可き筈なれども其事もなきはますます以て我輩自信の確なるを證するに足る可し故に我輩に於ては十四日の夕刻其筋より云々停止の命を蒙りて始めて昨日の社説は治安に妨害ありしを發明したるのみ既に政府の所見にて是れは妨害と認めらるゝ上は即ち法律の言にして此時に至て我輩に如何なる所見あるも政府の所見こそ日本の法律の所見なれば我輩は之に従ひ之に服して厘毛の不平あることなし國民たる者の本分は此に在て存するものにして法に服従するは政府と國民との約束なればなり但し罪を犯して罪に伏するは初めより罪を犯さざるの優れるに若かずとの説もあらんれども是れは無理なる所望にして凡そ人智の明には限りあり自から信じて眞實無妄の卓論と認めたるものが政府に於て治安妨害と認められんとまでに思案を馳せんとするは他人の心を推量することにして我輩に能はざる所なり唯我輩は今回の一舉に由りて此類の論説は今日の政府に於て治安妨害と認ることなりと大凡その氣風を察して今後勉めて其邊に近付くなき様に心掛るの外工風なきものなり(明治十八年八月二十二日)

報酬なければ事舉らず

我輩常に小兒の言を聞くに其事物を判断するや唯強弱の二元素ある者の如し例へば馬は強し牛は弱し犬は強し猫は弱しと云ひ少しく進んで昔物語を語るにも源氏は強し平家は弱し清正是強し三成は弱しなど云ふ其様子を察するに知

報酬なければ事舉らず

識の未だ發達せざるものにして世事人物の利害善惡を辨別するの力なく唯強弱勝敗の一念あるのみ心事の至極單一なる者と云ふべし年齢稍や長じて十歳前後にもなれば強弱の外に善惡邪正などの考を加へて歴史の話にも誰れは善人なり誰れは悪人なりと云ひ或は誰れの像は恐ろしくして惡漢のやうに見ゆれども實は善人なりなど次第々々に入組たる事を語りても其意味を解し又自分にも判断を下だし漸く長じて漸く入組み復た強弱の二元素のみにては其心事を満足せしむるに足らず即ち人生の年齢發達の定則にして世人の普く知る所なれども此定則は獨り一個人の成長にのみ行はるゝに非ず社會文明の進歩に就ても明に見るべきの事跡あり文明の幼稚なる國に於ては國人皆武を尙び腕力逞うして善く戰ふ者が無上の榮譽を専らにして世間に誇り尙しく進歩すれば此腕力の働に忠義などの元素を加味し主公のため深切にして唯奮ひ闘ひさへすれば天下この上もなきことにして花は櫻木人は武士と稱せられ人生の事はこれにて盡きたるものゝ如くにして本人の心に於ても世の人の見る目に於ても餘念あることなし支那人の所謂忠武なるものなり、成るほど忠義武功は重きことにして社會の文不文に論なく國民に武邊の心掛けなかるべからず又忠義の魂なかるべからず國を立るに甚だ大切なる箇條なりと雖ども其忠義にも勳功にも直接と間接との區別ありて唯主公の御馬前に討死の外忠なし唯千軍萬馬の間に奮闘の外勳功なしとて一切の人事を餘處にするが如きは文明の尙ほ幼稚なる徴にして我輩の取らざる所なり文明の人事は至極多端にして其進歩に一步を進れば一事を増し多事はれ文明と云ふも妨なきほどの次第にして凡そ文明世界の學問技藝商賣工業等これを勉めて一として人生の勳功たらざるものなし商工が業を勉めて家を富ますは即ち國の富にして之を富國の勳功と云ふ、學者藝術家が學理を講じ發明することあれば其學問發明は國の學問發明にして之を文國の勳功と名く、然かも世界の文明次第に進歩して黄金の時代となり智惠の世の中となる

ときは復た古の武功のみを語るべからず百萬の兵を列ねて戰へば必ず勝ち攻れば必ず取る武功は即ち武功なりと雖ども百萬の金を運轉して買へば必ず物價を騰貴せしめ賣れば必ず相場を變動せしめ一舉一動能く人を喜ばしめ又憂へしむる其働は或は武功の右に出るあるもの之に劣ることなかるべし學者が幽窓の下に孤坐して物理人事を案じ發して實際に現はれて千古の疑問を解き萬世の福源を開くの功德は勇武の士が孤城の圍を衝て大敵を走らすの功と孰れか輕重なるべきやナポレオンの戰功は古今絶倫なりと云ふと雖どもワットが蒸氣機關を工風して今日に遺したる成跡に比すれば又論するに足らざるのみか天下後世より見れば一方は永遠に世を利したるものにして一方は唯その生涯に能く人を殺したるものに過ぎず然るに世界古今、人を殺したる者は常に世に尊敬せられて人を利したる者は動もすれば人に忘れらるゝこと多し西洋文明の國にして尙且つ然り況して新開國たる日本に於てをや學問商賣工業の事は輕々に看過せられて功を論すれば武と稱し徳を談すれば忠義と云ひ武功の外に功なく忠義の外に徳なきものゝ如し蓋し是れ人の罪にあらず我文明の尙ほ幼稚なる徴にして國民の心事未だ繁多なる場合に至らず正に強弱勝敗の區域内に止まりて之を裝ふに僅に忠義の文思を以てして却て大功大忠の間接に在て存するを知らず小兒の心の單一なるに似たるものと云ふ可し試に古來日本の有功者として世に崇めらるゝ者を見るに所謂功臣なる者にして必ず時の主公に仕へて直接に忠義を盡し直接に功名を立てたる人物より外ならず其働の區域の小なること以て知るべし封建の時代鎖國の小天地に秩序を守らんとするには随分然る可き考なれども今の世となりては學問の忠臣もなかるべからず商賣工業の功臣もなかるべからず其忠にして功ある者には又隨て其報酬なかるべからず名利の在る所に歸するは人心の常にして學問工商等の盛衰は單に此報酬の厚薄如何に在りて存する者と知るべし(明治十八年十二月十四日)

漫言

お寶く

一月二日の初買は、お寶く寶船、其七福神も舊弊と、生意氣乍ら漫言子、新に畫く七福國、西の海なる日耳曼が、平時に育む陸兵は、四十五萬の其上に、戦時は百四十萬、イザと云はゞ歐洲を、唯一吞に丸めんと、身構えなせる其態は、毘沙門天が眼を張りて、天の逆鋒さか手に握り、突ツ立上るが如くなり陸地に斯る神あれば、海にも劣らぬ王ありて、世に海王の名も高き、英吉利國の勢ひは、帆船萬艘兼て又、汽船千艘浮べつゝ、世界中の貿易を、一と手に握る氣まゝの商賣、二百四十の軍艦は、商賣船の後に添ひ、陽に示す萬國公法、陰に閃く双の光り、放つ大砲の重ければ、説く公法の理も重く、義理も不義理も假の名と、浮世の波に浮き沈み、占る獲物を抱き込みて、何日も笑みたる面相は、是なん惠美子の鯛とやいはん「北の夷と云はゞ云へ、強兵富國に双びなき、名にし負ふたる露西亞國、其政略の大膽不敵、虚無黨などは何のその、内の鼠の騒ぐに任せ、外に擴げる鷲の羽、鋭き爪に利る嘴、亞細亞の南又東、鶉呑に膨るゝ太鼓腹、慾の袋のぶつてりと、括りメなき其さまは、布袋の腹も斯くやらん」腹の太きに擬らえて、頭の長き佛蘭西は、はや去る年の創痍癒えて、英を怖れず日耳曼も、憚る所あらざれば、マダガスカルの征伐に、まだ手も退かず引續き、颯と吹く風に東京の、靡く間もなく支那の雨、傍若無人の振舞は、洋語の意味にさも適ひ、ヘッド・ロングの福祿壽、前後左右に氣を置かず、進む様こそ由々しけれ「長き頭と國の運、何れが長し短かし



と、較べ合ふたる塊地利、帝の御代も連綿と、今尙其名を轟かし、古國の威風猛くして、他の侮りを受けざるは、さしも開化の壽老人、混沌未分の初めより、何くれとなく辛苦して、今は樂しき樂隱居、國治りて民安く、四海の波も靜かなる「船の舳を詠むれば、傍へに高く座を占る、是なん北米合衆國、五千餘萬の父母に、生るゝ子孫の數の外、生まで榮ゆる移住の民、農業工藝商賣と、新に開く新世界、富の源波めども盡きず、福大黒の無盡藏、握る打出の小槌より、振出す寶は金銀珠玉、玉を欺く打扮にて、六福男の其中に、立たせ給ふは辨財天、是なん名に負ふ伊太利の、後の御名はマガリツタ、未だ三十餘る四ツの齡、淑徳内に秀づれば、顔外に置はしく、内には萬の民を撫で、外には遠き賓客に、交際最も睦しく、國の美名は遠近に、揚る旭の新政府、この皇后にこの皇帝、梅に鶯色も香も、幾代の春や匂ふらん

漫言子新製寶船の圖說斯の如し依て看客諸君にお勧め申すは彼のお寶く七福神など舊弊物を恭しく枕にしてしみツたれた舊弊夢を夢みるよりも此七福國の寶船を枕にせで寧ろ肩にして肩を并ぶるか、もひとつ大膽に臀の下に引ツ敷いて一夜の夢を樂み醒めて後尙この夢を忘れずして來年の一月二日には七福國に日本の一を加へて八福國寶船の初夢に致したし御同意ならば妙なりく（明治十八年一月二日）

禮儀正しく理屈正し

日本人の禮儀正しく理屈正しく決して無茶苦茶流の所業を爲さざるは數十年來世界有名の事實なり十年計り以前には征韓論とて思慮も分別も理屈もなく雞林八道を蹂躪して皇威を萬國に耀さんなどいふ突進論者もありしかねども日本の輿論は之を承諾せず禮にあらざれば動かさずとて軍の沙汰は立消となりたり其又當座に臺灣征伐とて中々喧ましき事の起りたる其原因といふは小田縣人とか琉球人とか臺灣の海で難船して無知殘忍の島民等に喰殺されたりとかいふ事にて之を聞くや日本人の立腹一方ならず直に蕃民征伐と出掛け結局支那政府より五十萬兩の償金を出さしめて事を濟ましたり蓋し日本人は臺灣人の亂暴を憤りて自身に其懲罰の事を始めたれ共支那政府が臺灣は支那の領分である領民の不埒は政府の不埒とてござるからとて神妙に挨拶したるゆゑ禮儀正しく理屈正しき日本人は忽ち納得して海陸の兵士を引揚げたるなり又今より三年前朝鮮京城にて大院君の亂あり日本公使は亂民に襲はれ日本公使館は亂民に燒かれ日本人十餘名は亂民に殺され日本國は言語道斷なる侮辱損害を蒙りたり茲に於て流石の日本人も腹に据え兼ね朝鮮政府に向て手詰めの談判に及びたるに朝鮮政府も支那人の助言により漸く其罪を悔ひて謝罪使を送り、償金五十萬圓を出し、日本護衛兵の兵營を用意し、堀本中尉以下十餘名の日本人を殺したる者及日本公使館を燒きたる者及び日本公使を仁川まで追ひたる者等を捕縛して或は斬罪に處し或は流罪に處し、日本官吏の内地旅行を許し、楊花鎮を開きて日本との貿易場に供し、従前の各開港場の日本人遊歩規程を廣くしたるを以てこれにて日本人の顔も立ちたりとて日本人は別に暴を以て暴に報ふる事を爲さざりし然るに又候朝鮮に大騒動起り今度は支那人が眞先きに立ちて

朝鮮人を使喚し日本公使を襲ひ日本公使館を燒き日本人四十名を殺し日本婦人を手込めにし言語道斷なる不埒を働きたり依て又日本人は黙止する能はず特命全權大使に二大隊の護衛兵を附し京城に駆け込みて大に其罪を詰問せしめたるが扱此處が禮儀理屈の入用なる所にて若し無茶苦茶流の者なれば首謀者も附和隨從者も實働者も雷同者も教唆者も支那人も朝鮮人も一切構はず唯一からげに縛り上げて打擲すべき所なれどもドツコイ我々日本人は敢て然らず支那人が爲したる罪を朝鮮人に塗り付けさせもせず支那人の指圖でござりましたからと言譯したりとて朝鮮人の不埒を容しもせず朝鮮は朝鮮、支那は支那と奇麗に區別を立て、夫々處分し又處分する所あらんと構へ居るなり是即ち日本人が禮儀正しく理屈正しき所にして禮にあらざれば動かす十年前の征韓論の如し理あれば必ず動く臺灣征伐又初度の朝鮮事變の如し今度の朝鮮事變に付日本人は既に幾分の運動を始め謝罪狀を贈らしめ、磯林大尉を殺したる者を罰せしめ、償金十三萬圓を出さしめ、従前の如く兵營を用意せしめなど致したり日本人にして既に其足を擧げたるからには理の在る所禮の在る所蓋し一步をも退かさざる積りなるべし(明治十八年一月二十九日)

節 情 會

かなのくわい繁昌して羅馬字會起り羅馬字會盛なれば神代文字會將さに之に繼がんとす蓋し春到て山鶯聲を弄び雁飛で瓢箪翼を舒す天地の氣運應さに然るべき事と存するなり頃日世に節酒會起りてより機に穎敏なる東京の都人士は早くも同志を申合して節情會なる者を團結するの企ありと云ふ其目的たるや人種改良と衛生と經濟と風教との四者在りて男女早婚の弊、賣淫の毒害、人口過殖の不利を防禦し隨て又居家團樂の美風を奨励せんとするものにして百善

を包羅して一悪を見ざる美譽と稱すべし然るに不幸なるは追々會員を募るに當りて入會申込の帳簿を見れば某家の隠居年七十何歳にあらざれば山寺の住職釋の何某にして人名寥寥たるには非ざれ共社會の表面に勢力ある人物とては殆ど絶無の姿なれば斯る始末にては逆も此會を天下に普ねくして世益を謀るの見込少なしとて昨今會員の重立たる人々は杖を曳いて奔走集會し徐々に相談最中なりと聞けり就て漫言子の愚案に此節情會の擧の美にして效を奏するの難きは全會員の年齢多きに過ぎ自然氣力に乏しくして事の拂取らざるに歸せざるを得ず左れば今これを活潑に導くには壯年の輩を驅て之に入會せしむるの手段なかるべからず然るに其事甚だ容易にして心配に及ばずと申すは兼て看官諸君の知らるゝ通り我時事新報は海外の通信に富み殊に朝鮮の如きは咫尺の隣國にして其國內の消息は隣家の内談を壁越に聞くよりも慥なるほどの事にして年來承はるに彼の國には内官なる者ありて其數蓋し幾萬人に下らず何れも屈強なる壯年男子にして家に妻なきにあらざれども情慾の一點に至りては誠に清潔洗ふが如くにして山寺の老僧も嘗ならずと云ふ故に今此方より通信して此種の壯年輩に入會を促したらば之に應ずべきは論を俟たず本會既に壯者を得たり會運の隆盛日を期して保證すべきのみならず或は節を變じて禁となし禁情主義の流行も全く妄想には非ざるべし斯の如きは則ち曩に設立したる節酒會の右に出で後者却て前者を壓倒するの日もあるべし但し其朝鮮國へ會員を派出し又は文書通信等の要もあらば時事新報社へ御依頼あれ御取次ばかりは可仕候也(明治十八年三月二十六日)

何故に車夫代は慥に請取申し難きや

むかし／＼舊幕府の時代に世の中は萬事萬端偽道德偽君子の風にして儒者が仁義忠孝を教へて教授料を求めず書家が揮毫して染筆料を促さず唯鬻斗付一封の到來を待つのみ醫師も亦斯の如し醫は仁術にして人の病苦を救ふは本望本願診察料を云はざるは勿論、藥品の代價さへ深山の躑躅花さき次第と高く構ゆる玄關へ病家の使が案内を乞ひ御藥禮金千疋別に御菓子料五百疋是れは甚だ輕少イヤ存じ寄らず御丁寧と互ひの辭儀挨拶に藥代も診察料も勘定相済み道徳中の商賣いと奇麗なりし其の代りに醫者六なる者は四枚肩の駕籠にて先生を擔ぎ廻はり毎病家に酒代をねだりて與へざれば則ち怒鳴る、こゝに三分、かしこに一兩貪り集めて當夜の酒食博奕の資と爲す實に病家の爲には蛇蝎も嘗ならず醫師の待遇は蒸菓子をして易しと雖ども醫者六の始末には困り果るとして不平を鳴さざる者なし内實輿中の先生もこの情を知らざるに非ずと雖ども爰に止み難く又言ひ難き口傳と申すは當時醫師の六尺に限りて無給金、病家の酒代稼ぎ取り勝手次第と普通の慣行にして若しこれを破れば六尺の給金以て先生の懷を寒冷ならしむるが故に病家の溫度を減じて夫子自から温飽するの祕密なれば之を如何ともすべからざるなり

然るに王政一新萬物こゝに新なれば醫師社會も亦舊風を一掃して謂らく醫は仁術なりと云ふも其術の仁なるのみにして術を施す人の爲には亦是れ普通の職業たるに過ぎず既に職業とあれば藥禮必ずしも水引を要せず九層倍の代價を紙に記し仕切判を押して慥に請取可申菓子料に鬻斗は無用なり内診外診道の遠近に隨ひ診察料を定めて申受くべしと打出したるは吾々如き書生輩の爲に最も氣に入りたり斯くありてこそ眞に醫業の男子と申すべし愉快／＼と賛成する其最中に十方世界の報告を承はれば今の醫師の藥の直段の高きこと、其代金の取立の厳しきこと、鼻たれ風に水薬も一瓶幾錢にして現金引なし、診察は片手の脈を握りても何十錢より何圓、これは舊弊時代と違ひ萬事直な世の中なれば往生觀念いたすも彼の人力めが酒手をねだり淺草までは一里餘と云ふてお定まりの何十錢を取りながら其の歸りに

何故に車夫代は慥に請取申し難きや

藏前の病家でも一里で御座ると云ひ、少し脇に寄りて柳橋でも遠路と申して又何十錢づゝ實に愛相のつきたる話にて
醫者様は人の病氣を直すか知らねど其人力車夫は家の身代を荒らすものなり斯くては容易に醫者にかゝられず矢張り
賣藥の方が宜しなどゝて甚しき不平なり吾々は幸にして無病息災、醫師に用事なければ車夫に不平もなし事の眞偽さ
へ知らざる程の譯けなれば何とも無説なれども若しもこの報告がほんとならば今の醫者様は藥價診察料を新法にし
て車夫の用法は則ち醫者六の舊慣に依るが如し些變な者ならずや夫れよりも吾々の愚案に車夫代も藥代と共に書付に
して慥に請取申候ては如何と存するなり（明治十八年五月二十七日）

明治十九年篇

本篇の概説 政府は前年の暮内閣の組織を改造し、伊藤博文が總理大臣となつて内外政務の革新を謀り、井上馨が外務大臣となつて條約改正に著手し其談判頗る進捗せりとの説あり、「時事新報」は條約改正に對し其宿論たる内地雜居論を高調した。
○四月華族世襲財産法公布せらる。「時事新報」は舊大名華族の舊藩地歸住を勸説した。○此年八月丁汝昌の率ゐる清國北洋艦隊長崎に來泊し其水兵等上陸して亂暴を働き彼我の間に死傷を出した。○十月英國汽船ノルマントン號が横濱より神戸に向ふ途中、紀州沖に於て暗礁に觸れて沈没し、其際邦人の船客は盡く溺死した事件があつた。
【参照】 此年六月「時事新報」に發表せられた長篇社説「男女交際論」は「福澤全集」第六卷に、又八月金玉均が小笠原島に移されたことに關する説は同第八卷に載せてある。

政治外交

責任宰相の和解

我日本の政事に武家將軍の權を執りしは別段の事として王朝に於てはむかしより藤原家が外戚の故を以て常に宰相の位に居り王室は固より一系萬代疑なしと雖ども藤原家の相位も亦世々その家門に傳へ殆んど王室に副ふて永く又易らざる者の如し故に武家の政事の時に王朝には實力なく隨て其宰相も有名無實なりと雖ども唯その名義ばかりにても藤原家の一門は朝廷の首座を占め以て幾百年の今日に至りしは門閥習慣の久しきものにして相馬將門が謀反のとき純友に語るに吾は王族、當さに天子たる可し君は藤原氏、能くわが關白たらんかと云ひしは當時將門の見る所にも朝廷群臣の上に立つ者は必ず藤原家に限るものなりと信じて疑はざりし事ならん明治維新の初より三條公が太政大臣の位に在りしも維新の元勳に由るとは雖ども其藤原家の正統たる由來の勢力も亦決して容易ならざりしものと云ふべし然るに三十年前わが開國と共に文明開化説の西洋より入り來りし其鋒先きは殆んど之に當るものなく文に武に一切舊きを改めて新らしきに就き政事の模様も次第々々に西洋文明の風に移りて復たむかしの如く門閥を問はず如何なる身分の者にも才力ある人物なれば政府の高き位に上るべき仕組となり遂に去年の末に至りては三條公が政府の首座を去り其の跡には更に内閣を設けて大政の中心となし諸省の大臣おのづから其受持の事務を執る其諸大臣の首座に内閣總理大臣一名を置き各省の事務即ち内閣の政を總べ理る事となりて其總理には伊藤伯が任じられたれば朝廷の政事に於て

人を見れば伊藤伯の身は三條公に代り又歴史の上より考れば尋常一様舊き門閥なき日本人が始めて藤原家の地位に昇り、ひたと天子に直接したるものにして鎌足公以來の新事例とも申すべき大變革なり文明開化の向ふ所天下に敵なし自今以後わが國の政事はいよいよ西洋諸國の風に赴くべきこと以て知るべきなり

内閣總理大臣の名義を西洋の語に翻譯すればプライムミニスターなるものにして彼の國々にて政府の變革に當り國王の目鏡を以て國中に名譽高く政事に熟練したる人物一名を擧げて之に總理の大任を命ずれば總理は王命を畏まりて兼て共同主義の人物數名を推擧して諸省の長官を拜命せしめ所謂内閣（洋語にカビネットと云ふ）組織の出來たるものにして是れより總理大臣は思ふがまゝの政略を施し他の諸大臣は總理の意を承けて事務を執り總理は頭腦の如く諸大臣は手足の如くにして政事の働千差萬別なりと雖ども其主義に至りては一も總理の思ふ所に齟齬するものなし即ち英國にてソルスベリー侯が内閣總理大臣となれば其在職中英の政事は侯の一心より出で佛國にてフレンネー氏が之に任ぜらるれば佛の政事は氏の隨意なるが如し斯くまでに總理大臣の身分の重くして諸大臣も之に服従し一國政事上の榮譽功名は擧げて總理の一身に歸することなれば其代りとして義務も亦決して輕からず例へば在職中内治外交に付き様々の事故もあらんに其事を一々區別すれば或は内務大臣の受持又外務大臣の關係など云ふべしと雖ども其出來上りたる上にて果して得策たり又失策たりしとの責に任じて其譽にも當り譏にも當る者は總理大臣の一身あるのみ之を喻へて云へば大店向にて夥多の支配人を召使ひ其中には廻漕方もあり仕入方もあり金方爲替方等夫れづの掛りありて商業を營むは銘々勝手に働くが如くに見ゆれども其實は一番頭の方寸より出る商業にして其業の大體は勿論、細かなる枝葉の部分に至るまでも利益失敗ともに番頭一人の引受けたらざるを得ず故に町家大店の責任は番頭の一身に在り

一國政府の責任は内閣總理大臣の一身に在ること、知るべし即ち之を責任宰相とは申すなり

今や日本の政府にては伊藤伯が内閣總理大臣に命ぜられ他の諸大臣も固より伯と同主義にしておの／＼其引受の事務を執りて働く趣は手足の頭腦に於けるが如く其運動の主義方向は正しく伯の方寸より出で、千差萬別政事の枝葉の部分に至るまでも大意に於ては聊かも行違ある可らざることなれば自今以後わが日本國民は内治外交の政事に就き善にも惡にも何か變る事あれば其由て出る所の源は總理大臣の方寸に在るものなりと認めざるを得ず外交政略の急なると緩なると、財政の難きと易きと、租税の重きと輕きと、條約改正の成ると成らざると、郵船の航海鐵道の工事その速なると遅々たると、陸軍海軍執れを擴張するとせざると、教育の針路何に由りて脅迫主義にするとせざると、警察の仕組の次第に寛大に赴くと嚴重に進むと尙ほ我輩新聞記者の身に直接する彼の新聞條例の施行ます／＼急なると緩なると是等を計ふれば實に枚擧に遑あらず而して國の政事は水の流れの如く一日も休息することなく一人も其流に當らざる者なし其流れを見て其源を求む自然の順序なれば我輩は天下の人と共に今より我政事の方向を實際に目撃して總理大臣の方寸を窺はんと欲する者なれば特に責任宰相の義を和解して廣く江湖に告るものなり（明治十九年一月十五日）

全國雜居

第一

我輩は嘗て内地雜居の事を論じ今日の勢、内外國人双方の爲めを謀りて我國に外國人の雜居を許さざる可らずとの

次第を陳述せしが爾來世論漸く熟し近頃東京商工會にては内地雜居を以て不景氣救済策の一箇條と爲すべし杯の議論もありて追々論の實際に接近し來るの趣あれば今又筆端を改めて宿論を主張せざるを得ず抑も内地雜居の事は獨り我國人を利するのみならず雜居する外國人も利するものなれば之を許すに先て治外法權を撤し去り雜居外國人をして日本人同様我法律の下に立たしむること勿論なり斯くなる上の内地雜居は我輩の所見にて誠に結構なりと思はるれども世上或は之を嫌忌するもの少なからず其言に曰く外國人内地に雜居すれば内地人の商賣不熟練に乗じて悉く其商利を奪ふの恐あり曰く低利の資本を持來りて農工商業に従事し以て我産業を奪ふの患あり若かず先づ雜居を許すの前に豫め我國人の智巧を進め準備整ふて後、徐に之を許さんにはと一種の説を爲すと雖ども我輩甚だこれに感服せず第一西洋人が内地に雜居して悉く我商利を奪ふとは何事ぞや昔し安政文久の頃には我國上下の人民も共に西洋の様子を知らず金銀の價格釣合さへも尙之を知るに由なくして一分銀四枚に小判一枚を交換し居りし位の始末なれば西洋人の爲めに一時巨利を占められたるならんと雖ども今や日本國中に斯かる奇利ありとも思はれず若しもあらば西洋人の手を煩はすに及ばずして内に之を占領するものあるべきが故に西洋人が格別に日本の商利を占む可しとは二十餘年前の夢を今日に夢みるものたるに過ぎず又内地雜居と爲らば西洋人は其低利の資本を投じて我國の産業を奪ふならんと云へど是れ未だ必ずしも然らず成程西洋諸國の金利は我國よりも低下ならんれども西洋の資本を日本に移し不知案内の内地に入り危険を算して計りたらば決して尋常の低利に安んずべからざるが故に内地の製造工業家に對し無謀の競争を爲すこと能はざるや必然なり且つ一地方に産業を起せば其利益は獨り資本家のみ歸せず其地方一帯の人民も亦皆な餘澤に浴し所有地の價を増し勞力の直段を加へ續で道路の開通を促し人口の繁殖、産物の増加を導きて直接間接

の利益を受くるもの多かる可し左れば今外國人より雜居を許す丈の報酬さへ得れば準備云々を語るに及ばず今日只今より雜居さするも別に掛念はなき筈なり蓋し人間の弱點として取越苦勞といふものあり世事慣れぬ少女が花婿を迎へ俄に家政に當らんとするに際し老婆の心中之を掛念すること大方ならず事の實際に於ても失策奇談頗る多からんかなれども局に當りて智も進み若夫婦の經濟案外に宜しく事後の成行を一見して老婆の苦勞も忽ち消散するの例少なからず日本の開國は日尙ほ淺し、人民の文明交際に慣れざるは少女の世事に慣れざるに等しきものあらんと雖ども西洋人を内地に迎へてこれと共に雜居するに何の掛念する所ある可きや少女同様の内地人民或は一時狼狽して人に笑はるゝやうの事を仕出來すこともあらんかなれども事後の成績に就て回想すれば今日の非雜居論も老婆一片の取越苦勞たるを發見することならん左れば内地雜居を希望するは殆んど識者間の輿論にして最早や之を喋々するを要せず我輩は更らに一步して雜居の方法如何に論及せんと欲するなり

第二

内地雜居を希望するは我國識者間の輿論として今更喋々するに及ばずと雖ども雜居の方法に就ては世上の論に二種あるが如し甲論に據れば一時に全國を打開き日本國內とあれば山村水落古風淳樸の民の住する所、深林幽谷金銀珠玉良材珍木の在る所を問はず一に外國人の雜居を許し日本人同様に業を営ましめて可なりと云ひ乙論者の言を聞けば右は餘り早計なり先づ日本國中に就て府縣廳の在る所など總じて都會の地を擇んで其市内丈に雜居させ我内地の人民が商業上に實際上に若くは裁判上に諸外國人に接するの趣を解するを待ち追て全國を打開く可しと云へり右の如く甲乙二説を並列したる處にて我輩の所見は申す迄もなく甲説即ち全國雜居を可とせざるを得ず蓋し乙論者の説は何様持

重らしき論法にして目下頗る有力のものなりと雖ども其論の結局を見れば今日の外國人居留地を廣め若くは其場所數を増さんとするに止まり外國人恐る可しとの妄想は恰かも彼の非雜居論者に大同にして其小異ともいふ可きは之を恐るゝの稍薄きのみなれば我輩は之を説破するに敢て多言を費さず唯彼の非雜居論者に差向くると同一の論鋒を以てして足れりと信す元來全國雜居を非とするものは日本國を以て一種の寶山なるが如くに思ひ一朝雜居勝手なりと云はゞ外國人の之れを聞知して群集するもの蟻の砂糖に集まるが如く各志す所の利を逐ふて内地を縦横する有様は百鬼畫行とも評す可き程にて寶山の珍藏若し其取るがまゝに任ずるときは彼れ固より手を空うするものに非ず事の成跡を見れば盜に鑰を貸したるの觀ある可しとて之を掛念するが如くなれども世界の寶山は獨り日本國のみならず北亞米利加に濠斯太利亞に沃腴殷富の場所甚だ多きが故に人口案外に多く遺利案外に少なき日本國にて一朝雜居を許したりとて西洋人が忽ち蟻集す可しとも思はれず又其資本にも限りあれば俄に我國の一處にのみ奔注し來ることもなかる可し即ち我輩の所見にては今後全國を打開て津々浦々處を擇ばず渾て外國人の雜居を許すに當りて扱來客の數を見れば兼ねて待ち設けたる半數にも達せず膳部の用意は既に整ふて坐に其賓客を見ず空しく失望するが如き奇觀を呈することもあらんかと聊か配慮せざるを得ず全國雜居尙ほ來客の少きを恐る、其多きを恐れて雜居の區域を各府縣都會の地に限らんとするが如き取越苦勞も既に極度に達したるものと云ふ可きなり又雜居の場合とならば外國人をして日本人同様我公債證書を賣買せしめ諸會社の株券を所持せしめ尙家屋其他の不動産をも所有せしむること勿論なれども土地所有に就ては自から其制限を立てざる可らず現に北米合衆國の如きも何年以上米國に住居せしものにあらざれば土地の所有を自由にせず云々の制限あり英國にても十餘年前まで外國人の所有地を何エカア以下に限りたる由なり況して今日の

日本國は不景氣の致す所地價眞に土の如くにして外國の富豪家若し之を買入るれば忽ち幾多の萬戶侯を生じ我國の施政上不便宜少からざれば内地雜居實行の日には外國人所有地の制限を立てざる可らずとの説もあれども我輩は之を賛成するを得ず元來土地は有限の物なり其需要ますく多ければ其價格ますく昇るは經濟の原則、疑を容れず今外國人が日本に來り地主たらんとして土地買入に著手すれば勢、地價を競り上ぐるならん外國人無勘辨にして初より金利を顧みざれば高價にして出入相當らざる土地を買ひ込み我國に外來の大地主を生ずることもあらんと雖ども世智辛らき西洋人中に斯かる好事者ありとも思はれず幸にして斯かる好事者あり日本の内地にて廣大の土地を所有することあるも日本人同様に地租を納め日本の小作人を求めて相當に之を貸與するならんれば向後此人々が日本國一半の地主たるに至るも施政上格別の不便宜あるを見ざるべし凡そ土地あり勞力ありて之を利用する丈の資本なき國にては外國の資本家を導きて國に殖産の道を開くこと自他双方の利得なり昔時歐洲諸國にては他國の移住民を好遇して之を自國に留めんとし普漏西のフレデリツキ大王魯西亞のアレキサンドル一世の如きは移住民に特典を與へて其來歸を誘ひ匈牙利國にては移住民の力を假りて其國の産業を振興せしもの少なからず葡萄酒は佛國有名の産物なれども往年外國人に佛國の土地所有を許して以來其資本を以て大に葡萄園を開拓し又培養法を改良して今日の美を呈するに至りたりなりといふ目下我國の景狀は荒蕪未だ開けず勞力未だ其至る所を盡さず此際外國人が其資本を提げて來り之を我内地に利用することあらんか荒蕪忽ち價を生じ勞力亦其用を盡すに至るべし左れば内地雜居と爲りて我輩は外國人の我土地を利用する多々ますく多からんことを欲す、其所有地を制限す可しと云ふが如き第一雜居を許すの精神に戻るものにして我輩之を賛成するを得ざるなり（明治十九年四月二十一日及び二十二日）

法 必 ず 信

外國の交際に付き例の治外法權を取除かざれば我外交の權威を損ずるのみならず内外の商賣にも訴訟にも常に不都合を生じ尙ほ其上にも甚だしきは内國の税法までも動もすれば外國人のために妨げられんとするの掛念なきにあらず斯くまでに不都合なる法にして外國人が何故に之を取除くことを拒むやと尋るに其申條は様々なる中に就て彼等が専ら主張する所の説に云く治外法權を廢するときは外國人は其日より日本の法律に従はざるを得ず然るに日本の法律は封建時代の舊風を脱すること能はずして隨分無理なることも少なからず裁判所の有様は斯の如し獄屋の取扱は云々なり迎も歐米諸國の法律に慣れたる文明人の身に堪へらる可き限りに非ずとて故障の筋は單に法律の寬嚴剛柔如何の一點に集まるものゝ如くなりしに幸にして我日本政府も維新以來政治改革の引續きに由り内外の民情形勢を視察して大に法律を改め明治三年初めて頒布したる新律綱領は同六年に改まりて改定律例となり又明治十五年に至りて刑法治罪法の頒布を以て改定律例をも廢したり當初の新律綱領にても之を我舊法律に比較すれば雲泥の相違にして世の耳目を驚かしたる尙ほその上に爾來再度の改良を加へて刑法治罪法と爲り今は殆んど完全無缺の法律にして世界に文明國多しと雖ども其法律文を以て之を我日本現行のものに對照するに其簡條は兎も角も法の精神は曾て相違あることなし然るに外國人等は尙ほ何か見る所あるか今日に於ても兎角その治外法權に戀々して我日本の國土に住居しながら我國法に従ふを好まざるものゝ如し甚だ訝しき次第なれども一步を進めて深く其内情を視察すれば彼等の斯くまでに頑固なるは敢て我現行の法律文を非とするにあらず又その法の實施に當りて我政府の無力を疑ふにもあらざれども唯其不幸

なるは其眼中亞細亞あるを見て日本あるを知らず日本は亞細亞の一國なりと聞いて先入する所主となり亞細亞國の法律は斯くなるべし其裁判は斯くならん其獄屋は斯くならんと自から胸中に圖畫を畫きで自から之を信じ假令へ之に示すに刑法治罪法の律文を以てし又これを説明するも目も耳も自畫の想像に蔽はれて今日の不都合に在るものならんのみ左れば今この迷霧を晴らして我眞實を知らしめんとするには法律文の説明などは逆も實際の效力なかる可きが故に唯その法律を實施するに當りて堅く明文の字義に據るのみならず法の精神の在る所に注意して他の文明國に行はるゝものと毫厘の差違なからしめ事實を以て彼等の信を取るの外に方便ある可らず斯く事實を累る其中には外國人とても自から心に發明し日本の法律は果して完全なり其文面の美なるのみならず之を實施するに果して文明國に行はるゝものに異ならず云々とて目撃の事實に促されて安心するの口あるべし蓋し百聞は一見に若かず唯外國人をして我法律の行はるゝ實況を目撃せしむることは我輩が外交の點より見て冀望に堪へざる所なり我行政官司法官が法を施行して常に誤ること少なきは我輩も知る所なれども何を申すにも日本の政法は改革の日尙ほ淺く加ふるに人民も又新政法不慣れたる所のみは徹頭徹尾これを守り事宜をば第二として唯政府の信を内外人に明にすること今日外交事務の至急なる可きのみ

去年十一月馬場辰猪大石正巳兩氏の警視廳に拘引せらるゝや折も折とて大坂には大井憲太郎氏外數十名の拘引せらるゝありと云ひ又此兩氏が政論に關して夙に世に名を知られたる事情のありと云ひ彼は大に世人の耳目を聳動したり

しが爾來半年周到なる豫審も了り彌よ公判の訴廷を開くに及んで兩氏の罪は爆裂藥買入の注文を爲したるものなりとの事始めて世の知る所と爲り又證人として英國人も出廷する等遂に内外人一般苟くも日本の國事に意を用ふる者の痛く注目する事件と爲りたり然るに此事件も一昨日を以て漸く落著し兩氏は無罪の宣告を受けたり無罪の人に無罪の宣告ありたりとて何も怪むべき譯はなけれども我輩がこれを他の宣告と同一視せず特に重きを此宣告に置く所以は此事件の外國人の注意を惹く尋常ならずして外國人に我法律の實施法を示すに屈強の機會を作りしものなればなり我輩が此上の希望は度々外國人をして日本の裁判を實見せしめ度々法律の實施法を目撃せしめて早く其心に發明する所あらしめんの一のみ(明治十九年六月四日)

支那軍艦を如何せん

長崎に於ける支那水兵の亂暴事件は我日本國民のためには實に迷惑千萬なる次第にして日本と支那とは和親の隣國相互に通信貿易の利を利せんとする最中彼の軍艦が我開港場に來航して亂暴を働き爲めに双方の人氣を悪くして其影響は有形無形の事に及び詰る所は双方の國損と云ふの外なし抑も彼の再度の暴動は水兵等の酒狂に非ず現に其隊伍の中に士官もありしとのことにて艦長等に於ても其公諾黙諾の責は免かる可らざれば嚴重に談判して満足なる賠償を得べきは當然の道理なり我輩は我國民と共に之を主張して動かざる所のものなれども一步を轉じて道理外より觀察を下せば自から亦理外の事情なきにしもあらざるが如しと申すは元來支那人は西洋を夷狄として之を輕んじ海陸兵制の事ども都て自國の舊法を守りしものが近年西洋の文明東漸して東洋の流行となるに従ひ後れながらも其流行の仲間に入

らんとする其有様は春來れば藪鶯も聲を弄ぶの類にして即ち彼の海軍の新設も亦この一例なり故に支那の海軍に軍艦の数は相應なれども唯錢を以て俄に之を買入れたるまでにして海軍學校の仕組も尙未だ行届かず實地航海に當ては機關の運用さへ自國人の手に叶はずして西洋人に任ずるほどの事なれば軍艦中の事務都て整頓するの暇なくして隨て其規律號令の嚴肅なるを得ざるも亦推して知る可し其趣は西洋制の器物に支那料理を盛りたるが如く軍艦こそ新調の西洋作なれ其中に在る士官も水兵も依然たる三代の遺民數千百年來の舊支那人にして其舊習舊法の範圍を脱すること能はざる者ならん故に此邊の事情よりして考れば今回長崎の暴動に付ても其水兵等が隊伍を成して上陸し、上陸のときに士官も之に同伴したる等甚だ都合の至りなれども之を如何とす可らず或は艦長等は其不都合を知りながらも勢に於て之を制することの叶はざりしに非ずやと臆測推量せざるを得ず軍艦の指令官にてありながら其軍艦の士官水兵等へ指令すること能はずとは殆んど他人に語るべからざるほどの次第なれども其國多年來の氣風に制せられて然るものなれば之を道理外の事情と名付けざるを得ざるなり若しも此臆測推量をして大に事實に違ふことなからしめなば支那軍艦の長官等は其心術惡む可きに非ず止むを得ざるの場合に迫りたるものにして隨分人間世界にあらざる可き事情なれば之を恕して不問に附するこそ大人の事に似たれども爰に不問に附す可らざるは暴動の害惡即ち是れなり好しや長官の心術は之を臆測して優しき者とするも其配下の者共が不法自儘の運動して其運動が直に他の害惡を爲す時は何れにか之が處分を施さざる可らず之を喻へば長官の配下を御するは馬に乗るが如し馬の慄悍なる時として騎者の意の如くならずして物を害することあり酷に咎む可らざるに似たれども害惡の由て來る根源は元と其騎者が御す可らざるの馬に乗りたるの罪なれば寧ろ不幸なりと云ふの外なし故に今支那の軍艦には今日尙未だ規律の嚴なる者なくして乗組

の者共は動もすれば暴動して人を害し物を損することあれども開闢以來文明の法に慣れざる人民なれば之を如何とす可らず詰り斯る國柄の軍艦を預りたるは御す可からざるの悍馬に乗りたると一般、その當局者の不幸なりと云はざるを得ず誠に氣の毒なれども害を被る者の身に爲りては其害の由來、馬よりするも騎者よりするも害は則ち害にして既に生じたる害は之を償ふて舊面目に回復し將さに來らんとする害は其未だ來らざるに及んで之を豫防せざる可らず就ては今度長崎の一條に付その談判の末彼れが其非を謝し急度後來を誠しむるの義を保證していよ／＼安心すべき場合に至れば則ち可なりと雖ども其保證の不充分なるに於ては今後兩國の交誼のため双方人民の安寧の爲に支那の軍艦は其規律の整頓して乗組人の都て規律に慣るゝまでは我沿海の地に近づくなきを約束せんこと我輩の冀望する所なり隣交の國の軍艦を謝絶して近づけずとは實際上最も不都合にして道理に叶はざることなれども此事たるや前に云へる如く道理外の事情に由來したるものなれば道理外の事に處するには自から亦道理外の處分を以てせざる可らず若しも然らざるに於ては支那の軍艦には規律の行はるゝことなく其長官等も所謂道理外の事情に制せられて乗組人の自動を防ぐこと能はず我沿海の地方到る處に長崎の暴擧を再演するの虞なきを保す可らず長崎神戸横濱の如きは先づ警察の仕組も整頓して酒狂水兵等の暴行を差押るに足る可きなれども軍艦のことなれば薪水の要用にて不開港の地に上陸することもあらん聞く所に據れば今度長崎港の軍艦も日本海巡航の途次神戸横濱等へ來り又或は沖繩縣小笠原島その他の島々へ立寄ることもある可しとの風説もあり是れ等の風説が眞事ならんには日支兩國友誼の厚きにも拘はらず彼の軍艦の到る處には臨時警察の準備を設るなどの要用ある可し如何となれば羈束なき野馬は何時に荒れ廻るも測る可からざればなり然りと雖ども隣國の軍艦は我が客なり賓客を待遇するの用意に警察を以てすとは交際にも體裁も宜し

からざるのみか萬々一にも其警察の實力を用るが如き不幸もあらば又隨て第二の不幸の媒介と爲り際限もなき次第なれば此一段は双方の交際官熟議の上彼の軍艦の規律の整頓して文明諸國の海軍の如く進歩する迄は夫れとなく期限を定め先づ以て我近海に來航せざるやう我輩は唯平和の一點より其議の成らんことを冀望して措く能はざる者なれども彼の人氣激昂して平和の説に耳を傾けずいよゝ無勘辨なるに於ては我れも亦力に訴へ彼れをして自から發明する所あらしめんのみ(明治十九年八月二十日)

支那艦をして漫に其處を去らしむ可らず

支那は一種特別の大國にして文明國の眼より見れば其舉動案外千萬なることあり平常無事の交際には調子外れも世界の一興、深く掛念するに足らざれども文明の禮を以て非常を談する其際に奇怪にも春秋戰國時代の策略を用ひ文明の軍艦銃砲を以て戦ふの間にだし抜けに孫吳の兵法を實施するが如き其舉動餘り案外にして相手の當惑少なからざる場合なきに非らず去る明治十五年朝鮮に大院君の亂あるに當り日本政府は亂中の損害要償を朝鮮政府に談判する其腋の下より現に長崎に來泊する支那艦の提督丁汝昌氏は當時李鴻章の命を受けたりとて馬建忠と共に南陽灣に來り大院君を捕へて歸國したることあり又一昨年より昨年に掛けて佛清兩國の兵が東京に戦争するに當り佛軍の鋒は固より支那兵の當る所に非されども支那の將校は時として古韜略を演じ伏を設け穿を作る等亞弗利加蠻族中の戦争にでも行はれそうなる兵法を用ふるが故に佛軍も其案外の度を測り兼ねて遂に諒山の一敗を招ぐに至れり支那人の舉動案外なること此くの如くなれば今度長崎表にて日本巡查と支那水兵との間に一場の紛鬪を起したることに就ても日本政府の

談判に對して果して何様の答辨を爲す可きや我水兵上陸の際酒氣に乗じて暴行を働き貴國巡查の制止を受けたるを憤怒し時日を隔て、大學上陸、兇器を携へて亂暴し双方に死傷を生じたるのみならず官署を始め市民の家屋をも毀損したる段々かへすゝも不調法なり因ては死傷人の手當は勿論、官私屋舎の修繕費も御要求通りに差出すべしと文明國人普通の挨拶を爲す可きや或は例の變則法を以て様々の口實を設け騒動の際證據の十分具備せざるなどを附け込みて烏を鷺に言ひ紛らし兎角談判の性質をねぢまげる等の不都合はなきや一種特別の大國の舉動は或は我々世間並の理性を以て之を忖度するに苦しむなり

支那の一種特別の大國なることは今日に始まりたるに非ざれば今回の長崎事件談判中は當局者も夫れゝ細密の注意あること必定なれども我輩は此談判の落著するまでは目下在長崎の支那軍艦をして漫に其處を去らしめざるの要心なかる可らずと信ず目下在長崎の支那軍艦は鎮遠、定遠、濟遠、威遠の四艘なるが一昨日長崎發の電報に據れば此内の長崎を出發する前には我當局者は今度暴行の水兵中右兩艦に屬する者ありや念の爲め公然と尋問し置かざる可らずして又必ず其事を怠らざりしならん若しも暴行水兵中にて同號に屬するものあり然かも其軍艦は歸國して在らずとの事情もあらば目前に證據物を取り調ぶる能はざるのみならず彼れ支那人は人と船との近きに在らざるを利して事實を購著するの掛念なしとも云ふ可らず且つ突き留めたる照會もなくして一たび軍艦の出港を看過することもあらば朝にして一艦、夕にして二艦、汽笛聲々相追ふて去り港内忽ち閑然たるの奇觀を呈することもあらん如何に奇行を以て有名なる支那人にても負傷者療治中の事なれば丁提督の旗艦一夜遠く去て其影を見ずなどの舉動ありとは思はれずと雖

支那艦をして漫に其處を去らしむ可らず

ども双方十分に證據物を取り調べ談判相手の一定するまでは在長崎の支那艦をして一步も其處を動かしむ可らず今回の事件に就ては中央政府より各種の官吏の出張もありし程なれば相手を見はからひて其邊の注意を怠らざるは我輩の信じて疑はざる所なれども参考までに斯くは一言するものなり（明治十九年八月二十六日）

條約改正の愉快は無代價にて得らる可きものに非ず

條約改正の談判は漸く進歩して兼て日本國人の冀望したる治外法權撤去の一條も我所望の如くなる可く海關の稅則とても必ずしも條約に伴ふに及ばず我政略商況の都合次第に従て時に之を變ずるも妨げなきの場合に至る可しとは日下世上に流傳する風説にして我輩は其訛傳ならざるを信する者なり若し此説をして實ならしめなば日本帝國は完全無缺の獨立國にして外交上毫も心障りのことなく誠に愉快至極なりと雖ども凡そ人間世界の苦樂は無より生ずるものに非ず俗に申せば無代價にて得らる可き快樂はなき筈の約束なるが故に今我帝國が果して完全無缺の獨立を成して國人上下を擧げて愉快至極なりとするときは其愉快を得たるがために至當の代價を拂ふも亦人間普通の約束なる可し蓋し其代價とは何ぞや純然たる獨立國の名に伴ふに純然たる獨立國の實を以てするの一事なり抑も我條約の本は三十年前米國公使ハルリス氏と日本の外交官との協議に成りしものにして當時氏に於ては此條約に由り我れに害を加へんと欲するが如き惡意なきのみならず外國の事情に不案内なる日本人をして苟も外交を維持して貿易の道を斷つことなからしめんとするには云々の方略に依るの外なしとて一種變則の條約案文を提出したることにして其文は變則なるも其人の心術は徹頭徹尾我れに對して深切なりと云はざるを得ず即ち當時日本國人を子供の如く視做して子供に對するに

相應の約束を定めたるものならん次で英佛其他の國々も來て條約を結ぶに皆この米國の例に倣ひ其精神に従て約文を記し交際日に繁多なるに至り就中東洋の政略を專にする者は英國にして其日本に對するの情を察するに時に或は法外の處置なきに非ず生麥下ノ關の償金の如き甚だ穩ならざるが如くなれども又一方より見れば英國人の心術決して日本國に害を加へて終に之を萎縮衰弱せしめんと欲する者にあらず我輩を以て英人の心を付度すれば彼等は文明の先達大人を以て自から居り其日本國人を視ること固より小兒にして然かも教へて導く可き小兒なりと認め政治上に外交上に又智育世教上に専ら之を教導して共に文明の方向を與にせんことを勤めたるもの、如し我開國の初に米國人が船を以て日本の使節を迎れば英國人も亦その例に倣ふて使節を迎へ次で維新後我大使の英京に到りしときも特に之を厚遇する等都て懇親ならざるはなし殊に故パークス公使が勤仕の時代には往々過劇變則の舉動もありしやに聞けども其過劇や決して我れを害せんとするの過劇にあらず云はゞ教師が生徒に教へて圖らずも怒聲を發する者に異ならず抑も英國は前に云へる如く多年來東洋の政略を專にし西洋各國これに對して東洋に權を爭はんことを企つる者なく貿易上に實際上に常に其首座を占るものなれば若しも此英國にして眞實に日本に對して禍心を包藏し假令へ一時に大に爲すことなきも其貿易交際に付き一事一物細々害を加へんとするの念慮ありしものならんには我開國三十年來今日に至り日本は如何なる有様なる可きや我文明の進歩を妨げられたるは申すまでもなく其中には言ふ可からざるの面倒を生じて迎も今日の我體面も覺束なきことならん今その然らざるは全く我日本人の働の活潑にして精神の洒落なるに由るものと雖ども首として英國人が我れに對して一點の禍心なく他の各國も其趣意を體し之に加ふるに徹頭徹尾政治上に無慾淡泊なる米國人の懇篤心に由來するものも居多なりと云はざるを得ず之を喩へば開國以來今日に至るまで我日本人が

外國交際に従事したるは弱冠の少年が家政を司どると一般往々不案内不行届の廉も少なからざりしと雖ども英米等の國々が我輩に乗ぜざるのみか却て之を彌縫して常に平和策に出たる其趣は心ある大人が少年に交るの傍、暗々裏に其後見職を勤めたるものゝ如し蓋し此少年の性質至極活潑にして物に停滞することなく之を導けば共に文明の道に進むべきが故に諸外國の人も勉めて平和を主として其進歩の餘地を與へたることならんのみ、外人必ずしも常に平和ならず昔年英國人が印度を御したる事例は姑く擱き近く其緬甸を滅したる様を見ても心術の所在は窺ひ見る可し到底救ふ可らざるものは排して之を倒し苟も導いて共に進歩す可きものは氣長に其歩を助く、卽是れ文明強國人の方寸にして幸に我日本國は東洋の一隅にありと雖ども先人遺傳の教育と元氣とを維持保存して遂に之がために外人の心事を平和の方向はしめたるものならん故に今日まで吾々が不完全ながらも獨立の日本國人として世界に面目を全ふして耻辱を蒙らざりしは誦盟外國人の心の緩なると我先人の餘澤の溼きとに由るものなりと雖ども今や條約の改正將さに緒に就て純然たる獨立國の名を成し文明諸強國と正しく對等の地位に至らんとす、果して此地位に居て外交の筆法は従前の如くにして妨げなかる可きや、外國人の心事は従前の如く緩なる可きや、其の交際上に變常格外の處分あること従前の如くなる可きや、豫め此邊の成行を講ずるは今日無益の勞に非ざるべし次に鄙見を述べて讀者の高評を仰がんとす(明治十九年九月六日)

條約改正すれば外國交際も亦一面目を改む可し

従前我日本の外國交際は外人の治外法權等に由りて我獨立國の體面を張ること能はざる場合もありしかども又一方

より見れば其交際法甚だしく嚴重ならずして時に或は變則異常の事なきに非ず例へばむかし徳川政府にて下ノ關の償金を幾度の時限に分て拂渡すの定期に迫りたる時政府に金なきには非ざれども之を容易に渡しては當時國中の人心に背くの内情のために是非とも延期せざる可らずとて頻りに之を延ばしたる末、英佛等の公使も最早や毎度の違約に黙するを得ず此度は必ず請取らんとの意氣込なりけるに其時政府の或る外交官は彼の公使館に至り繰返し押返して談判の最後にいよゝ此延期を不承諾とあれば拙者は政府へ復命の面目なし假令へ割腹致しても承諾の返答を聞くまでは此公使館を去らずと言放ちたる其狀は恰も債主が負債者を責る有様に彷彿として主客處を異にするの奇觀なれども公使も左まで怒らずして延期談の成りたることありと云ふ是れは二十年前の事にして爾來次第に趣を改めたることも多からん且外交談判は都て祕密にして民間に洩れざれば我輩の得て知る可き譯けもなければ聞國以來の事情を推して想像臆測すれば其交際時としては尋常の嚴重正格を離れ文明各國の間柄にては逆も行はる可らざる事の性質にて日本との關係なるが故にとて滑に治りて我便利を得たることも多かる可しと信ず即ち大人が弱冠の少年に對するの手心にして平生少年の方に不自由不愉快を感ずる其代りに折節は又我儘の通用する機會もあるものと知る可し然りと雖ども人生に百歳の少年なし國の文明も限りなく幼稚なる可きに非ず今や我日本國に何の缺典あれば外國人が忌ましき治外法權を保存して海關の稅則を双方の議に附するやとて物論漸く沸騰する其折柄外國の方にも大に發明する所ありしと見へ條約改正の議漸く進みて吾々日本國民の所望を空ふることなかる可しと云ふ我輩は此風聞を聞いて實に欣喜愉快に堪へずと雖ども前節に云へる如く人間の快樂は無代價にて得らる可きものにあらざれば今回の出來事に就ては先づ外國人の心事を判斷すること肝要なる可し我輩の所見を以てすれば此事は外國人が日本の事情を視察して

條約改正すれば外國交際も亦一面目を改む可し

其自動を逞ふせしむるの放任策に出たるものと認めざるを得ず例へば英國に就て云へば故パークス公使勤仕の時代には同國の輿論大に日本條約を改正するの意なく外國交際の事に關しては公使の手心を以て半ば教師たり半ば後見人たるの意味を以て周旋したりしものが近來は其輿論の趣を變じ獨立を欲する者は其欲する所に任じて可なり最早や危き事もなかる可しとの決斷にて現任公使ブランケット氏も其針路を執ることならん即ち教師後見人が少年の漸く成長して心身共に屈強なるを見て其教授を止め其保護を解きたるものなり扱この場合に至り我日本人は恰も既に丁年に達して受教の辛苦もなく後見人に左右せらるゝの面倒をも免かれて自由の身の上となりたれども其身の自由なると共に其責任も亦重きを増す可きは當然の數にして外交の體裁都て舊面目を改め双方の權利一毫も與へず一毫も取らず正々堂々相對峙して復た昔年の變則懇談を容るゝの餘地ある可らざるや明なり是に於て我政府は從前の如く外國交際の萬事を一手に引受けて能く其任に堪ゆ可きや否や我輩は傍より觀て少しく心配なきを得ざるなり抑も外國と交際して其政治上の關係は他人の喙を容るゝを許さず政府の專任たる可しと雖ども其交際は獨り政治に止まらず商賣の事あり學問の事あり或は全國を放開して内地雜居の時にも至らば内外の人軒を並らべて相互に貸借賣買するのみならず冠婚葬祭吉凶賀弔の附合も流行する其中に或は甚だ相親しむ者もあらん或は甚だ相惡しき者もあらん一方に笑語すれば一方に争鬭し、笑ふ者泣く者怒る者訴る者その事情の繁多なること名狀す可らざる其際に我人民の一舉一動一言一行は都て是れ日本の國權の一部分ならざるはなし然るに從前我人民と政府との關係を見れば官尊民卑の習慣は日本國の骨に徹して除く可らざるのみか智も徳も政府に集り政府獨り文明の叢淵と稱して民間は不文無智の下界なるが如し多年の通語に此有様を名けて人民の幼稚と稱す、人民幼稚なるが故に商賣工業の法も自から工風することを知らず、子弟を教

ればとて自から其用ゆ可き書を擇ぶを知らず、斯る人をして自由に著述せしむるも不安心なり新聞紙を發兌せしむるも危し云々とは識者經世家の定論にして世間に怪しむるものもなく又實際に於ても國民の智愚を平均すれば愚者の數最も多くして驚くに堪へたるほどの次第なれども如何せん外國人の見る所にては此人民を左まで幼稚なりと認めずして之と對等平行の交際を開き正々堂々恰も優勝劣敗の鋒を争はんとするものゝ如し我輩は其對等の面目を喜ぶの傍に又その責任の重きに心配なきを得ず官尊民卑の卑屈に慣れ不文無智を以て自から居り社會全體の組織の中に包羅せられて悠々閑々たる幼稚の人民共が俄に外國人に大人視せられ俄に其交際の繁多を致したれば何に依頼して其鋒に當る可きや日本政府が智徳の叢淵文明の根本なりと稱するも毎戸に論し每人に教へて其交際法を加減す可きに非ず左ればとて多年幼稚を以て御せられたる者が頓に氣力を生ず可きにも非ざれば其交際に間違ひの多かる可きは勿論にして時に大に内外の談判となることもあらんか其談判は必ず文明國普通の正則に從て毫も猶豫ある可らず誠に心配の事共なり左れば今日の謀を爲すに我輩の所見を以てすれば外國の方より視て我日本國民を幼稚と認めざるは時勢のために幸か不幸か判じ難けれども既に斯く視られたる上は内國に於ても例の幼稚論は之を廢し延引ながらも之を一人前の大人として取扱ひ以て其自動を許すの外ある可らず此策果して中るか中らざるか或は疑はしきに似たれども政府の一手を以て外國公私の交際を司どり一人の意に思ふが如く巧にして美ならしめんとするも其實際に行れずして測らざる所に大缺典を生ずるは我輩の敢て期して相違なき所のものなれば假令へ疑はしきも今日の場合に迫りては前策に決し思切て人民の自動に任じ其自力を逞ふせしめ官民相互に區々隔意を拂ふて以て獨立國の實效を致さんこと冀望に堪へざるなり（明治十九年九月七日）

外交の要は内外兩様の信を重んずるに在り

文明立國の大本として法律の確實なる可きは今更云ふまでもなきことにして唯法律の明文を遵奉するのみならず凡そ政府が人民に向て約束し又約束の姿を成したるものは如何なる事情に迫り如何なる便利に促さるゝも確固不拔情を割き利を棄てゝも其約束の精神を變ず可らず此一大義は我日本の内治に要用なるのみならず外に對する外交上の權利に關する所も亦甚だ輕からざるものなれば我輩は口を放て之を主張せざるを得ず例へば我外國條約は甚だ不完全なるものにてありしが我官民の勉強熱心に由りて近日或は改正の緒に就くことある可しと云ふ其次第は何ぞや我政府が従前の法律を改良して又これを改良し唯その法律の文を實施するのみならず些末の事に至るまでも苟も日本政府が自國民に對して約束したる事は堅く之を守て動くことなければ國民も亦其法律を遵奉して其約束に依頼し官民共に僥倖したることなく失望したることなし左りとは外國人も日本國に入りて内地人と共に同一の國法の下に立つも掛念の筋なかる可しと彼等の心中稍や頼む所を生じてより例の治外法權を撤去して内地に雜居云々の議も起りしことならん政府にて外交の局に當りたる人の盡力も少なからず國民に於ても聊か肩身の廣き次第にして幾分か我國權を伸ばしたるものと云はざるを得ず左れば我日本國は外交上に於て漸く文明諸國の信を得て漸く國權を伸ばすの機會に際したるものにして其原因は種々様々なる可きも我法律の確實にして我政府の約束に信あるの一事その原因中の最なるものなれば此時こそ大切なれ政府も人民もいよゝますゝ法律を重じて之を違背することなく政府が一度び人民に約束し又は慣行にて約束の姿を成したるものはかりそめにも之を蔑視することなくして以て内の信義を堅くし其餘光を耀か

して以て外の信用を厚うするの工風は正に今日の急要なる可し抑も今の日本の事情を直言すれば封建制度の本色士尊民卑の惡弊は其制度と共に廢したりと雖ども今は其性質を變じて官尊民卑の風となり凡そ日本國中大小の人事大概は官の意の如くならざるものとはある可らず政府必ずしも民事に干渉するの意なきも人民の卑屈なる我れより促がして其干渉を求め只管政府の光明を借用して私の事を處置せんと願ふ者さへ少なからざれば權力を握りて威福を行はんと欲するは世界古今普通の人情にして我政府の官吏と雖も有情の人なれば人民より様々の事を持出して或は保護を願ふと云ひ或は聲援を仰ぐなど云へば政府も亦木石に非ずして時に或は特別の待遇を爲すことなきに非ず又或は愚民の愚之を論すにも論す可らず左ればとて之を打捨ておく時は掛念少なからざるが故に法律上には如何と思ふ事柄にても便宜の爲めに臨時の處分を要する場合なきに非ず即ち政府の權威と恩徳と共に行はれて行政の容易なる由縁なり誠に是非もなき次第にして今日までの處にては先づ大なる差支をも見ざりしことなれども今後若しも世間に噂する如く條約改正内地雜居と定りて諸外國の人を我國法の下に支配するの日に至らば其時よりして政府は日本國中に在る内外人に對して特別の待遇を爲す可らず臨時の處分を施す可らず何等の情實に切迫するも官民の間柄は唯一定の法律と臨時の約束とあるのみにして他に依頼す可きものを見ず如何となれば従前の如く日本の國法を以て日本人のみを支配する間は官民の關係何となく古風を帯びて少々の無理も行はるゝ其代りに自から言ふ可らざるの妙味を存して行政を滑かにすることもありしかども今や風俗習慣を殊にする外人の來りて日本國人と雜居するものあり一切の政法無味淡泊にして人民より政府に向て求める所も情を言はずして理屈のみを主張す可ければなり假に今日世間に行はるゝ一二の談柄を借用して之を未來の想像に附したらば現在と未來と時勢の異なる可き趣を示すに足らんか今日日本郵船會社と政府

との間に補助の約束ありて其約束文の解釋次第即ち政府の命令次第にて會社には容易ならざる利害を起し政府が會社の求に應ずれば社運持續す可きなれども若しも然らざるに於ては忽ち衰微の萌を現はして該社の株主は非常の損害を被る可し然るに會社は甚だ無力にして自から頼む所のものとはなく唯難澁の旨を開陳して哀を乞ふの一策に止まり其哀願に應ずると否とは政府の方寸に在て存するのみ又近日東京に共同相場會所新設の談ありて其新設に付き従前の東京株式取引所并に米商會所は如何なる運命に陥る可きや圖る可からず兩所の株主等は曾て政府より新に許されたる特典と營業期限繼續願の容易なりし慣行とに依頼して長く利を得る者と信じ更らに顧慮する所なくして其株式を賣買し原價四五倍の價に上下するものが若しも政府より一片の命令を下し兩所とも今度の期限に廢止す可きものなりと恰も其絶命の日限を申渡すに於ては所の株式の價は忽ち下落して株主等の損害は今日の處にて八九十萬圓なる可しと云ふ實に商賣社會の大事變なれども株主等は此風聞を風の便りに聞傳へ何等の工風もなくして空しく政府の處分如何を窺ふこと米商が秋收の時節、天の晴雨を占ふ者に異ならず誠に氣の毒なる次第にこそあれ、扱以上は今日の事實にして世上に左迄怪しむ者もなく右諸會社の株主等も運を天に任せ其模様次第にて獨り喜憂するのみのことなれども若しも此類の事が外國人雜居の後に生じて郵船會社にも株式取引所にも又米商會社にも外國人にして株主たる者甚だ多く例へば其株式の過半数をも外人の手に占めたるが如き場合もあらば其株主等は何と思案す可きや矢張り今日の株主の如く運を天に任せて身躬から恰も自身の利害を傍觀して一説もなかる可きや我輩の想像に於ては斷じて然らざるを信ず假令へ株主の方に少々の無理あるも無理窟を主張して容易に服することなかる可し況んや少しく道理あるに於てをや尙ほ況んや大に言ふ可き道理もあらんには其取扱ひは頗る面倒にして何とも名狀す可らざることならん左れば今日

我日本の法律は誠に確實にして政府の約束も誠に堅固なれども條約改正の後全國を放開して我國情に不案内なる外國人を雜居せしめんと覺悟を定めたる上は確實の上にも確實にし堅固の上にも堅固を重ねて禍源を防ぐ可きのみならず其雜居の前の談判中にも我政府は内國人民に對しても信を重んずること斯の如し今後雜居の外國人を支配するも亦斯の如くならんと信實の適例を明示して彼等の安心を取るは外交上の切要なれば今日の郵船會社の事又株式取引所米商會所の事に就ても我輩は深く其の事情を知らずと雖ども兎に角に其株主中には現に外國人のあるものと假想して公平の判斷を下さんことを冀望する者なり我輩が特に此事を喋々する所以のものは事實外人雜居の後に同様の事に出逢ひ萬一その時の處分が今回の處分と趣を殊にする様のことありては内外人の記憶する所にて曩きには相手が日本人ばかりなるが故に云々の處分なりしが今度は少しく手剛き外國人なるが故に斯の如しなど、評せられては我輩日本人の身として實に赤面に堪へず或は我輩の過慮なるやも知る可らずと雖ども一片の至情自から禁すること能はず先きの先きまでを豫想して讀者の聽を煩はすのみ幸に之を諒せよ（明治十九年十月二十六日）

法律慣行の改革は獨立獨斷を以てす可し

我輩が曾て立言せし如く我條約改正論の漸く緒に就て遂に其終局にも至らんとするの好景氣に付ては様々の由來因縁もあらんなれども之を要するに日本國の法律が能く西洋諸國人の心身に適し能く此人を容れて此法律の下に置くに足る可しと確に安心の出來しより彼方に於ても其治外法權を棄て、内地に雜居と決定したることならん我明治政府の面目にして國民の當さに拍手快と稱す可き一大美事なり然りと雖ども西洋人は兎角我習俗慣行法律規則に不案内なる

が故にいよ／＼雜居と定まる前には我從來の法律規則に向て尙ほ多少の改良を所望することもある可し是れも至極尤なる次第にして開關以來東西に生活を殊にしたる二様の人民なれば一方の者は平氣に看過する箇條にても他の一方の人の眼を以て見れば大に驚く可き法則慣行なりとして不安心に思ふものもあらんれば之を改めて我内治に妨げなき限りは決して舊物を愛吝するに足らず彼の催促を待たずして我れより進んで改良に著手すること得策なる可し仄に聞く所に據れば政府にても近來は法律諸規則の取調べに忙しと云ふ或は其邊の用意なるやも知る可らず就て我輩の所望を云へば今度法律諸規則を改正し又新に取調べ之を完全して公布するまでは餘ほどの時日を費す可きなれば外國人雜居の上は無論云々す可し又云々せざる可らずと今より明白に見へて疑なき箇條は其箇條だけを速に云々して公布あらしめたきものなり等しく改正新調する法則の公布に就き僅に一兩年の遲速を争ふは性急なるに似たれども本來我人民は其文明の度尙ほ未だ高からずして動もすれば政府より幼稚視せられたるのみならず實際に於て幼稚なる趣も少なからざることなれば法律諸規則を一時に大に改革して之を示したらば或は其新奇に眩惑狼狽して方向を誤るが如き憂なしとも云ふ可らず故に條約改正内地雜居の行はるゝは今より幾年幾月の後に在る可きか固より我輩の知る所に非ずと雖ども幾年にても幾月にても其年月の間我日本の幼稚なる人民をして改正新様の法則を見せしめ一箇條にても其支配の働に慣れしむるは取りも直さず外人と雜居するの下稽古なれば其稽古は一日も怠る可らず早く手廻しす可きことなり若しも然らずして諸法則の改正新調その大成を待ち一時に之を示して我人民は正に眩惑狼狽する其最中に外國人は外より入來して素より法則に慣れず外國人も内國人も共に不慣なる新法律新規則の下に雜居するの時勢に立至ることあらんには内外上下の混雜如何ばかりなる可きや然るに今日尙ほ未だ雜居の急にも迫らざる時に當りて漸く新

法に慣るゝの時を假すは後日の便利の爲め決して無益の勞に非ざる可しと我輩の信する所なり

扱その法律規則の改正新調に付き箇條は甚だ少なからざる可しと雖ども先づ吾々如き文筆を事とする者の身に於て第一に感を起して忘るゝこと能はざるものは彼の新聞條例出版條例にして此條例の得失は我輩の言ふ可らざる所なれば善しとも惡しとも口外すまじきなれども外國人が内地に住居して日本人と同様に新聞發兌の業を起し又は其著書を出版するに當り今の條例のまゝにて正しく内外の新聞記者又は著述出版人に適當すべきやよく／＼之を吟味して若しも覺束なしと見ゆる所もあらば今より之に改正を加へて先づ我内國人をして其改正に慣れしめ外國人が内地に入るの後、又は其入らんとするに差迫りて俄に之を改ることなきの工風專一なる可し又我國も維新以來は四民同權と稱して士農工商の身の上は同等にして輕重なきの法律なれども政府の官吏は士族の餘流にして自から町人百姓と同じからず今日の交際上に現はるゝ稱呼の尊卑を殊にするのみならず都て政府の部分を崇めて上と稱し人民の部分を賤しめて下と名づけ其間は恰も人種を別にするが如きの觀を成すものあり例へば錢を出して物を賣買するに政府より賣るものは拂下と云ひ買ふものは買上と云ふが如き著しき事實として見るべし此上下の二字は如何なる意味か理窟上には誠に解し難きものなれども日本人は甚だ能く解して曾て怪しむ者あるを見ず又人民が仰で政府に奉つる願届書、政府が人民に臨んで下渡す指令書等の文體の如き又は官省の門を通行するに何々以上は車馬に乗るも苦しからずして其昇降口も自から區別あるが如き是等の細件を計ふれば枚擧に遑あらず都て日本人の疑を起さざる所のものなれども東洋の事情に不案内なる西洋人が彌々内地に雜居して日本の法律を遵奉するのみならず其細規則又事例慣行にも従はんとするの場合に至り何か思案する所のものなかるべきや假令へ或は彼等が何と思案して何と注文することあるも我法律慣行の

何れの部分には改革の手は著く可らずと徹頭徹尾決定して動かざるものなれば夫れにて甚だ妙なり少々不便利あるも我輩は日本國民の分として態と之を守らんと欲する者なれども若し或は然らずして種々様々の事情に遭ひ臨機應變その結局は遂に彼れの求に應じて動くが如き時勢の先見もあらんには寧ろ我れより先きんじて斷然改革の手を下さんかと眞以て冀望に堪へず我輩は彼の世上普通の論客の如く唯漫に現在の法律慣行に向て不平を唱ふる者にあらず、むかしの事を思へば今日は是れ黄金世界とも申す可きなれども内地放開外人入來と定まりたる上にて外人の注文のために我法律慣行を改めたりとありては如何にも残念に堪へざるが故に等しく改るものならば今日に當り獨立獨斷の改革を以て得策とする者なり(明治十九年十一月九日)

内地雜居の用意

第一

二條約を改正して治外法權を撤去し全國を放開して内地雜居を許す我輩の宿昔より冀望せし所にして近日或は其望を達することもあらんかとの風聞に就ては日本國民は唯拍手快と稱するに止まる可き歟、この事固より愉快ならざるに非ずと雖ども凡そ一喜に伴ふに一憂を以てするは人事の常なれば今日の時勢唯愉快と喜ぶばかりの時節にもあらざる可し事成りし後の有様を想像したらば隨分心配も失望も多からんことなれば今より之を講じて用心覺悟するは無益の勞にあらざる可し婚姻は人生に於て甚だ樂しきものなり多年之を冀望して漸く其目的を達せんとするに當つては單に愉快とのみ呼ぶ可らず夫婦室を同ふするは固より人間の一大樂事なれどもこれに伴ふ心配も亦甚だ少なから

ず待設けたる婚姻の其翌日より居家の生計世間の交際自から前日の趣を變じて繁多なるのみならず時として其面倒の極度に至れば憂しと見し獨身の時こそ氣樂なれと慨歎することなきに非ず此苦樂の情は唯有婦有夫の人に語る可きのみにして獨身者は之を知らず左れば今我日本國は開港以來三十年外國人をば居留地内に蟄居せしめて内地は恰も未だ他人に交らざる獨身の氣樂なりし者が條約改正の春を催ふして雜居の婚期近きに在るの姿なれば假令へ見込違ひはあるも婚姻後の苦樂をば様々に想像して豫め之に備るの工風專一のことなる可し我輩試にこゝに一二の想像を掲げて今日先づ大方の高評を乞ひ次で幾年幾月の後雜居の實際に照らして其中ると中らざるとを判決せんとす

内地雜居と定まりたらば利に敏くして資本に富める西洋人は先を争ふて内地に入込み商業を専らにし工業を専らにし土地を専有し諸會社を専有して内地人は甚だ困ることならん今日こそ日本金利の割合低くけれども是れは全國財政の間違ひなれば一旦平日の有様に歸るときは西洋の資本は際限もなく入來して日本國高利の金と鋒を争ひ其成跡は取りも直さず我膏血を彼に吸取らるゝ者なりとの心配説あれども我輩は容易に之を信するを得ずその次第は西洋の金利低しと雖ども西洋人は利に敏きが故に危険を犯さず之を犯さざるが故に資本の用法甚だ廣きを得ず試に西洋人の眼を以て日本の内地を見渡し何事に手を出して大資本を卸す可きや土地を買ふ説あれども等しく日本人なる東京の商人が田舎の地面を買入れて尙且その支配に苦しみて終に失敗するを常とす然るを況んや西洋の金満家が日本の田畑を所有して其支配を如何す可きや迎も望なきことならん或は大に商賣に著手せんと云ふも日本の國産に生絲製茶を除けば輸出品に大に資本を要するものなし而して此二品の賣買は従前既に仕組も成りたるものなれば西洋人が内地に入込むの權利を得たればとて之が爲め俄に物産を増す可きにあらず左れば今日我輩の見る所にて内地雜居の後西洋の大資本家

が續々日本に渡來せんとは先づ以て期す可らざること、覺悟して間違ひなかる可しと信ず此邊より見れば近來世上にて地面の賣買漸く行はれて時として非常の價を現はしたるは様々の原因の外に内地雜居の噂も大に地價の景氣を増したりとのことなれども是れは賣買人の不了簡なる可し西洋人が東京大坂等の市中に住居を構るときには地所も其宅地丈けは入用なる可けれども之が爲めに市中の地價を變動せしむるの氣遣ひもなかる可ければ他の見込にて地面買入は兎も角も西洋人を目的にすることは思ひ止まりて然る可し況して田舎の田地の如き外人に賣付けんなどは投機の最も拙なるものならん

右の如く西洋人の眼を以て見れば日本には新たに著手す可き商賣もなく又買ふ可き土地もなくして大に資本を卸すなどは覺束なきことなれども或人の考に西洋人は日本の鑛山に目を注ぐならんとの説あり此説は或は中ることあらんと我輩も説を同ふする者なり日本國に鑛山の多きは隠れもなきことにして又其採掘も古來甚だ能く行届きて最早や新鑛山の發見も少なく舊鑛山中に遺利もなきに似たれども古來我鑛山の採掘は唯鑛夫の手鍊のみに任せて其事業に會て學理を適用したることなきのみか器械さへ至て粗末なるものを用ひて取る可きの利を遺したるもの甚多し全國の各處に在る金銀銅の廢山に就て其廢したる理由を尋ねれば鑛底に鑛物の盡きたるには非ざれども出水に妨げられて廢したりと答ふるもの十中の七八なりと云ふ左れば今西洋人の資本と器械とを利用して此種の廢山に著手する時は必ず多少の利益あるのみならず時としては廢山中興して新山たることもあらん又奥羽地方には新鑛山の端を發見しても其事業の大なるに恐れて殘念ながら著手せざるものも今日尙ほ少なからずとの事なれば今後若し西洋人が内地に雜居していよいよ不動産所有の權利を得たらば鑛山は新舊に拘はらず或は彼等の著手を試みることもあらんれば我鑛山家は今

より覺悟して其の所有權を固くし自から資本を用意して利を専らにせんとするか又は雜居の西洋人と力を協せて大舉せんとするか其の邊の方策を運らすは今日大早計には非ざる可し

第二

前號の紙上に陳べたる如く内地雜居と定まりても差向き我内地に利す可きもの少なきが故に西洋人の入來は吾々日本人が待設けたるほどに多からざるのみか洞門空しく開いて人到らずと云ふが如き奇觀もある可し或は生絲製茶の産地などには彼等も住居を構へて直に荷主と取引することもある可しと雖ども是れとても限りある取引にして幾十百の西洋人が信州上州等の地に群集す可きにあらず左れば内地に西洋の資本家を住居せしめんとするは先づ以て今日我國の事情に於て行はる可らざることとして次で如何なる種族の者が入込む可きやと尋ねれば無産無職の者共にして其本國に居ても人の顧るものなきに苦しみ唯目的もなく世界中の諸方を徘徊する中に日本の内地住居す可しと聞き是れは面白しとて來て開運を試みるが如き輩なる可し故に雜居の後、内地に居る西洋人を調査したらば資本家は稀にして貧乏人は多きことならん西洋人が日本人に資金を貸すよりも不案内なる日本人が却て西洋人に金を借用せらるゝの奇談もあるべし又内地に雜居する者は西洋人より支那人の方必ず多かる可しとは我輩の曾て注意したる所に於て是れは必ず相違なきことならん支那の貧民等が苦役を苦とせずして深く内地に入り我田畑耕作等の業に就て我小作百姓と競争するの禍も隨分容易ならざることなれども其心配は程遠きこととして差向き如何なる手段を以て日本人を困却せしむ可きやと尋ねれば雜居の公布を見るや否や彼等は三都其外名古屋等繁華の市に押込み先づ小店を開いて商賣を始め必ずしも支那本國の物産のみを賣るに非ず日本の荒物、小間物、楊枝、齒磨、草履、草鞋の小賣より立場居酒屋、安料

理等あらん限りの業を営みて安直を専一とし如何にしても日本商人の及ばざる所を働くことならん、積んで貯ふるは支那人得意の技倆にして粗食薄衣穢なきを憚らず臭きを恐れず塵埃百尺の中自から黄金を貯へて次第に其商賣を張るに及んでは呉服店とも爲る可し舶來品の問屋とも爲る可し或は兩替屋或はホテル等亦是れ支那人の長技なれば流石の日本人も競争に疲るゝことはなかる可きや我輩の甚だ掛念する所なり殊に東京の商人は素と舊江戸の大名屋敷を相手に商賣したるものにして士族の機嫌をさへ損ずることなければ物の價の高下は餘り論ずるを要せず甚だしきは買物に直段の押合ひの密なるものを評してケチと名づけ不相當と知りながらも高價のものを買ふて人に誇るなど一種の奇風を成し買者奇なれば賣者も亦奇にして時としては大に貪るが如くなれども又時としては甚だ磊落にして利を知らざるものゝ如し所謂江戸ツ子の眞面目なり今日は大名屋敷も既に廢れたれども商人社會賣買の奇風は尙未だ全く脱するこゝと能はずして今は士族の代りに官員其他上流の紳士貴婦人等を相手にすれば随分奇利なきに非ず例へば店頭に至り物を買ふに客の上等下等は先づ衣裳の打扮言語舉動に現はれて上客の買物は必ず幾分の高價を取らるゝの風なり斯る有様なれば今の東京商人が常に商賣の艱難を説くと雖ども其實は尙未だ眞に艱難を嘗めたるものにあらず必ずしも錙銖の利を争はざるも自から呼吸す可き餘地あるが故に其品物の仕入に就ても多少の抜目は勢に於て免かる可らず尙その上にも此商人等は常に資本に乏しくして之を借用すれば必ず高利なるが故に假令へ仕入に抜目なしとするも金利丈けは品代價の中に負擔せしめざるを得ず蓋し東京の物價が他の地方よりも都て高しと云はるゝは此邊の事情に由縁したることにして之を要するに其商況大抵皆貧乏小賣の不規則なるものにして未だ商賣の體を成さずと云ふも可ならん然るに今支那人が此不規則にして無力なる商賣社會に雜居して隱然たる資本金を穢なき囊中より取出し前後左右を顧み

ずして只管その品物の仕入を綿密にし又これを賣るに雜費を省き萬圓の賣買に一錢の得失を重んじて氣長に之を争ひ人に笑はるゝも平氣にしてケチと云はるゝも耳に留めず悠悠閑々唯客の歡心を求めて低價に物を賣るが如きあらば舊江戸ツ子の末流が如何して之と競争す可きや誠に殘念ながら之に降參するの外なかる可し即ち我商賣の領分を蹂躪するの發端にして一度び此勢を成すときは本來金力には乏しからずして又存外に大膽なる支那の豪商等は次第／＼に日本の各處に住居を構へて我商賣の權柄を左右するが如き奇相を呈するやも知る可らず左れば今度の條約改正に支那人へも内地雜居を許すや否やは我輩の知らざる所なれども若しも彼等が西洋人と同様に内地に入込むこと自由自在ならんに於ては日本の商人は決して油斷す可き場合にあらず今より様々に工風を運らして其商敵に恐る可きは西洋人にあらずして却て支那人なりと用心覺悟專一なるべし

第三

報國盡忠と云へば道理も正しく言葉も奇麗にして之に争ふ可らずと雖ども局に當る者は迷ふの確言に違はず己れの利害の大なるものに迫らるれば遂に臨機の方角に走るも亦人情の世界に免かる可らざることなりむかし／＼のことなれども舊長州藩が攘夷の事を企てゝ遂に幕府の敵となりたるとき此攘夷藩が夷狄なる外國人より銃艦を買はんとしたることありしと云ふ即ち自家の利害に迫られて臨機の方角に走りたるものなり左れば今日我内地を開いて外國人と雜居の世界となるに付ては法律規則等の改正も成りて外國人も内國人も正しく同一様の法則の下に居り厘毫も相違ある可らざるは當然のことにして我輩も事實に其必然を期して疑はざるものなれども都て人間社會の勢力は自から法律の外に行はるゝものにして法は法の如く行はれながら勢は勢にて其力を逞ふするを常とす例へば徳川政府專制なりと云

ふも無法律に非ず國民を視ること平等一様にして偏頗あることなし即ち大法の表面なれども其大法の外に勢力の働は容易なるものに非ず當時世に名目金貸借の事あり其性質は如何と尋るに徳川家親藩の三家又は幕府に因縁深くして有力なる寺社などの會計方より所有の資本金を人民に貸付けて高利を取るの法なり金を借りて返さざるものあれば之を法庭に訴へて裁判を受け必ず埒明く可きは政府の大法、曾て私曲偏頗の沙汰なき筈にして又事實正しき風なりしかども彼の三家又は寺社の筋より出訴するときは法庭にて法外の事の行はるゝにはあらざるも自から言ふ可らざるの便利ありて貸者の利益甚だ少なからず是に於てか利に敏き金満家は三家又は寺社の會計に縁を求めて自家の私金に其會計の名義を付けて貸金の業を營む者あり即ち名目金の唱へある因縁なり名目金の貸借とて決して大法を犯すに非ず法庭の裁判とて大法の外に逸するにあらずと雖も其名目を附けて特に貸者の爲めに便利なるは他なし三家寺社の勢力なりと云はざるを得ず是等の事情より推して考ふれば今度外國人が内地雜居の權を得て内外貿易の商賣は無論我國内に居て動産不動産を所有し諸會社の株主と爲り又自から會社を起し或は金を貸借し或は所有品を質に入れ又質物を取り千種萬様の取引の中には間違ひを生じて法庭に出訴の事もある可きは必然の成行にして其時に當り彼等の勢力は如何なるものにてある可きや其想像こそ今日に於て大切なれ我輩は讀者と共に開國以來今日までの事情に照らし見れば外國人の勢力は決して内國人に劣るものにあらず或は賓主禮讓の意味にてもあるか我政府の筋にても外國人の事とあれば特に鄭重に之を取扱はれたるものゝ如し故に今後も此成行に従ひ此勢に乗じ外國人の勢力は依然として存し内には官尊民卑の空氣に養はれたる日本國民のみにして双方相近づき相接したらば如何なる事相を醸成す可きや内外人の相互に争ふて往々外人の便利たるもの多きは尙忍ぶ可しと雖ども事の極度を測りて先きの先き迄を想像すれば或は我日

本人が前年幕府の時代に行はれたる名目金の筆法を思出して之を外國人に適用するなどの奇變なきを期す可らず根性の卑しき者共が己が心の卑屈なるをば咎めずして却て自から謂へらく吾くは逆も朝野に勢力ある者にあらず是れも意の如くならず其れも心に任せず鬱々身を屈して他の得意の人の下風に立たんより寧ろ外國人の勢力を利用して志を伸さんとて商賣工業も殊更に外國人と仲間を結び共に其利益を興にするのみならず甚だしきは外國人は唯その名義を用ふるのみにして内實の資本金は内國人の手より出し名けて外國人の會社と稱し其貸金と稱し其不動産と稱し其株券と稱し商工上の萬物皆冠するに外國人の名を以てするのみならず或は著書を出版し新聞紙を發兌するにも彼の名目金の故智に依る者もあらんかと様々に想像すれば殆んど際限ある可らず誠に面白からぬ次第にして畢竟人間の根性が今少しく剛毅にして私の利害を顧みざるものなれば甚だ都合宜しと雖ども開關以來今日までの文明世界即ち語を易へて云へば人情世界に向て望む可きことにあらず己が利害の大なるものに迫らるれば報國盡忠の大主義も臨機の方角に轉ずるの例は古來珍らしからず如何ともす可らざるものと觀念す可きのみ然らば則ち内地雜居の後是我日本人にして外國人の勢力を利用する者あり外國人も亦其名目を貸して得々たる者ある可しと覺悟を定めて扱この害弊の生ず可きを先見して假令へ全く之を免かるゝこと能はざるも勉めて其害を軽くせんとするには如何の方便ある可きや甚だ六ヶ敷き難問なれども我輩の所見を以てすれば舊幕府の時代に名目金貸借の事の行はれたるは當時の金満家に勢力なかりしが爲めにして若しも幕府が此種の金満家を視ること三家并寺社の會計の如くなりしならんには決して斯る醜體はなかりしことならん故に今度日本人が外國人の勢力に依頼せんとするも畢竟その日本人が官尊民卑の卑位に居て逆も自力を以て自働すること能はずと失望の餘に出たる窮策なれば今より様々の工風を運らして一步にても人民の地位を高くし

官民の間に存在する無益の段階を取除きて官も民も平等一様唯相互に營業を殊にするのみにして其人の地位に於ては寸分の差等なきの場合に至ることを得ば或は人民にも少しく勇氣を生じて他に依頼するの念を薄くするに足る可きか若しも然らずして今日の在りのまゝに打捨おき官途はいよ／＼尊くして民間はいよ／＼卑しく漸く其心事を殊にして漸く反對の方向に走るときは官途は獨り内國に尊くして獨り高處に孤立し人民は漸く外に注目して外人と共に生を興にし時としては復た内を問はざるの疎縁に至ることある可し我輩の杞憂これより甚だしきはなし

以上三日間の論説は我輩が漫に雜居後の事相を想像して然かも其喜ぶ可き部分は黙して憂ふ可き箇條のみを記したるものなり蓋し世の警戒に供するの微意に由て然るのみなれども雜居に就て喜ぶ可きものを擧れば又數日の筆を勞するに足る可し我輩本來雜居を非とする者に非ず最初より之を賛成して措かざるの旨は讀者も既に了解せらるゝことならん念の爲めに一言を紙末に附す（明治十九年十一月二十三日より同月三十日に亙る）

軍事國防

宮古八重山を如何せん

兵備擴張の事は我輩の常に言ふ所にして今の交通の自在なる世界に居て既に外國と交際を開きたる限りは國の獨立を守るに兵備なかる可らずとの次第は我時事新報を讀む人にして之を知らざる人はなかる可し又我輩の兵備擴張説は自國の力の強弱をも顧みずして漫に他國に向て戰を挑み又は其土地を攻取らんなど云ふ慾深き謀にも非ず他國の征伐

などは先づ以て第二の詮議として唯自國の力を以て自國を守るの所望に止まるのみ而して其之を守るの法は世界の人を敵と視ずして親しく之に交はるは固より當然のことなれども萬々一の間違にて外國の人が我日本國の敵となりたる時に彼等の兵を以て日本を攻め取らんとするもいよ／＼之を取るために多くの人命を失ひ多くの金を費して逆も損益の勘定を立つ可らず失ひ費す所は百にして取る所のは五十に足らず左りとは日本征伐も甘き利益にあらずとて勘定の上より彼等をして自から斷念せしむるの一策あるのみ即ち日本國の身代に相應するほどの兵備を設けんと欲するものなり之を喻へば貧乏人の家に戸締は無益の沙汰なれども金持となりては家屋敷の口々に締は勿論、尙その上にも土藏を建て其内の金箱にも錠前を嚴重にするもの、如し詰り家の防禦にして其防禦は家の貧富に従て嚴重なるもあり又手輕なるもある可し一國の防禦が國の身代相應に嚴重なるときは敵國より之を視て無理に其國を取らんとすれば隨分取る可き方便なきにあらざれども出入差引して利益の見込なきが爲め容易に手を出す者ある可らず我輩が曾て云へる國を守るの兵備は粟の毬の如くにして其實を取るの利益と毬を剝の骨折とを較べ敵をして初めより之に近づくことなからしむるに在りとは此邊の意味なり

我輩が兵備擴張論の趣旨は唯右の如く自から衛るの策にして他に大に求る所のあるに非ず或は百萬の兵を養ふて四方を征伐するなど云へば其話は甚だ愉快にして血氣の人の意に適ふこともある可きなれども先づ日本の今日の時勢には行はれざる事として差控へ扱その自守自衛の位に居て今日の日本國は果して安心なる可きや今日の兵備は果して日本の身代に相應したるものなるや之を吟味すること肝要なる可し近來は陸軍も海軍も日に改革進歩するよし殊に海軍のためには臨時に一千七百萬圓の公債をも募りたるほどの次第なれば必ず大に面目を改ることならんと雖ども西

洋の人が東洋に迫るの勢は其足甚速にして常に人の意外に出るもの多し就ては我輩が國の防禦即ち其自守自衛のために夫れ是れと心配する箇條は一にして足らざれども差向きの處にて最も掛念至極と申すは沖繩群島の一條にして頃日廳島の士人田代安定氏に面會し其言を聞くに付けても我輩の掛念をして一段の甚だしきに至らしめたるものあり氏は去年來沖繩に渡りて様々の事を吟味詮索し就中其屬島たる八重山に在ること前後何ヶ月の間あらゆる辛苦を嘗めて取調べたる報告は地理人口物産より民情風俗些細の事に至る迄も盡さざるはなし詳なるは數卷の報告書中に在れども今その大略を寫せば

宮古八重山を合せたる島々の惣名を先島と云ふ其數十八あり此内九ヶ島は宮古群島にして九ヶ島は八重山群島なり何れも沖繩縣の管轄にして其島の重立たる所には縣吏の出張あり

宮古群島は田代氏も未だ實測の遑なくして詳ならざれども言傳ふる所にては其本島の周圍十二里と云其實二十里以上なる可し他の小島は二三里より五六里とす

宮古の人口凡そ三萬餘、戸數八千餘なる可し

宮古は琉球の本島に近くして其先きに在るものを八重山群島と名づく其群島の中最も離れて支那地方に近きものは與那國島にして臺灣を距ること僅に八十里ばかりなりと云ふ

八重山群島の惣周圍は八十七里二十町餘にして此内石垣島は三十一里弱西表島三十二里二十町餘、其他の島々は與那國島を除き何れも四里以下の小島なり

八重山の人口一萬三千八百、戸數二千六百四十

宮古の碇泊所を漲水港と云ふ永良部島と宮古本島との間に在りて島の西の部分なり

八重山にて屈強なる碇泊所二箇所あり一は石垣島に在り石垣港と云ふ一は西表島に在り舟浮港と云ふ而して碇泊の便利は舟浮を最上とす其地形長崎港に似て少しく廣く四時の碇泊に差支あることなし此港の近傍に石炭の脈甚だ多く自然に地面に現はれたるものあり石炭の性質は上品にして唐津産のものに似たりと云ふ

西表島西北の部は都て炭脈あり其首なるは成屋村浦内村崎山村千立村鹿川村等にて目下採掘著手のものもあり此石炭は今を去ること十餘年前廳島の入林太助なる者が初めて此島に渡りて發見したるものなりと云ふ

右は宮古八重山の略記にして事實の百分一をも盡さざるものなれども天然の地理より見ても氣候の溫暖は申すまでもなく地味は甚だ肥へて萬物生育せざるものなし既に内地の人が最も愛し最も貴ぶ彼の薩摩上布と唱ふる帷子地も其實は薩摩の産にあらず又沖繩本島より出るにあらず、宮古八重山の島人が其島に生ずる麻を績ぎ其島に生ずる藍を以て染めて織りたるものなりと云ふ産物の有様はこの一事を見ても推して知る可し之に加ふるに西表島は舟浮灣の如き天然の良港にして軍艦の碇泊に宜しく尙其上にも手近く石炭の便利あり今日に至るまで世界中の航海者が之を看過したるこそ不思議なれども他人の不注意はイザ知らず我沖繩縣の管轄内に斯くも容易ならざる島々あるは殖産の上より見るも軍略の上より論するも我寶物にして即ち日本國の身代なれば此身代を守るには其價相應の兵備なかる可らず如何となれば國の身代を守るに兵備の要用なるは家を守るの戸締に同様なればなり聞く所に據れば宮古八重山には唯數人の縣吏あるのみにして防禦の用意としては甚だ手薄き事なるよし不安心なる次第ならずや我輩の説を云へば沖繩縣全體の計畫に付き所望の簡條は随分少なからざれども今日の場合に迫りては何は扱置き八重山の港に軍艦を繋ぐか又は

陸上に兵隊を屯せしめ八重山より宮古沖繩を経て廳島に電信を通じ軍艦をして常に其近海を巡廻せしむること至急の急要なる可し英人などは海軍のために要害の地とあれば萬里の外朝鮮の巨文島をさへ不遠慮に押領したり我輩は敢て英人を學んで他國の島を取らんと欲する者にあらず唯我要害の島を失ふことなからんとて心配するのみ（明治十九年九月二十一日）

財政經濟

相場所の一新を望む

相場所は一國の殖産商賣のために無害無益なるものか有害無益なるもの歟又は有益無害なるもの歟と三様に問題を設るときは我輩は斷じて有益無害なりと答る者なり凡そ世の中に些小の事物にても爰に其興廢あれば隨て其利害の影響あらざるはなし況して相場所の如き其仕組の最も大にして人の之に由て利害する者最も多きに於てをや害なければ必ず益あり、益なければ必ず害あるべし故に無害無益の評論は固より當らずとして然らば有害無益なるやと尋るに此論は往々世上に行はれて時として甚だ有力なるが如しと雖ども畢竟封建の時代に商賣を賤しむの習慣より來りしものにてむかしの武士の眼を以て今の相場所を目撃すれば其取引の劇しきこと賭博に似たりと云ふも無理にあらず又事實に於て賭博同様の弊風も行はるゝことなれば之を怒るも一通り謂れなきにあらざれども是れは所謂黃疸を病む人の目に萬物の黄なるが如く本來己が商賣を賤しむの心に訴へて裁判を下すが故に苟も會社に弊害あれば其一害を

發して他の百益を排するものゝみ若しも斯る議論にして通用す可きものならば人間社會の政府も有害無益の評を免かる可らず如何なる政府にても完全無缺其政法に一の弊害なきものあらんや唯其利弊を差引勘定して國民のために便利多きものを良政府と名くるのみ故に相場所も猶ほ政府の如く到底一點の弊痕なきを保證するは難けれども有害無益とは妄評取るに足らざるものなり然らば則ち有益無害なるやと云ふに我輩は既に之に答へて然りと斷言したれども人間社會の百事に利害の相伴はざるものはある可らず況して今の相場所の如きは往々弊害の著しきものもありと云へば我輩は直に今の此會所を指して無害の名を命するに非ず唯その組織をさへ大に改革して内は會社の役員并に仲買の惡習慣を去りて商業の獨立を謀り外は政府の羈束干渉を寛にして更に嚴格簡單なる法律を設け相場所の地位を進めて商賣社會に九鼎大呂の重きを成すに至らば今の世人の憂る所の弊害なるものは誠に論ずるにも足らざる些末事にして之を一洗すること甚だ易く隨て會社の本色を現はして其效用の大なる假令へ小弊害の之に伴ふあるも毫も恐るゝに足らずとの意を述べたるものなり凡そ今の歐米文明の諸國に相場所あらざるはなくして其效用を問へば弊害を説く者は少なくして利益を語る者は多し抑も相場所の效用は近遠の物價を示し其現在未來の昂低を明にし製産物の運轉を活潑にし以て農工商をして安んじて其業に従ふを得せしむるに在り交通運輸の自在なる文明の世に居り正當普通の物價を知らずして物を製造し物を賣買して能く禍を蒙るなきを得べきや、地方の養蠶製絲家が外國の市場横濱貿易上の相場に暗くして安んじて業を執る可きや、北國の米商が東京今日の米價を聞いて廻米を企て東京灣著船の時に價格の下落することあらば如何す可きや、其危険は楫なき船に帆を揚げて大海を航するに異ならず然るに今その楫を授けて行かん目指す處に行かしむるものは相場所の功德と云ふ可し又商賣品は其價の高級處に集り來りて其低き處より散じ

去り以て一國內の各地、世界中の各國に物價の亂高下を防ぎ以て經濟の圓滑を得せしむるの通則は争ふ可らざるの事實なり而して此通則に一層の活動を與へて人民に恆の産を得せしむるものは是亦相場所の效力なりと云はざるを得ず讀者若し此に疑あらば舊幕府の時代を見よ日本にては政府も人民も金銀の相場を知らずして漫に黄金を輸出したるに非ずや長崎にて所謂姦商等が荷蘭人唐人を相手に八幡はつぱんと稱して幾百年の久しき密賣したる其輸出品は單に大判小判より外ならず又嘉永開國の當分も尙ほ此先例に倣ひ在横濱の外國人の爲に大小判を掠め去られたる高も莫大のことなり若しも舊幕政府に少しく經濟の考ありて國人をして外國の事情を知らしめ國內に金銀の相場所を開くこともありたらんには斯る愚なる國損もなく彼の姦商等も姦ならずして事濟みたることなる可し又今日にても朝鮮國には相場所は扱置き兩替屋さへ見る可きものなし故に國中の各所に物價の平均を得ずして乍たまち上り乍たまち下り勞して損する者あり逸して利する者あり其混亂實に名狀す可らず甚だしきは掌大の京城内その東西南北の市上に同日同時金銀の價格を異にするものありと云ふ驚く可きにあらずや是等の點より人民の幸不幸を見れば國に相場所なきものは其經濟暗黒にして慘狀の極度、國その國に非ずと云ふも甚だ過言に非ざるものゝ如し

左れば相場所の要は今更喋々の辯を俟たず事の性質こそ異なれども其殖産商賣の社會に必要なるは政治社會に政府の必要なるが如し政府果して廢す可らざる歟、相場所亦廢す可らざるなり斯くまでに大切なるものにして顧みて日本の相場所を見れば其組織の不完全なる其體裁の醜なる往々聞見に忍びざるものがあるが如し蓋し當初我政府が諸相場所のために條例を制定する時に之を以て商賣社會の大機關と爲さんとするの念は薄くして相場は至て危險なるものと思ひ認め、又これに關係出入する商人共は多くは頼母しからざる人物にして内實は博徒同様の者ならんと假り定め其の

認定したる所を根本と爲し條例の簡條も成りたるものにして精神の所在を求めば相場所の繁昌盛大を奨むるに非ずして不本意ながら之を差許すと申す位のものにて其底には寧ろ禁止の意味を含むほどの次第なれば條例中の文字も隨分繁多にして到底相場所の獨立を重んずるものとは視る可らず、場所重からざれば此に群集する者も亦軽く、仲買なり又これに依頼して賣買する商人なり身分重くして資本厚き者とは甚だ多からずたまたまく大家富商が賣買の實用あるも場所の近傍に出没するは少しく外聞を憚る様子にて之に近づく者なきが如し斯る事の次第にて政府より相場所を視るは固より軽くして相場所の自から視るは尙ほ之よりも軽く如何なる恥辱を被るも如何なる憂き目に逢ふも錢の掠む可きものあれば之を掠め去らんとし時としては彼の繁多なる條例の文字の下を潜る者あれば政府の筋にては不埒者なりとて直に之を取押へんとし逃る者あり捕へらるゝ者あり其混雜は時々我輩の聞く所にして既に近日も東京の米商會社にて仲買商人捕縛の事ありて又その後には聞けば大阪にも然らんなど實に不體裁に堪へず殊に歐米諸國に在る相場會社の事を想起して是を我國の會社に比較し其名の同うして其様の異なるを見れば日本國民の情に於て寧ろ赤面に堪へざる次第なり然りと雖ども今の日本の相場所條例を戴きて其下に今の日本の相場商人あれば到底この不體裁は免かる可らざるのみか相場商人も亦人心あり條例の下に居て自から爲せる禍とは申乍ら再三の恥辱再四の憂き目に懲り漸く計を變じて漸く場所を去る者多く跡に残る者は眞實の賭博者流にして鐵中復た鐸々の聲をも聞かざるに至る可し斯の如きは則ち今後相場所の改良は望む可らざるのみならず唯ますます其衰頹を待つのみ國の不利これより大なるはなし是れ即ち我輩が殖産商賣の利益のために相場會所の一新を謀り政府に向ては其條例の簡單明白嚴格ならんことを望み會所に對しては其人品の高尚、其商賣の公正、其事業の獨立を促がして止まざる由縁なり但し其

一新の方法細目に至りては之を事に慣れたる當局者の考案に任じて爰に贅せず（明治十九年七月十二日）

米價騰貴せざれば國の經濟立ち難し

本年も亦天氣順和にして麥は既に取上げ米も今分の處にては先づ豐作なる可しとの見込か相場の次第に下落するを見て人氣を卜すべし豐年は誠に目出度し萬民鼓腹太平を歌ふなど云へば賀す可きに似たれども今の日本國の理財上にては豐年却て萬民を苦しむるの實なきにあらずと申すは年豐なれば米價必ず下落せざるを得ず米價下落すれば農民は秋に至りて米を見ること多きも其米の効力は則ち少なし一反歩の田地に米を作り出すこと二石にして其米の價四圓なるは一石五斗を收穫して米價の六圓なるに若かず如何となれば日本の農民は米を賣て租税を拂ひ又日用の諸色を買ふ者にして自から米を喰ふは甚だ稀なればなり故に二石の米を賣て八圓を得るは一石五斗を賣て九圓を得るに若かず豐年いよ／＼豐年にして米價いよ／＼下落すれば農民は何程多量の米を收穫するも唯その俵の曇々たるを見るのみにして其實は麥に異ならず又稗に異ならず不幸にして米價土の如しなど云ふ目出度き豐年に遭ふこともあらんには農民は辛苦して土砂を作り出したる者と云はざるを得ず如何に米價の下落に遭ふも錢を得んとするには米を賣るの外に手段ある可らず之を賣拂ふて租税その他の公費を支辨し或は借地なれば地主へ地代をも拂ひ農民の手に残る米は誠に僅にして暫時に食ひ盡すか又は之を賣りても其代金は見るに足るものなし年豐にして百姓困窮とは今の日本國の事實にして理財上の奇觀なりと云ふ可し

穀物の下落して農家の困窮する其困窮は獨り農家に止まらずして全國一般商工の不景氣を醸し其不景氣の影響は反

て復た農家を犯して更に重複して之を苦しむるの實を見る可し其次第の大略を述べんに凡そ商賣上に賣買の盛衰は富者の興廢に關するよりも貧者の浮沈に由來するものを大なりとす資産既に豐なる者が何かの事機に由りて其富を増し又減することあるも俄に購買の度を増減するものにあらず如何となれば衣食住要用の物は既に其家に備はり又これを備ふることも資力に於て容易なるが故に富を増したりとて物を求めるに急ならず富を減じたりとて俄に買物を見合す可きにもあらざればなり世間の富豪の内實に於て家産の盛衰は常ならずと雖も其暮向きに盛衰の痕跡を現はす者少なきを見て之を證するに足る可し之に反して貧者の種族は其日常の生活に家産の全力を盡し毫も餘す所なくして常に不足を覺ゆる者なるが故に些少にても資産に餘裕を見るときは俗に所謂燒石に水なるものにして忽ち之を費して要用品を買ふに忙はしく或は少しく資産に減することあれば猶豫なく買物を止むるの外に手段ある可らず極度に至れば食物をも節減するの急に迫ることあり其増減進退誠に劇しき者にして宵越の金を遣はぬ者は江戸子なりとの俚諺はあれども我輩の所見にては日本國中の貧民社會に數日の金を家に貯る者はある可らずと斷言して可なり此情態果して事實に相違なしとすれば今の農民は即ち貧窮社會にして其大數は宵越の金を遣ふ者にあらずして少しく錢を得れば忽ち物を買ひ錢を得るの道を失へば物を買はずして飢寒を忍ぶのみ斯かる劇しき生活にして其數は全國人口の過半に居り其作り出す所の穀物は米のみにして三千萬石、一石五圓の相場にて一億五千萬圓の財源を司どる者なれば其資産の浮沈に由りて商賣社會に影響を及ぼすの大なる可きは辯を待たずして明なり此一億五千萬圓の米價に二割の高下ありとせんか農民は三千萬圓の得失にして失へば則ち三千萬圓の購買力を減じ、得れば則ち三千萬圓の日用品を買ふて暫時も猶豫せざる者なり人口過半數の燒石に灌ぐに三千萬圓の水を以てす、其飛散の速にして運動の劇しき推して知る可し全國

の商況これがために機を轉するなからんとするも得べからざるなり商人の言を聞くに凡そ商賣上に都會の景氣不景氣は大抵皆一時一區域の事にして喜憂するに足らず商賣の大本は田舎に在り田舎の景氣を頼むの外に商賣なしと云ふも多年の實驗より事の眞面目を示したるものならん左れば今凶年にして米價の騰貴せんことを祈るには非ざれども年の豊凶に拘らず日本の穀物の價をして下落せしめざるの工風は農民の私のため又一般に商賣社會のためにも最も大切な理財法なる可しと信ず之を次號に陳べん(明治十九年八月二日)

産業貿易

米麥作を斷念す可し

近年北亞米利加各地にて農耕の事大に進歩し天惠地福に文明の人工を加へて收穫の利益其比を見ず且つ其地味の然らしむる所、最も小麥の耕作に適し之れと同時に交通の便利ありて農作物を海外へ輸出すること自由自在なるが故に今後我國の麥作の如きは亞米利加産の壓倒する所と爲る可きのみならず熟らざれば海外の事情を察するときは日本農産第一の米の如きも亦同様の運命に遇はざるを得ざる者の如し元來米は *Tropical plant* 即ち熱帶植物にして安南暹羅 *Indo-China* 緬甸印度等は正しく其本地なるべければ此等の國々にては格別の耕耘を要せず又肥料を費さず天然雨露の恩に浴して秋收冬藏自から便々たるを得べし、日本人が元來不相應の地に米を種植し稼穡の艱難とて非常に勞して其收穫の案外に寡少なるに較れば固より同年の談に非ず左れば日本は眞の米作國たるに適せず別に相應の農産を求めて米の供給は

之を安南暹羅緬甸印度等南亞細亞の地に仰ぐ可き筈なりしに從來南亞細亞諸國は草莽未開にして國內交通の便利なく其政府は退守を旨として外國との交際なかりしかば商賣上の制度不整頓にして剩餘の物産を海外に輸出し有無相通するの思想もなく況して其農産物を名さへ知らざる日本國に供給する杯とは思ひも寄らず日本人も往時は支那を稱して諸越と云ひ海をこえ山をこえ諸々の難處を踏えざれば其地に達す可らずとて鵬程萬里の想を爲したる程なれば糧に南亞細亞に因るなどは夢寐にも思はず豊葦原の瑞穂の國、米穀豐穰他に其比類なしと思惟して以て今日に至りたれども近年南亞細亞の形勢を見るに安南は既に佛國の保護に歸し緬甸も亦英國の有と爲りたれば暹羅の運命も知る可きのみ斯くて歐洲文明國人が此等の國々を支配すること、爲れば其内地に鐵道を敷設し其江河に汽船を通じ内に物産運送の便を開きて外に之を輸出するの方便を盡くすべければ熱帶國産の米穀も漸く其販路を求めて漸く日本國に入り來る可きや疑を容れず之を要するに南方亞細亞の米産國が是れまで不文不明なる土人等の支配に在りしこそ日本農家の幸にして米價競争の攻撃をも免かれたることなれども今や世界の形勢は漸く變化して西洋人の力は日に東漸するの勢を成し此天然の沃土を處分するに西洋文明の才智を以てするの場合に至るときは瑞穂の國民が何程に勉強して稼穡の艱難を嘗るも勢、これに抵抗す可らざるは猶ほ彼の愛蘭の農民が麥作に北米人に壓倒せらるゝと同一様なる可し現に昨明治十八年の中も南亞細亞米即ち彼の南京米の日本に輸入の高は十餘萬石元價六十七萬圓に上り日本の市場にて一廉の商品と爲れり且つ其運輸の便利なる東京大阪の商人が電報を以て南京米を香港に注文すれば荷物は十日前後にして日本に到着す可しと云ふ今日にして既に斯の如し自今西洋人が南方亞細亞に對するの方略も年々ますます整頓して其産出米の價を減じ運輸の法を便利にすると共に我米作の利益も亦年々減少するの運命に至る可きなり

以上の所記果して是ならば日本の麥は北亞米利加産に襲はれ米は南亞細亞に勁敵あり米麥の運命將に竭きて行く行く自殺せんとするの勢あるが如し元來日本は米麥の地に非ず唯世界交通の不便なりしが爲め互に其物産の所長を知らず米麥の如き僥倖にして居る可らざるの地に居りしことなれば日本の農家は今の時勢を察して漸く其米麥作を斷念するに若かさるなり蓋し農業の種類は多し米麥作の如きは實に其小部分たるに過ぎざれば之を外にして農業なしと云ふ可らず特に我國は養蠶に適し後來 Silk country 即ち養蠶國の名を博するに足る可しとは世界の公評なるが故に稻田水枯れ麥畦草荒るれば當さに以て桑を樹ゆ可し況んや新開墾の地に於てをや全國到る處彌望桑園ならしむるも以て世界蠶絲の需要を飽かしむるに足らず此際在て從來の米麥作に戀々するが如きは畢竟變通を知らざる者のみ特に近年の事情に於て米穀豐作なるも不景氣ます〜濃厚なるは我國の農民が單に米作のみを専らとして其他の農業を營ます米價下落すれば菜色忽ち面に上るの趣あればなり兎に角養蠶其他相應の農業ある其際に土地不相應の米麥作に従事するは經濟の原則の許さざる所なれば今日只今と云ふにはあらねども時勢に連れて成るべく早く米麥作を廢すること我國農業家の爲めに謀て最も肝要の事なりと信するなり（明治十九年六月二十二日）

米の輸出は農家を利して商賣の機を促がすに足る可し

米價下落して農民の手より散すべき錢なく全國商賣の道は閉塞して商工共に業を失ひ商工業を失へば資本金も用を爲さずして金の効力を減じ資本家は唯空しく金を庫にして手を拱するのみ、商工の業に失敗して私有の金は活動するを得ず斯くなる上は唯退て守るに如かずとて只管節儉の一方に眼を著けたるは三五年來全國中等以上の家計にして其

歳出を減するに隨ひ商賣社會に物の賣買を少なくし力役社會に人の仕事を失ひ四方の風景自然に寥々として農民等も其働を唯農業の一方に限り所謂農間稼の利を求むるに道なし即ち米價下落の爲に重複の禍に罹る者なり故に日本の農民の運命は饑饉には食物なきに苦しみ豊年には米價の下落に由て苦しみ豊凶共に常に苦界を脱すること能はざるものなり左れば今此運命を回復して農民を苦界に救ひ兼て國中全般の商況に活動を與へんとするには毎年産出の米の量を減却して其價を騰貴せしむるの外に好方便なきことならん我輩の宿論は稻田を變じて桑田となすに在りと雖ども此事容易に行はる可きにあらずれば差向の急を救ふには時の相場の損益に拘らず毎年若干の米を外國に輸出して内國の米價を高く處に在らしむるの工風肝要なるべしと信す抑も日本の米は三千萬石、人口に比例すれば一人一石にも當らずして不足なるが如くなれども其内實に於て貧民の貧なる者は雜穀甘蔗又は木の實を定食として米を食ふ可き身分の者に非ざるが故に毎年の收穫を國中の眞の需要に當るときは常に其供給に餘りなきを得ず唯在昔封建の時代には各地運輸法の不便なる其上に幕府を始め三百藩の諸政府にて米を以て軍國第一の要用品として之を貯藏し民間にも亦饑饉の用意として年々歳々圍米の法を行ひ或は政府の公命を以てし或は故老濟世家の勸告に従ひ種々様々にして兎角に品物を各地に停滯せしめて其運動を自由ならしめざりしが故に實地に餘りある米も市場には乏しき風を裝ふて常に良き價格を保ちしことなれども今や天下に幕府諸侯なくして運輸の便はむかしに百倍し加ふるに米の年貢は廢して金の租税に變じたるがために農家は秋收を待て直に之を賣らざるを得ず又賣る可き道も至極便利なれば賣品は常に市場に溢れて其價を落すも當然の勢なり畢竟我國人が古來米を神視する習慣に加ふるに封建の諸侯が軍國の用にとて頻りに米作を勧め人民の眞の需用に餘るほどに作り出して今は却て耕作の勞を空うするに苦しむものなれば其餘計の量を外國に

米の輸出は農家を利して商賣の機を促がすに足る可し

出して内の價格を維持するは今日の急要のみならず古人が故さら造意を以て後世に授けたる餘計の收穫米なれば今人が造意を以て其減却法を案するは道理に於ても至當なれども爰に目前の故障は日本より米を輸出すれば外國の市場には其價を落し内の相場は同時に騰貴して其際に多少の損毛を致すの一事なり是れは必ず然る可き數にして或は世間に否論を唱る者もあらんかなれども我輩は全國理財の大計より觀察を下して是等の故障を恐れざる者なり其次第を言はん前に前節に記したる如く日本全國一年の收穫米三千萬石の價を一石五圓の相場にして一億五千萬圓、その二割の高下は農家に三千萬圓の得失なり今毎年外國に日本米を輸出して内の相場に二割の高價を保たしむるを得るときは取りも直さず農家全體に三千萬圓の金を補助するに異ならず例へば政府の手を以て（利益なき輸出なれば人民にて引受る者ある可らず）年の豊凶を見て毎年三百萬石乃至五百萬石の米を輸出して或は原價を償ふこともあらんけれども先づ以て損毛と見込み其損毛高を三百萬圓乃至五百萬圓とするも恐るゝに足らず其内國の米を引去りて市場の供給を減じたるがために全體の米價を騰貴せしめて農民を利し隨て商賣の機を活潑ならしむる其利益は更に洪大なる可ければ假令今大饑饉の不幸に逢ふて國に餓死する者ありと云はゞ政府は何様にか方法を設け假令一時國庫の金を貸與し又給與しても之を餓死に救ふことならん然らば則ち米價下落の禍を救ふがために年々幾百萬の國庫金を費すも其精神は饑饉の救助に異ならず或は政府の義務と云ふも可ならん本年も漸く秋收の時節に近し我輩は特に此一舉を理財の當路者に勸告する者なり（明治十九年八月三日）

米の輸出は永久の策にあらず

前日の紙上に我輩が米價下落の慘狀を述べ此今の國難を救ふには年に三五百萬石の米を外國に輸出したならば内の供給を減じて市上の價を高き點に維持するを得べしとの策を立たれども此策たるや畢竟一時の救急に出たるものにして固より以て日本國の長計と爲すに足らざるは讀者も必ず了解する所ならん左れども世に一策を立てる者あれば隨て駁論を試るも亦人事の常なれば或は米の輸出は得策に非ずなど、説き來り其趣意は事の永久に行はる可らざるを主張して言を立てる者なきを期す可らず左れども其永久の得策に非ざるは我輩に於て飽くまでも知る所なれば世人をして徒に駁論の勞を取らしむるに先だち念のために爰に一言せんと欲するものなり抑も我輩の宿論は前にも云へる如く勉めて現在の稻田を變じて桑田と爲さんとするの一事に在り即ち海外に販路の廣き絹絲絹布を作りて之を賣弘め米麥の食料に差支を生ずることあらば絹の代價を以て印度米亞米利加麥を買ふて食料に充んのみ米麥の位を銀とし絹絲の位を金として比喩すれば金を作り出す可き田地に徒に銀を作るは得策にあらず金を作りて金を輸出すること國の經濟の長計なること曾て疑ふ可きにもあらざれども人事の運動は至極遲鈍なるものにして正當の路に反ること容易ならず夫れ是れする中に米穀過剩の禍は其力を逞うして目下見るに忍びざるの慘狀を呈するが故に何は兎も角も目下救急の一策にとて輸出論を立てたることなり在昔徳川政府の太平打續き享保年間に至りて米價頻りに下落し百俵（三斗五升俵）の價金十七八兩にまで落ちて旗下の士の活計立ち難きに付政府より特別の恩典を設け諸士の請取る可き麩米の内三分の二をば百俵二十五兩の相場を以て政府に買上げたるの例あり或は云ふ此時代には全國に米の餘りて價の下落するに苦しみ政府は若干の米を品川沖に沈めたることありと是れは唯口碑に傳るのみにして正しき記録なけれども彼の二十五兩買上げの事は舊幕府の末年までも持續して今人の記憶に存するものなり蓋し元和偃武より享保に至るまで凡そ百年

の太平の其間に新地を開墾して稻田を増したるは夥多しき數にして米の産出昔年に倍したるにも拘らず貨幣の制は所謂享保小判に改まりて諸物價下落の折柄特に米の價格を落して當時の理財家を苦しめたるは自然の數にして彼の品川沖に現米を投棄云々も假令へ實際になきまでも時の評議には一問題たりしことならん實際の要に餘る品物に就て至當の價を保たしめんとするには其量を減ずるの外に方便あらざればなり近くは一昨春の頃舶來紙の價大に下落したることあり其時或る商人の言を聞くに白耳義の製紙場にて紙を製すること世上需要の度に過ぎて爲に大に其價格を落し殆んど製紙場の維持も困難なる場合に立至りければ重立たる商人の申合にて一時その紙を買取り相場に拘はらず低價を以て遠き外國に賣拂ひ内の供給を減じて價格回復の策を立て遂に日本の輸入品にまで斯る相場を現はしたるものなりと云へり事の虚實は我輩これを知らずと雖ども供給過剰の害を免かるゝがため一時の策には甚だ妙なりと云はざるを得ず左れば日本の産出米今日の有様は正しく享保年間の米價下落又は一昨年白耳義の製紙の事情に相似たるものなれば何れにも救急の方略なかる可らざるや明なり即ち目下その輸出の要用なる由縁なれども此事の永久に施し行ふ可らざるの道理を講ずるも亦念のために無益の勞にあらざれば其次第の大略を述べんに時の相場に拘はらず品物を輸出すれば内の米價はために騰貴す可しと雖ども其騰貴するがために農家は得々として稻田を廢せざるのみか却てますゝ疎水開墾等の事に發情して米の産出を求め其産出いよゝ盛なれば其價を保たしむるためにはいよゝ輸出を多くして其運送費を損するのみならず品物をば投資同様に賣棄てゝ固より耕作の勞力に報るを得ず全國の經濟上より見れば其輸出に就ての損亡丈けは國民をして徒勞せしめたるものに異ならず即ち地を易へて今日十萬石の米を品川沖に投ずれば其十萬石を作り出したる國民の勞力は無に等しくして其れ丈けの人は無爲閑居するの理に同様なればなり況んや

輸出のために内國米が騰貴すれば直に外國米の輸入を招くの憂もある可きに於てをや尙ほ是れよりも甚だしきは我れより輸出して投資したる其米が廻はりて日本に歸來し安直に出でゝ高直に入るの奇談なきを期す可らず故に我輩が爰に輸出米を主張するは一時理財家の權略に供するまでにして其永久を望むものにあらず百姓窮すれば臨時に救助米を與へ粥を施すことさへある世の中なれば其主義を擴めて功德の及ぶ所を廣くし兼て商賣社會にまでも一時の活機を興ふるに足る可しと信じて敢て權道に出でたるものなり且又添へて一言す可きは日本の商賣の微弱なるこそ不幸の幸なれ今政府の筋にて外國の米を輸出すると稱して前月は横濱にて外商に何萬石を賣渡し當月は同時に神戸より何艘の米船を出したりと云へば腰なき貧弱商人等が其聲を聞いて先づ狼狽を催ふし如何にしても相場を低き所に置くの勇氣なきや明なり斯の如きは則ち前節に云へる如く實に三百萬石又五百萬石の輸出を要せず唯何時にても輸出せんする勢を示して相場を維持するの實を得べし是亦政府が商賣に手を出すものにして極めて宜しからざることなれども今の理財の變常紊亂大變中の一小權略これを試るも妨なかる可し無爲にして衰弱を待たんよりは小々變則にても大害を遺さざる限りは巧に一時を僥倖して國を利するの工風を盡さんこと人々の本意と云ふべきのみ(明治十九年八月五日)

運輸交通

日本郵船會社の事情如何

第一

日本郵船會社の事情如何

我輩日本郵船會社にて印刷したる創立願書、規約、命令書、定款を一見するに去年九月共同運輸會社と三菱會社と合併したるときに兩會社より新會社へ引繼ぐ可き海陸資産の代價は

金五百五十四萬三千四百十八圓 三菱會社

金六百五十二萬六千三百四十圓 共同運輸會社

この金高の内より日本郵船會社の株金と爲したる者は

金五百萬圓 三菱

此株數十萬株 但一株五十圓

金六百萬圓 共同

此株數十二萬株 内五萬二千株二百六十萬圓は官有、六萬八千株三百四十萬圓は民有

故に三菱の方の殘金五十四萬三千四百十八圓と共同の方の殘金五十二萬六千三百四十圓と合して百六萬九千七百五十八圓は郵船會社の負債と爲し年に七分の利息を付けて五箇年より十箇年間に償還すること、定め郵船會社は毎年總收入金の内より海陸の經費を仕拂ひ、成規の積立金等を爲したる上にて自餘の純益金を以て負債（舊三菱共同に係るもの）元利償還の高を仕拂ひ然る後に殘る利益金を株主に配當するの法なり（農商務卿の認可したる創立規約中にあり）又農商務卿の命令書中第七條に

政府は其會社の株金全額に對し開業の日より十五箇年間その利益年八分に達せざるときは之を補給すべしとあり又その二十八條に

其會社は收入金の内より通常海陸の經費并に左記の金額及び毎年負債元利償還の額を引去り自餘の純益金を以て各株主に配當すべし但負債元利を償還し了るまで配當金は八分を以て限と爲すべし

とありて其左記の金額とは即ち第一保險積立金として各船總代價の百分の七第二大修繕積立金として各船總代價の百分の十第三減價引除金として各船總代價の百分の五を營業收入より引除くことなり

其第八條には航路を定め航海の度數を定め第十一條には政府にて會社の船舶を自由に使用す可き約束を記し第十六條には郵便物等の無賃遞送を命じ第十七條には會社汽船の登録噸數三萬五千噸以上たる可きを約し第二十條には農商務卿の許可を得るにあらざれば會社所有の船を賣却することを禁じ第二十四條には會社の正副社長及び理事をば保證期限十五箇年間農商務卿より特命するの旨を記す等一切の權柄は悉皆政府に歸し其實を形容すれば會社の役員は恰も農商務省の代理にて事務を取扱ふ者の如く株主共は役員に打任せて配當金の到來を待つ者の如くにして政府にて會社の損益を請合ふ代りには會社の運動も隨分窮痛にして株主も隨分無力なる者と云ふべし

政府と會社との約束は大凡そ右の如くにして投商賣上に利害損益の當局者を舉れば政府と株主との二者にして其傍に又舊三菱共同なる者あり會社の營業非常に繁昌して災難もなく收入豐なるときは先づ通常海陸の費を拂ひ成規の如く積立金引除金を引除き舊三菱共同に係る百餘萬圓の負債にも約束通りに七分の利息を付けて一年に五分の一（五箇年賦）を償還し其餘は株主に配當し八分にも一割にも當ることあるべし（命令書にも定款にも負債元利を償還し了るまで配當金は八分を限ると記して創立規約には其償還を五箇年より十箇年間にすとあり若しも五箇年賦を拂ふて尙株主へ配當するもの八分以上に上りたらば如何すべきや書中都て其明文なし）斯くあれば株主も利益なり舊兩會社も速

に貸金の返済を得て利益なり政府は一錢をも費さずして随意に會社を支配するの利益あり誠に目出度き次第なれ共營業の景氣少しく宜しからずして通常海陸の經費、負債償還、積金等は差支なかりしかども株主へ配當金の不足することあれば則ち政府は國庫の金を以て之を補給せざる可らず配當金の全額は八十八萬圓にして半不足するも四十四萬圓の出金あり、四十四萬圓は尙ほ忍ぶべし舊三菱會社へも郵便御用のために二十五萬圓は補給したる先例もあれば些少の差違なりとして之を投ずるも海上營業の事は其成敗を期すること甚だ易からず若しも運賃の收入少なくて之に加ふるに難船等の不幸を以てして不幸を重ね配當金八十八萬の如きは固より不足するのみか負債元利の償還積立金引除金の手當さへ覺束なし杯云ふ場合に至らば之を如何すべきや矢張り政府の負擔なるべしと信ず如何となれば政府は株主に對して十五箇年間は屹と八分の配當を得せしむべしと約束し而して其配當金なるものは通常海陸の經費、積立金、引除金、負債償還の額を引去りて最も後に計ふ可き筋のものにして其最後の計算を全からしむるために先づ以て其前に立つ可きものを勘定すること數の當然なればなり之を喻へば政府は人の田地の收穫を請合ふたるもの、如し爰に一町歩の田地を所有する者あり或は富豪の仁者が農業執心の餘りに傍より其耕作を保證して其法を差圖し堤防の修繕、肥料の用法、耕耘の度數等に至るまでも一切保證人の命に従ふべし左る代りに若しも秋收の時に至りて總收穫米の内より農夫の賃錢、肥料の代價等通常の費を仕拂ひ尙ほ堤防修繕のための用意金又は曾てこの田地買入れのときに残りたる代金未済の分の拂口等を濟まして殘米即ち純益が八石八斗に足らざるときは保證人より之を補ひ給して必ずこの石數だけは得せしむべしと約束したるに實際に於て其殘米八石八斗に足らざれば保證人より不足を足す可きこと固より當然なれども收穫米の不足は八石八斗に止まらずして堤防修繕の手當もなく肥料の代價さへ拂ふこと能

はざるときは如何すべきや保證人は止を得ず八石八斗を補給したる上に尙ほ堤防肥料等のためにも經費の不足だけは加勢せざるを得ず如何となれば保證人は素より農業執心にして之を盛にせんと目的を以て補給の事をも約束したるに今や凶年に際して堤防肥料等の手當を缺くときは其田地は不時の災に逢ひ又は次第に荒れ果て、最初の目的を達せざるのみか全く之に反對して農業衰微の相を見る可ければなり左れば今我政府の郵船會社に於けるも猶ほこれと同様にして政府は素と我海運を盛ならしめんと目的を以て其株主に八分の利益を請合ふたることなれば營業不仕合にして計算の不足八十八萬を過ることあるも唯株主共へ八分の利益をさへ得せしむれば夫にて他念なしとは云ふべからず、會社の負債も償還せざる可らず積立金引除金も成規の數の如くせざる可らず是れ等は皆會社の信用に差響き又船舶の安危に關係する所のものにして若しも其手當に缺く所あれば會社は一日も立行くべからずして遂には滅亡に至るべし政府の目的に非ざるなり

第二

我政府が日本郵船會社を保護するに株主への配當金年八分に足らざれば政府の負擔すべきは固より論を俟たず又會社の營業不如意にして不足金の高八十八萬圓以上に達するも是れ亦官費を以て支辨すべきの道理は前節に之を陳べたり然るに今會社營業の實況如何を尋るに全國の殖産商賣不景氣の時節積荷少なく船客多からず現今の荷物と客との割合にすれば船舶の數、多きに過ぎて閑却に苦しむの情あり船を所有するは馬を飼ふが如く乗るも乗らざるも主人の手元より拂出す費用には大なる差違あることなし乗らざる馬に飼料を與へ運用せざる船を監守し修繕する其費用は取りも直さず黄金を擲で海に投ずるに異ならず船舶多ければ海員役員の數も亦多きを要し會社の事務はために多端ならず

るを得ず日本郵船會社は目下正にこの有様に在るものにして其困難推して知るべし蓋し明治十四五年共同運輸會社を創立するときは日本の商賣の割合には海運の船舶不足など甚だ喋々しくして衆口金を鑠し何百萬圓の大會社を一氣に呵成して新に外國に汽船を注文し内には大に海員を募り役員を採用し其盛なること三菱會社に劣らず實に天下の耳目を驚したりと雖ども其船舶漸く成り會社の事務漸く整頓する頃には商賣繁昌の虚聲も漸く鎮靜して漸く不景氣の反動を現はし三五年前に船舶不足と云ひしは一時の夢なりしことを發明して迷夢こゝに醒めたれども出來たる會社は夢に歸すべからず遂に三菱共同兩會社の無謀競争となり又遂に兩社の和睦合併と爲りて今日に至りしことなれども初めより限りある日本國中の荷物と船客となれば之を載する日本國中の汽船が二會社に分るゝも一會社に合併するも少なきものは少なく、多きものは多し之を喻へば百名の客を目的にして二軒の料理店が各百人前の膳を用意し不都合なりとて第三の一軒に残らず其膳を引取り今は一軒に二百人前の用意盛なりと雖ども客の数は依然として百名に止まるもの如し之がために膳の不用に屬するは無論、料理人も下働も下女も給仕も膳の多きを見れば忙はしきが如くなれども客の少なきを見れば亦閑なるが如し左りとて其人を減せんとするも舊二軒の由來千百の事情に搦まれて意の如くならず即ち今の日本郵船會社の事態は凡そ此合併料理店に彷彿として費用を節するには甚だ適當ならざるものと云ふべし右は我輩が今日まで知り得たる郵船會社の事情にして果して斯の如くならば我政府は此會社に對し其社運の隆盛に至るまでは總株主に配當すべき八十八萬圓を補給するのみならず積立金引除金又負債元利償還等の計算を成規の如くにして危険を豫防せんがためには尙ほ幾分の助力を與へざる可らず或人の測算に今日のまゝの有様にては政府が大に勘辨し官有の株金二百六十萬圓を無利息の積りにして二十萬八千圓を棄るも尙ほこの外に百萬圓内外の補給あらざれば一切の計算は立ち難きことならんと云ふ者あり此言當るや當らざるや我輩の確に知らざる所なれども何れにしても郵船會社のために當分國庫の金を費すは毎年容易ならざることなるべしと信するなり併し是れも日本の海運を奨勵するためものなれば漫に非難すべきにあらず國庫の金も敢て惜しむべきに非ずと雖ども唯恨むらくは政府が四五年前に此英斷を爲さざりしの一事なり假に今日政府にて毎年郵船會社のために費す金を百萬圓として等しく之を抛つならば明治十三四年共同運輸會社の未だ立たざる前に當時既に存在せる三菱汽船會社に向ひ今後其社に毎年百萬圓づゝの補給金を授るが故に大に海運を擴張せよ尙ほ事業の模様次第にて別に二百六十萬圓を數年間無利息に貸渡すこともあるべしと命を下したらば其成跡は如何なるべきや當時三菱は政府と約束の上海線シヤンハイセンの外に別に一線を延ばして香港にも達したることにして東太平洋海に向ても渡航の念あるは推して知るべし唯資金不足の恐れを抱てその翼を舒さざりしものなりと雖ども若しも其時の政府が今回の日本郵船會社を保證するが如き手を以て三菱會社を撫でたらば爾來今日に至るまで三菱の汽船はスエズの運河を経て地中海に入らざるも太平洋を航りて米國の西岸と日本との間に定期航海の路を開きたるや又疑を容る可らず既に日本海を離れて外國に乗り出すときは日本國の何會社の船など其由來物語を問はんと欲する者もなく唯日本帝國より出發し來航したる日本の汽船なりとて彼の國人の間に一時の談柄となり定期往來次第に其度數を重ねるに從て次第に内外の情を通じて双方の交際上又商賣上の便利は實に非常なりしものならんと思へども惜いかな今更これを思ふて甲斐あるべからず、外に對するの勢は外の事にして内には自から内の情あり、内情は外勢を顧るに遑あらず即ち人情世界の常態なる歟、内情の眼を以て見れば當時の郵便汽船會社は三菱會社にして三菱の社主は岩崎氏なり日本の郵便汽船會社に冠するに三菱の二字を以てし又この三菱の二字に關係するに岩崎の

二字を以てし岩崎三菱の名稱が何分にも浮世の眼に觸れ耳に響いて日本の汽船會社に十分の運動を許さず遂にわが政府をして今日にして今の日本の郵船會社に補給すべき金を四五年前にして之を日本の郵便汽船會社に授るを得せしめず等しく國庫を去りて海運の奨励に用ひらるゝ金圓にして僅に數年の前後のために其活用を爲すと爲さざるとの相違斯の如し人間社會の事情なるものは奇々妙々なりと云ふべし

然りと雖ども今日郵船會社の補給金額を多しと云ふも少なしと云ふも到底無益の議論にして唯その補給いよ／＼多ければ國庫の所出いよ／＼迷惑にして詰り國民の負擔のいよ／＼重かるべき譯けなれば會社の役員が用を節し力を盡して少しにても國庫の累を減すべきは勿論、政府に於ても十分の監督を加へて會社の全權を執るその傍に能くこれと熟和し其際に社員の働を自由自在ならしめ情實を問はず議論を聽かず唯海運商賣の繁昌所得の多きを以て無二の目的と爲すべきのみ（明治十九年一月四日及び五日）

今の日本の道路は封建制度の遺物なり

日本は古來武を以て國を立て人生の目的唯武の一偏に在り英雄各所に崛起して各所に割據し人を攻めざれば人に攻められ唯人の國を奪ひて人に國を奪はれざらん事のみ畢生の力を盡し彼の人間社會の成立に最も必要なる農工商事の繁昌の如きは曾てこれを意に留むることなし元年中徳川家康天下を一統するに及んで其武力能く全國の平治を維持し爾來二百五十年の間國內兵戈の禍なく文恬武熙の太平世界たりしといへども然れども全國封建割據の制度は依然として二百五十年を持續し武備の一事に人間社會百般の事物を犠牲に供するの弊習を洗滌して國の富榮を進むるの機會を見ること能はずして止みたるは返す／＼も残念の至なり

道路は社會を維持するの一大要具にして其良否通塞は國運の進退に關す殊に農工商事の繁昌の如き専ら道路の便に依頼するものにして道路通ぜざれば農工商事進まず農工商事進まざれば一國社會野蠻を脱して文明に入る能はず道路の大切なる細説を要せざるなり然るに今退いて我日本國の道路を見るに實に不都合千萬なるものにして苟くも多少に文明の痕跡を存する國柄にて斯る惡道路を有する者は世界中に一箇國もなしといふべき程のものなり何故に日本の道路は斯くも不都合なるやと尋るに全く封建割據の餘弊人爲を以て天然を妨げ力の及ぶ限り交通を危険にしたるの結果なりと云はざるを得ず或は道幅の狭き或は修繕の不行届なる等は論ずるに足らず餘りに甚だしきは故らに迂回して川を渡り而して川に橋を架せず又故らに屈曲して山の前に來りこれを避けて易路に就かんとはせずして直ちに其最高處に攀ち登り坂は極めて峻ならんことを欲し河原は極めて廣からんことを欲し道路の平坦なるは害ありて益なし道路は唯峻坂激流の多きを以て貴しと爲すと定めたるが如きは實に沙汰の限りといふべし其趣意を聞くに山川は國の要害なり北敵來れば此川にて防戦し南敵來れば彼の山にて防戦せんといふに在るなり例へば江戸城の要害の如し有名なる天下の大道東海道にして所々無用の山川を以てこれを遮ぎるは勿論江戸を距る西南廿里の所に箱根八里の大險路を作り鳥の通ひ路をも絶たんとせり然るに此道筋は必ず八里の險を冒さざれば通ずべからざるものなるやといふに決して然らず小田原などの説く所に據れば酒匂川の流に沿ふて駿河に入り富士野を下りて海濱に出れば僅かの迂曲にして相應に平易なる道を得べしといへり我輩未だ其實際を知らずといへども此説恐らくは事實ならん又江戸を西北に距る三十里信越北陸地方に通ずるの大路中仙道の眞中に碓氷峠の險を持來りて以て行旅の便を遮斷せり碓氷の山脈を横切る

には坂本驛より輕井澤驛に出るを以て最便と爲しこれに勝る他の線路の有るや無きやは我輩の今日に知らざる所なりといへども彼の箱根の例を以てこれを推せば中仙道も亦必ずしも碓氷峠の險に由るを要せずして他に案外なる平易順路の古松老杉の中に埋没し居るものあるやも知るべからず一事例を擧ぐれば清水越の新道の如し古來幾百年の間江戸と越後の間を往來するには碓氷峠に由らざれば必ず三國越の險を冒さざるべからざると心得居たるに豈圖らんや目前咫尺の間に清水越と稱する山脈の凹き處あり此處に由りて路を作れば僅かに四十分一の勾配にて山を越え馬車人力車自在に南北に往來すべしとの事を發見せんとは明治十八年清水越の新道成り越後百萬の人民今日にして始めて封建三百年間の愚を知るを得たり實に耻かしきも亦腹立たしき話といふべし

以上の事實なるにより爰に我輩が特に日本國民の注意を望むの一事は近來人智の開達するに連れ日本國民も漸く道路の人生に必要なを悟り道路改築鐵道布設の事は目下正に全國風潮の向ふ所なるが如し此際に當て線路の撰定を愼み無事の勞費を取らざらん事即是なり日本全國の都府村落は農工商事の潮流を追ふて自然に集成したるものにあらずして武備戰鬪の目的に由りて無理に人力を以て集散したるものなるがゆゑに最も不規則の甚だしきものなり此不規則の都府村落を聯絡せんとするに必ずしも封建時代傳來の線路に由るを要せず若し強ひてこれに由らんと欲せば徒勞徒費其弊に堪えざる所あらん然れども人情兎角古きを慕ふて新らしきを喜ばず動もすれば舊時の線路に僅少の修正を加へて新道の名を冒さしめんとせり此法若し畦畔の小徑に適用するものならんには固より可なりといへども國道などと稱する一國の大路又は鐵道を新設する場合にも亦これを適用することあらば我輩は斷じて其非を鳴らさんと欲するなり今の道路は封建の遺物なり自然の線路に由りたるものにあらざるなり然るに今若し東海道鐵道を布設せんとす

るに當て線路の撰定は三百年來の人智を借用すべし新たに測量の勞を要せずして東海道五十三次並樹に沿ふて鐵軌を布き列ね箱根の險を越るにも小田原より三島まで一直線に貫かんとし又は中仙道に鐵道を作るには並樹に沿ふて工事を進め碓氷峠は坂本より輕井澤に出るに限るとと脇目も振らずに突進するやうの事あらんには恐らくは家康に地下に笑はるゝ事やあらん今の箱根碓氷には關所の固めあるにあらず間道を抜くも勝手次第なり兎角鐵道國道等を作るには日本全國又は其一地方を一目に見渡して靜かに其線路を撰定し古人の機智に欺かれて無心の中に迷路に踏み入り文明の利器を以て封建の遺跡を眞正面より打破らんとするが如き徒勞を爲さざらん事我輩の深く希望する所なり(明治十九年四月十七日)

太平洋海底電線

第一

文明世界の人は天爲の遠隔を見ず汽電力の作用は人事交通の便を啓て十九世紀の社會に距離なるものを知らしめずとは正しく今の世界の實勢にして就中我日本國が亞米利加に於けるその關係に至りては瀛々たる太平洋の水、汽船風船往來自在にしてその近きこと對岸にて呼べば聲相應すと云ふも不可なきが如し左れば日本人が米國との實際貿易を説くに至りては常に一衣帶水といふことを口にして其近く且つ睦じきこと左ながら隣家同士に似たるの意を表すと雖も事の實際に至りては未だ全く然らずして大に反對の狀を呈する無きに非ず第一汽船往復の便に就て言はんならば横濱より桑港に至る定期航海船は太平洋郵便汽船會社と東西汽船會社とが順番十日に一回位づ、香港通ひの途中に我横

濱に立寄るものある許りにして即ち一衣帯水の對岸國に向ひ月に僅々三度より外多く航海の出來ぬとは寧ろ名實齟齬の事相と申すべきなり次に電信の便は如何にといふに十九世紀の今日に誰とて未だ此太平洋に海底電線を架設したるもの無し左れば今我横濱より米國太平洋海岸の中央貿易市場たる桑港に何か商用至急の件ありて問合を要する場合に當りても四千五百里の海路直接に海底線の沈架あらざるが爲め亞細亞歐羅巴の二大陸を横切り大西洋を經過し更に又北亞米利加大陸を横切りて漸く桑港に信息を通ず時間と云ひ費用と云ひその不便不都合少からずして隨て兩國間貿易交通の隆盛をも妨ぐるを免れざるなり

蓋し今の世界中萬國電信の線路を案するに一は長崎より香港印度を経て歐洲に達するもの一は長崎より浦鹽斯德港サイベリヤの内地を過ぎ歐洲露西亞に通ずるもの此兩線歐羅巴に入りて縱横無數の幹線支線と爲り又香港通りの電線はシンガポールにて枝別し東南に折れて濠洲大陸よりニウジールランドに達し又一線ありて地中海に接するの處より南して阿刺比亞の海岸に沿ひ遠く喜望峯に接続す而して歐羅巴より亞米利加に達するの電線は北亞米利加に通ずる九條の線路の外西班牙のリスボン府より斜に大西洋を横切りて南亞米利加ブラジル國に通じ夫れより大陸の海岸を迂回に一周してメキシコに達する等世界上の大陸大洋一として電線の經過を見ざる無きの今日獨り太平洋の一面に限りて未だに海底線の設けなく中に二三の會社商估時にこれが布設を計畫するよしの風聞は十數年來時に出没して我輩の耳朶に届きしこともありしが誰とて實際に起業を企てたるものも無く亞細亞大陸と亞米利加大陸と一水相隔て、尙ほ萬里隔絶の想あるを免れざるは今の世界に取りて不似合至極の事相と云はざるを得ず世界の大事勢を説く人の言に文明諸邦の港場に立寄りつゝ此全地球を一周するの旅行里程二萬二千英里にして此間陸地には汽車と電線と相並び水面には

汽船と電線と相沿ふて吾人の旅行線には何時も汽電二者の案内同行あらざる無きに獨り太平洋四千五百里の一面に於ては汽船に伴ふ電線なく文明の世界一周此に至りて頓に寂寥を感ずと云へり如何にも此言の通りにて方今全世界の海底電線は總計十萬英里の延長に及び何れの國の津々浦々なりとも地の開け人の住むべき所にしてその間に至近至便なる電線の連絡あらざる無きに如何なる事か東には米國といふ當時世界にて日の出の勢ある富有國と西には日本といふ其富强文明東洋第一と稱する國と指向ひに對峙してその間遂に善隣結縁の線さへもこれあらぬとは甚だ以て奇怪の次第と申さざるを得ざるなり尤も米亞兩洲の貿易の開けたるは今を距る四五十年前の事にして就中日本が米國の爲めに初て開國したる三十年前の當時より引續き此十餘年前迄は交際の道も左迄には親からず貿易の高も左までには多からず隨て日米兩國の人互に相愛し相親むの念も乏しかりしかなれども今日に至りては此等の事相全變し前途の望み洋洋として春如海とも稱すべき有様と成りたるなれば以前は知らず今日今時、日米兩國の間直接に電線の連絡無くしては最早叶ふ可らざるの時勢境遇に指迫りたるは我輩が今改めていふまでの事にもあるまじ利益なきの業は事遂に擧らず日米兩國の貿易の盛んならず又盛んなるべきの見込無かりし往昔に在ては太平洋海底線の計畫をなす人顯れざりしも怪むに足らずと雖も今日にては彼我の貿易も相應の巨額を占め今後日を逐ひ尙ほ盛大の見込もあることなれば我輩は此好時運を機會として日米間海底電線沈架の議を提出し聊かこれを兩國人民の輿論に訴へんと欲するなり

第二

日本と米國との間に太平洋を横斷して海底電線を沈架せんとするに其距離は成る丈短きを擇ぶとして日本の方に電線陸揚げ地は北海道の根室とし米國の方にては太平洋岸の北端ワシントン州とすれば此間洋面の距離は必ず四千

五百英里を超えざるべし一英里の海底電線沈架費用は材料工事を合せ平均一千五百弗と看做して大差無かるべしと聞
く尤も海底の深淺岩石の險易等種々多様の原因ありて沈架費用にも著しき相違を來し概するに淺海の處は怒濤險岩動
もすれば電線破壊の慮り多きがゆゑ其費用も不廉に涉り一英里二千弗以上に昇るものあるよしなれども太平洋の水底
は深くして且つ穩かに即ち名稱自詮太平洋の名に因て起る所以にして未だ實測を遂げぬ豫定説は信じ難しといへども
兩岸互に一百英里も離れたらんに水洋々として波油の如く瀛底坦途工事に困難を見ること少なからんとの説もあり
其邊の事は今爰に孰れとも斷言する能はず唯概算にて案出するに海底線一英里の費用は一千二百弗にて容易に支辨
し得らるゝの處もあるやなれども假に平均一千五百弗と計算し日米間四五百里の海底電線沈架費額は大數七百萬弗
にて充分なるべき勘定にして日米兩國互にその半額を出すとすれば日本國の出前は三百五十萬弗なり三百五十萬の金
少なからざるが如くなれども今後この海底線落成の爲め兩國々實際の關係は更なり各個私交上の親睦より日米兩國貿
易交通の途の盛大に赴きて日本の國益民利たる其點々より考へ見たらんに三百五十萬弗も寧ろ廉價の資本と稱すべ
きものならん去る明治十八年中の日本貿易輸出總計三千六百十萬圓の中にて米國へのみ向けたるもの一千五百六十萬
圓以上に昇れり乃ち總輸出の四割三分餘は米國の一市場にてこれを引受け彼の英佛獨若くは支那の如きこれに比して
遙か背後に墜若たらざるを得ざるなり加ふるに日米間の實際貿易は年一年に其望み倍々増加し來の實ある今日ゆゑ追
て今の輸出額を二倍にし三倍にするにも亦左迄の困難は無かるべしと思はる而して此際日米兩國の間に電線連絡の事
業落成を見ることを得ば出入貿易に一層の活氣を與へて兩國の利益たること勿論ならん畢竟我輩が日米間の電線架設
を主張するは強ちこれを以て世界周帶の電線中彼の斷所を補綴して圓滿周通の事業を仕遂げたるの名譽を文明諸邦人

の内に博取せんといふに非ず唯實算上數理に照らして今日一時に三百五十萬弗の資本を下すも今後の商賣にこの大金
が活きてその儘に還元するものなりと斷じて疑はざるなり

日米間の海底電線を設くるに就ては日本人聊かもその金を出すに吝ならざるものとして次に對手なる米國人民の意
向は如何にといふに一も二もなく此議には賛成ならんと信するなり其故は米國人が日本人に好意親睦を表すといふ其
外に近來は大に日本貿易に著目するの姿となり加ふるに日本よりの輸出高は年一千五六百萬圓に上るにも拘はらずし
て米國より日本に賣渡す所の商品は僅に年三百萬圓に過ぎざるより此貿易の不權衡を治して米國が日本への輸出を増
加せざる可らずとの説は米國人一般の輿論たるが如し米國が亞細亞に對するの貿易は獨り日本のみ然るに非ず東洋全
體に輸入のみ多くして輸出少なく例へば支那との貿易に於ても支那より入るものは年に二千萬圓以上に上れども出る
ものとは僅かに四百萬に過ぎず不權衡の甚しきものなれば之を救ふには綿なり織物なりその他東洋需要の貨物を送
りて米國品の販路を廣め以て貿易の平衡を計るべしとの論頗る熾なりと聞けり左れば此際日本國より日米兩國の貿
易を一層擴張すべきの見込みにて海底電線沈架の議を提出すると米國人民に於てこれを拒絶せざるべきは勿論或は
大に賛成の餘り寧ろ一手にて起業費の全額を出さんと云ふやも知るべからざるなり

我輩はたゞ單に日米間海底電線の架設を祈るの外に餘計の望なきものなり其架設方法の如きは兩國の政府が自身に
出金してこれを行ふとも又は私立太平洋電線會社なるものを新規に取立てさせその資本金をば米國人並に日本人に所
持せしめ兩國政府よりはこれに對し年何分の利益配當を何年間保證すといふ如き策に出るとも其邊の考案は頓て兩國
の共同委員に任すべきこと、なし我輩は敢て爰に彼此の是非を論ぜざるなり但し何れにても差支なき都合なりとなら

ば私立の會社に相應の保護を與へて太平洋の電線工事に當らしむる方策の最も行はれ易くして且つ費用の最も少くして済むの勝算なるべし我日本政府の國庫には明治十六年に米國政府より受取りたる下ノ關償金の返済元利額併て七十八萬圓を其儘國庫に貯へあるよしなれば取敢えずこれを以て太平洋海底電線沈架工事取調委員なるものを設けこれに實地の測量その他諸般準備の打合せ等を命じ追て大に兩國間の協議を遂げ彌々架設著手の運びとなすも可ならん依て先づ我輩は謹んで此次第を日米兩國人民の輿論に訴へその賛成を請はんとするなり（明治十九年五月五日及び六日）

九州への往來便利迅速なるを要す

世の中に馬鹿と氣違ひほど恐ろしきものはなしとは俗諺の言ふ所、事實に適中して妙なり蓋し痴漢と狂人との恐るべきは此等の人々に限り人間に害を加ふるの力特に大なるをいふにはあらず唯此等の人々の意思は尋常人の心を以て付度す可らず何時何様の事を爲して何様の害を人間に加ふべきや知る可らざるが爲めのみ我輩兼て支那人の舉動を察するに進退共に常に世人の意表に出で豫め其意思の如何を推測すること極めて困難なり遠き歴史上の事實は措て論ぜず近く三五年來の外交事蹟に就て考ふるも朝鮮事件と云ひ安南事件と云ひ當時支那人の爲す所一動著々皆人の意想の外に出でざるはなかりし爾來世人が支那人に對して一種特異の情を感じるは一層の甚だしきを加へたるやの趣ありて支那人とさへ云へば忽ち不安恐怖の感情を喚起し何となく心に穩かなること能はざるが如し其情狀を察するに支那人の雄力強盛なるを稱して其逆鱗に觸るゝを憚るにはあらずして寧ろ其意思の在る所を測り兼ねて心に油斷するのと能はざるものゝ如し蓋し亦痴漢狂人を恐るゝと同一種の恐怖心ならんのみ今回我輩が長崎事件の報道を得るに至て

始めて此恐怖心の無根ならざるを合點したり我輩は最初支那艦隊が長崎に入港したるとの報道を聞いて心中何たる新規の感覺をも起さざりし次に上陸の支那水兵と日本巡查との間に爭論ありたりとの報道を聞くも是亦例の水兵の酒狂なりと思ひて毫もこれに意を留むることなかりし然るに第三報の報道する所三百の水兵兇器を携えて長崎警察署を襲はんとし攻防の際双方幾十名の死傷人を出したりとの次第を聞くに至て實に始めて大に喫驚し支那人の危険なるは想像上の事柄にあらずして實際上の事實なることを合點したり但し今回の騒動は其責全く支那人にありて其過去の罪を糺し後來の事を戒しむるの談判は目下長崎に於て彼我兩國官吏の間に催しつゝあるがゆゑに其結局も亦遠きにあらざるべく必ずや満足平穩の落著を得るに相違なからんといへども我輩が別に竊かに恐るゝ所は今回の如き騒動は實に今回を以て空前絶後の出來事となし永く其跡を日本國內殊に九州地方に絶つべきや如何と云ふの一事に在り近來支那政府の舉動を察するに大に海陸の兵備を擴張して一たび其武威を四隣に耀かし以て永く國家の保續を謀らんとするの志望あるに似たり新設の海軍省の如き皇帝の生父醇親王を以て其總裁となし會紀澤等の諸氏を以て其次官と爲し急速東洋第一の海軍を得んことに汲々たるの次第は我輩の常に見聞する所にして現に今回長崎に寄港の艦隊の如きも近日露國が朝鮮の咸鏡道地方に不凍港占領の企あるを聞き暗にこれを制止せんが爲めに朝鮮東海岸を経て浦潮斯德港まで巡航せしめたるものなりといへり支那政府が他國の國事に向てさへ其心を用ることの斯の如く周密なるを見れば其自から恃む所の大なるは言はずして知るべし頻年東洋地方に事端の繁き露艦の出沒する所必ずしも浦潮斯德の近傍に限るべからず露艦の往く所には支那艦も往き隨て支那海日本海の航路の衝に當たる九州の海面には周年終に黃龍の旗影を絶たざるの時節あるべきも知るべからず長崎の支那を距るは東京を距るよりも近し電線一報海上の往來甚だ迅速自在な

り斯る近密の土地柄にして此地方に支那軍艦が往來するの用も甚だ多しとすれば薪水の供給を求むるが爲めに寄港し鬱散遊歩の爲めに水兵の上陸することも年中絶え間あるべからず隨て亦大小輕重種々の事端の此地方に生出すべきは自然の勢にして到底これを避くるの工風なかるべし果して此等の掛念ありとすれば後來此地方の治安を維持し萬一の出來事に應じて狼狽することなからんが爲めの第一手段として我輩は今より早々神戸長崎間の鐵道工事に著手せんことを勸告するなり東京より長崎に至るまで陸路大略七百英里此内東京より神戸までは近々東海道鐵道の竣功に由て往來の便を得べしと雖ども東京神戸間の鐵道は未だ以て九州の用に應ずるに足らず必ずや神戸より下ノ關を経て長崎に達するの鐵道竣功するの後に至て始めて九州と應呼するを得べきなり假りに今月今日東京長崎間に鐵道ありとせんか片道の往來に急行列車なれば二十四時内外を費して十分ならん本月十日に支那水師提督丁汝昌氏長崎に來著したりとの電報を得て東京より特に人を派し十三日の騒動前に互ひに訪問の禮を致すを得たるならん又十三日の騒動ありたる爲め長崎縣知事はこれに處する第一著手に提督に照會して水兵の上陸を差止め同時に東京に電報して事情を報知すれば東京よりは直ちに人を派して其人は第二回の騒動の未だ始まらざる内十五日の午前には既に長崎に到着して事を處理し或は當夜の騒動を見ずして止みたるやも知るべからず好し或は其騒動は避くべからざりしとするも十五日の夜の變報を得て東京よりの出張員は翌夜或は翌々朝には何れも現場に到着して必要の所置を爲し事の落著頗る迅速穩便なるを得べしこれを今日の現状に比するに國利上實に雲泥の相違を見るものといふて可ならん返すも今日並に今日以後の時勢に於て東京長崎間の鐵道は最も急設を要するものと信するなり(明治十九年八月二十四日)

日本郵船會社の始末を如何せん

第一

間違へば間違ふものなり人間世界の間違ひは人間の作り出したる間違ひにてありながら人間の智慧を以て之を先見すること能はずとは我輩日本郵船會社の始末に於て其事例を發見したり抑もこの郵船會社を産みたる母は何處に在るやと尋れば今を去ること早や五年明治十四年冬の頃日本政府に役人の進退あり即ち前の參議大隈氏が内閣を擯けられんとしたるときに浮世の談は誠に騒々しく大隈氏が大造な事を企て、福澤氏が謀を運らし其金主は則ち三菱會社なりなど、取ても付かぬ事を言ひ囃すものあれば其調子に乗る者多く或は眞に夫れと信する律義者あり或は其虚なるを知りながら巧に高音の調子に和する者あり尙ほ甚だしきは己れ自から竊に虚聲を鳴らしながら表に廻りて公に喫驚する者さへあり是が間違ひの發端にして浮世の活劇は誠に面白く又可笑しく虚を傳へて遂に實を生じ實に一時は政治社會の大騒ぎと稱して首尾能く大隈氏以下數名の役人の免職となり先づ以て天下太平と申す可き所なれども政治變動の餘焰は商賣社會に延焼し前參議大隈氏に縁ありと稱する銀行も會社も次第に燃上り或る大銀行の如き遂に一度び燒け落ちて更に大に繁昌を催したるは畢竟その根の尙ほ淺きが爲めなりしことならんなれども彼の三菱會社は左様に參らず、大隈氏の縁故甚だ深しと十分に言ひ囃したれども扱實際に臨んで探る可き穴もなきよりして一策を建るものあり天下の海運何ぞ獨り三菱に限らんや、之と併立して大に爲すことある可し三菱が今の如く漫に盛大なるは海運なるものは漫に大利あるの實證なり我れも亦一社を創立して彼れと争ひ遂には彼を倒すことも難からずなどの意氣込にて一

大汽船會社の創立は明治十五年の頃より始まりたり即ち世に名も高き共同運輸會社はなり抑も當時日本國の商賣の有様にて海運の用は三菱一社の汽船にて澤山なる處に別に新に大會社を作れば限りある仕事を二つに分けて双方共に不利なる可きは明白なる勘定にして誰れにも分る筈なれども其分らざるが即ち間違にして新會社の創立に付ては其利を説く者甚だ多く殆んど官民の物掛りにて説論周旋到らざる處なく山村僻邑の小民までも共同運輸會社の株式ならば先づ一株は所有せんなどの景氣を催し人氣澤山社運隆盛、三菱會社の如きは其滅亡旦夕に在りと待ち設けたりしが其生力存外に強くして容易に絶命の色なきのみか却てますく威張るが如きも是亦間違ひの談にして明治十七年の頃より兩社の競争と爲り運賃の下落に際限なくして兩社の損亡に際限なし是に於ては一旦豁然、事の大體を視れば共同運輸會社も政府の保護を被り三菱會社も亦これを被り等しく政府の愛兒なる其中に三菱は先妻の子にして共同は後妻の子と申す位の相違はあれども兄弟は則ち兄弟にして親の目をもて見れば分け隔てのある可きにあらず兄弟墻に闘ぐは家門の不祥、一國經濟の爲めに不利なりと至公至平の議論を生じて風雨晦冥夜深き中、東天の横雲漸く曉を報じ三菱を窘しむるなどの噂も漸く世間に消へて痕なきが如くなりしは是れも最前の意氣込に較ぶれば少しく間違ひの談なるが如し其れは兎も角も兄弟墻に闘ぐの禍は一日も差置き難し獨子なれば兄弟喧嘩の起る可き便もなからんに後妻に子を生れたるこそ面倒の種子なれ今は之を和睦せしむるの外なしとて兩社熟談協議の上、合併して一大新會社の起りたるは明治十八年九月の末十月の初めにして即ち今の日本郵船會社は是れなり左れば日本郵船會社は三菱會社と共同運輸會社と二社の中に産れたる子なれども其出産の原因を尋れば妊娠の機は明治十四年の頃に動き夫れより浮世の間違ひの風に吹かれて孕みたるものと評して可ならん

扱兩社の合併に就ては其身代の調査こそ大切なれ我輩傍觀者の眼を以て見れば共同運輸會社は創立匆々入費は多くして事務の整頓に暇もなく出入相償はざるは勿論の事にして之に加ふるに競争の損亡を以てして會計上非常に困難を生じ所有品の價と株金の高とを照合したらば其資本も今は既に全璧にあらず此時に當りて合併論こそ幸なれ五十圓の株券は三十圓にても苦しからずと覺悟したることならん又三菱會社も競争は始めたれども其實は際限もなく錢を棄てて争ふ可きにあらずれば是亦同様この時を好機會として其資産の實價を減少するも合併論に従ふことならん之を要するに兩社共に幾分の損失を甘んじて自家の苦痛を免かるゝの謀を爲すことならん即ち新に起る日本郵船會社は割合に價の安きものを譲り受けて營業することならんと傍より豫想したるにも拘はらず双方の資産を調査すれば共同は六百五十餘萬圓、三菱は五百五十餘萬圓と評價して双方共に一錢の損亡を被らざるものゝ如し（但し兩社とも五十餘萬圓の端金は郵船會社の負債として株金は六百萬圓と五百萬圓とに切り上げたり）三菱より賣りたる資産も随分上直なりとのことなれども其本を知るに由なければ高低判じ難しとするも共同の資産は最初より株に分けて其金額も明白なるに創立以來さしたる大利益も得ずして出費は常に多かりしにも拘はらず五十圓の株は其價格を保ち毫も損することなくして新會社に賣り渡したりとは好き手際なりと云はざるを得ず左れば共同も三菱も其資産を賣渡すには幸に好き相手を見出したることなれども賣者の利は買者の不利たる固より言ふを俟たず新會社に負擔の重きは此時より既に明白なりと云ふ可し抑も日本郵船會社なる者は何故に斯る不利なるものを買ふたるやと尋るに其理由も亦明白にして會社は日本政府より特別の保護を被り政府の命令を奉じて營業すれば如何なる場合に於ても損亡に逢ふことある可らずとの確證を握りたるが故なり既にこの確證ある上は其創立の際に假令へ或は價の安からざるものを引受けたりとて一切

萬事政府に上申して政府の許可を取り政府の命令のまゝに進退運動して曾て掛念の筋あらざれば株主等も安心して郵船會社の株券は其效力公債證書にも劣らずとまでに信用するの今日に至りしは尤も至極の事情なれども我輩の所見を以てすれば此賣渡しの評價も少しく間違にはあらずやと疑はざるを得ざるなり

第二

前號の紙上に記したる如く日本郵船會社の由來は種々様々の間違ひを混じたるものなれども既往の間違ひは既に往きし事にして今更言ふも無益なれば之を擱き扱今日郵船會社の模様は如何と尋るに其會計甚だ困難なりと云ふ會社は素より政府の保護を被りて安心なりと云ふと雖ども是れは廣き株主等の身の上のことにして苟も社の役員たる者に於ては假令へ政府より保護の約束あるも其約束に安んじて事務を等閑にす可きにあらず政府の命令の許す限りは節儉勉強を盡して保護を被るの薄からんことを祈りし者ならんと雖も如何せん兩社を合併して其組織は盛大を致したれども限りある日本國今日の海運には恰も不似合にして社の營業は其組織ほどに盛大ならず役員等も之が爲めには甚だ心配なるよし尤も至極の事にこそあれ然りと雖ども我輩の所見を以てすれば役員は唯その働のあらん限りを盡すのみにして外に妙手段のある可きに非ざれば一も二も政府の命令を奉じて政府の約束に従ひ以て本社を維持して以て株主等を満足せしむること當務の責任なる可しと信するのみ抑も日本郵船會社創立の時には政府より其創立委員を命じ委員は創立の規約を議定して會社創立の義を農商務卿に出願し農商務卿は其規約を認可して設立を許し更に命令書を作りて會社に授け會社は命令書の旨に従て定款を議決し更に之を農商務卿に呈して認可を得たるものにして創立願書、創立規約、命令書、定款の四者は何れも公然たる公文の性質を有し取りも直さず政府と會社との約束にして毫も變ず可らざるものなれば會社の役員は勿論株主等に於ても此約束を根據にして進退運動するの外ある可らず甚だ簡單明白にして無造作なる次第に似たれども人の説に近來政府と會社との間には中々以て簡單明白ならずして困難なる事情ありと云ふ不審に堪へざるなり事の精細は固より知り難しと雖ども本年會社の總會も近きに在りて其計算の大概を傳聞するに本年九月まで一箇年の収入金凡そ三百八九十萬圓にして四百萬圓に足らず經費は船舶航海費、本支店の諸費等合して三百七十八萬圓にして差引六七十萬圓の所得あり此所得の内より保險積立金大修繕積立金減價引除金並に會社に屬する負債の利子及び年賦金等を拂はんとすれば其高既に二百餘萬圓にして六七十萬の所得を以て足る可きに非ず之に加るに會社の資本金一千一百萬圓に對する八分の利子は八十八萬圓にして合計三百萬圓に近き處に六七十萬圓の所得を引去り残て二百三四十萬圓は明治十八年十月より十九年九月中に至るまで一箇年間日本郵船會社の營業上に生じたる不足金の高にして最初政府より舊共同運輸會社に加入したる株金二百六十萬圓を無利足として其配當二十萬八千圓を除きても尙ほ二百餘萬圓の不足となり此處分を如何せんとして議論もあるよしなれども前節にも云へる如く會社は既に創立願書規約を政府に呈して許可認可せられ、政府より命令書を下だして營業の制限會社維持の方法を差圖せられ、又其の定款をも認可せられたることなれば其約束の如く不足の金をば政府に請求するは勿論にして政府も亦躊躇なく其望に應ずること當然なるべしと信ず創立規約第六條に

日本郵船會社は總收入金の内より通常海陸の經費を仕拂ひ成規の積立金等を爲したる上自餘の純益金を以て年

年負債元利償還の額を仕拂ひ然る後利益金を株主に配當するものとす

とあり此規約に従へば株主への配當は總收入金の内より様々の仕拂ひ積立金等を爲したる上のことにして仕拂ひ積金

を爲さざる間は配當は許す可らざるものなり又農商務卿の命令書第二十八條に

其會社は收入金の内より通常海陸の經費并に左記の金額及び毎年負債元利償還の額を引去り自餘の純益金を以て各株主に配當す可し但負債元利を償還し了るまで配當金は八歩を以て限りとなす可し

第一保險積立金

船舶保險準備として一箇年に付各船總代價の百分の七を積立べし

第二大修繕積立金

當分の内船舶大修繕及び新船購入の準備として一箇年に付各船總代價の百分の十を積立つべし

第三減價引除金

船舶年を逐て遞減するが故に一箇年に付各船總代價百分の五を引除く可し

とあり右三項合して各船總代價百分の二十二は政府の命に従ひ何は扱置き先づ收入金の内より引去る可きものなり蓋し政府が斯く命令を下したるは從前の經驗より將來を見通し是等の用意なくしては汽船會社の維持は叶ふ可らず若しこれよりも手薄にしては必ず危険を免かれ難しとの理由あるが故ならん會社に於ては固より違背す可らざる明條（命令書第三十六條にあり）なれば今我輩の確に知らざる所なれども假に郵船會社所有各船の總代價を八百萬圓乃至九百萬圓とするときは其二割二分即ち凡そ二百萬圓の金は會社に積置きたる後にあらざれば株主へ利益配當の沙汰に及ぶ可らざるや明なり又命令書第七條に

政府は其會社の株金全額に對し開業の日より十五箇年間其利益年八歩に達せざる時は之を補給す可し

とある其文意を株主より見れば政府は日本郵船會社の株主に對し十五箇年間は少なくとも毎年八歩の配當金を得せしむ可しと云ふの意味に讀むは固より當然のことにして政府も亦眞實その意味にてありしは疑ふ可きに非ず左ればこそ日本國中の商賣會社にて郵船會社の株券とあれば公債證書同様に賣買の行はれたることなれば株主は唯政府の約束を信じて疑はざる者なり然るに本年は不幸にして會社の總收入金と通常海陸の經費とを差引すれば僅に六七十萬圓を餘まして其まゝにては株主の利益年八歩に達せざるのみか第一番に積立金引除金の手當さへなしと云ふ誠に不幸なりと雖ども畢竟するに前にも云へる如くこの會社創立の時より二大會社を合併して日本の海運營業の割合に社の組織の洪大なるに過ぎたるが故に利益の多からざるも深く怪しむに足らず當初政府に於て會社の設立を許可して命令書を渡したるとき既に其邊の覺悟ありしは是亦疑もなきことなれば今日に當り約束の如く株主をして年八歩の利益配當を得せしめんとするには國庫の金を以て社の有金六七十萬圓に足し先づ成規の如く積立金引除金を去り又負債の利子年賦金を拂ひ然る後八歩の利益を株主に配當するの外何等の手段もある可らず如何となれば政府が國庫の金を以て積立金等を支辨するは即ち株主をして八歩の配當を得せしむるの手續にして此手續を盡さざる前に配當するは規約第六條命令書第二十八條の趣旨に背くものなればなり若しも然らずして説を作り命令書第七條は政府にて唯八歩の利益を請ふたるまでにして積立金等の事を知る所に非ず故に會社の收入少なくて配當金に窮することあらば政府は株金全額に對して八歩の利金を渡す可きのみ即ち會社の營業は如何なる有様にて其會計に如何なる不足を生ずるも政府は唯八十八萬圓の金を會社に給與すれば他に義務なしと云ふ者もあらん歟、無稽の妄説なりと云はざるを得ず八十八萬は正に配當金の數なるが故に此數を給すと云ふことならん雖ども會社は創立規約并に命令書の約束に従て配當の前に先づ積

立金引除金等の謀を爲すこと急要なれば假令へ八十八萬圓を政府より得るも決して之を株主に配當す可らず本年の如きは二百餘萬圓の不足と聞くからには此八十八萬圓は僅に積立等の一部分に充つ可くして株主には一步一厘の配當なきのみか成規の積立金さへ不足するが故に其不足するほどに會社の危険を増し隨て其株式の效力を減じて賣買の價も自然に下落せざるを得ず又或は會社の危険は顧るに違あらず目下の利益こそ所望なれとて八十八萬圓を分取りにせんか是れは俗に所謂蝸が自から自身の足を喰ふに等しく會社の株主が自から會社の危険を重くして其衰頹を速にするものなり唯に株主の不了簡のみならず本來政府の不本意にして又日本國の不利なれば斷じて行はる可きことに非ざるなり

左れば日本郵船會社に生じたる會計の不足は何れの點より見ても政府の負擔たる可きこと更に疑ある可らず誠に不幸なる次第にして共同運輸會社設立以來兩社合併郵船會社の起りし今日に至るまで國庫の所出は容易ならざることなれども顧みて日本帝國の郵船は如何なる進歩を爲したるやと尋れば舊三菱會社の時代に比して差したる變化もなきものゝ如し金は大に費して業務は大に發達せず、國の爲めには誠に不幸なる次第なれども人間世界には隨分間違ひの多きものにして三人寄れば文珠の智恵の諺に反し三十三體の文珠菩薩が集合して一愚人の事を行ふの常なれば既往は深く咎るに足らず唯この上は政府が國民に對するの信を固くして命令書の問題を決定し幾千萬人の株主をして失望せしむることなく以て商賣社會の變亂を其未だ起らざるに防ぐことを得ば亦以て不幸中の幸と云ふ可し事例は目前に在り彼の東京株式取引所米商會所の如き、事は郵船會社に比して小なりと雖も共同相場會所云々に付き政府の内意少しく外に現はるれば忽ち大變動を生じて株主等の禍福一夜に往來して七顛八倒の騒動その本人の性質舉動如何は姑く擱き

我帝國商賣社會の醜體を世界中に披露するに異ならず我輩は日本郵船會社をして相場所の貳舞を爲さしめざらんことを祈るものなり(明治十九年十一月一日及び二日)

教育學術

明治十九年七月十日慶應義塾維持社中の集會にて演説

本塾の教育并に會計の細目は濱野君より報告せられし通りにて來集諸君も御了解相成りし事ならん諭吉は毎日塾の教場にも出席せず又朝夕會計出納の事にも細に關係なけれども全體の塾務に就ては片時も忘れたることなく常に記憶し又注意する所なれば今濱野君の報告に續て大概を御話し申さんに諸君も御承知の通り本塾の教育は専ら實學を主とし高尚なる學理を説き下だして人事の實際に適用するを勉め其腦髓を高尚なる學者にして其手足を活潑なる俗物にするの目的は創立の初より今日に至るまで二十餘年一日の如く會て變換することなくして其成跡も往々社會の實際に現はれたるものあるが如し諸君と共に尙に満足する所なり

又本塾の教場は本と原書の意味を解することを勉め外國の語を語り外國の文書を記すことは本色にあらざりしが近年に至りては大に趣を改め外國教師數名を聘し英の語學を獎勵して學生の上達著しきものあり今日來集諸君の中にも或は久しく教場を訪はれざる人もあらん他日好き折りを以て來訪親しく御覽あらば復た舊時の慶應義塾にあらざるを發明せらるゝことならん但し斯く語學の一事に進みたりとて原書意義の講讀を怠るにあらず如何なる難文も讀まざる

はなく如何なる玄深微妙の意味も解せざるはなく讀書推究の技倆に於て日本國中第一流の名は敢て他に譲らずして天下の人も亦これを許すことならん是亦御安心を願ふ所なり

本塾の講堂は諸君御承知の通り本と大名屋敷の御殿なるものにて明治四年より本年に至るまで假に之を用ひたれども當初既に古き御殿が十五年間の講堂に用ひられたることなれば其荒敗も亦推して知るべし依て去年冬表門内道路の普請と共に講堂新築の案を起して塾員協議の折柄社中中村道太君（前正金銀行頭取）が新築費として建築中金壹萬圓の出金を保證せられたり同君は明治十四年中にも諭吉と連名にて既に三千六百圓の寄附者なるに今又この巨額の金は實に望外に出たることにして塾員に於ては身を局外に置ても天下教育のために之を悦ばざるを得ず況して私塾維持の私に於ては唯諸君と共に深く謝するの外ある可らざるなり既に一萬圓金あれば新築費の大本は最早これにて定まり其餘は如何やうにも方法を設けて他日の報告に附す可し工事は都て社中藤本壽吉君（造家學士）に依托して構造は煉瓦二階坪數は百二十坪その圖面も整ひ本月中著手の筈なれば竣工は多分來春のことなるべし講堂新築と共に教場の精神も更に一新して大に爲すことあらんとて教員始め學生一同も自から勇氣を生じて今日早く既に趣を改めたるものあるが如し

新講堂は成りたるものとして扱塾の維持は如何と云ふにいつもながら甚だ困難なり諭吉の思ふに日本國の金を費して日本國人を教育するに官の手を以てすると私の手を以てすると教育上に厘毫の差なくして費用は凡そ三と一とつ如くなるべし即ち政府にて三十萬圓を費す所を私の手なれば十萬圓にて事足り或は餘りある可しと信ず損益明白の數にして此數に就ては朝野共に能く異議を入るゝ者なし故に諭吉は國の經濟の點より見ても常に私塾の利を説く者なれど

も説ある者は金を得ず如何ともす可らず今諭吉の説を以て此慶應義塾の維持法を申せば生徒の數を三百名として毎年一萬五千圓の補助あれば文學の學校として世に愧るなきの組織を成すべし補助金一萬五千圓に加ふるに學生より授業料を收入すること毎一名毎年二十四圓、三百名七千二百圓を合して二萬二千二百圓あり此内一萬七千圓を以て内外人教師の給料并に文學の豫備理科學の費用に供し残り五千二百圓を塾舎の營繕諸雜費と爲したらば本塾に卒業する生徒は數學士法學士哲學士經濟商賣學士等にして完全の者なる可し但し學校の程度は際限なきものにして僅に毎年二萬餘圓を投じて非常の結果を買ふ可きにあらざれども私費二萬二千二百圓を以て買ふ所の物は公費六萬六千六百圓に直するものよりも更に善美なる可きは敢て保證する所なり維持社中諸君にして日本國人の教育と日本國の經濟とに御著眼あらば自己にも御勘考、尙ほ廣く天下有志の人々へ御話し願ひ度き事なり

右は諭吉の説なり其行はるゝと行はれざるとは時勢次第に任じて今日唯今の維持は諸君の學問に對する御厚意に生じたる維持金額尙ほ一萬二千圓あり如何に塾員が勉強して如何に儉約するも今よりますゝ外國教師を入れてますます英語を奨勵せんとするには毎年三四千圓の所費なきを得ず是れ丈の目的なれば此まゝに所有金を費して尙ほ三年を維持するに足る可し又その中には諸君より承はる可き御工風もあらん諭吉より申上る説もあらん未來の事は未來として先づ今晚の席は事務の報告に兼て慶應義塾の次第に盛なるを祝し以て諸君と共に一盃を擧げんことを願ふものなり（明治十九年七月十三日）

社會交際

華族世襲財産法

四月廿八日勅令第三十四號を以て華族世襲財産法の公布あり同卅日の本紙上に之を掲載したれば讀者諸君は既に一讀せしことならん抑も此華族世襲財産法は華族の財産を保護して之を其家督相續者に傳へ永く相世襲せしめんとするの精神なるが如し扱我政府にては如何なれば華族のみに對して此世襲財産法を設けたるやと云ふに華族なるものは國家に勳功ありし者并に其子孫にして榮譽ある位階を有し其忠實なる帝室の藩屏と爲り其優美なる國家の裝飾と爲るものなれば身に具はりたる威望門地を維持する丈の財産なかる可らず往昔徳川幕府の世に京都の公家清華の流は其位こそ高貴なれ其家政は不如意にして末班に至りては清貧洗ふが如きものありしが故に時人口善悪なくも公家の位倒れなど言ひ囃すに至りたり今の華族は固より昔の京都公家に比す可からずと雖ども幾多の華族の其中には事故に因りて其財産を蕩盡し威望門地を辱むるものなしと云ふ可らず即ち世襲財産法を設けて此種の間固有の病を救んとするの趣意にてもあらんか人或は説を爲し元來華族と云ふ其名義より考ふれば此族中の戸主たるものは風采優美にして徳望あり文思寛宏にして智慮深く衆庶の標準と爲りて天下に瞻仰せらる可き筈なれば家政の秩序も自から整頓して他の保護助言を借ることを要せず餘裕綽々たる可き其華族が或は私家の財産を浪費する等の恐ありとて世襲財産法に依て自から其浪費を制せんとするは酒を好む人が過飲の恐れありとて金比羅大權現に誓て自から其飲酒を制せんとするが如

し政府が世襲財産法を設けて華族を保護するの深切は左ることながら衆庶の標準たる智徳を具ふる華族の身にして此法に依頼せざれば自から其財産を管理する能はずとは聊か面目なき者の如しなど云ふものあり或は奇僻の論を陳じ今日自然の數に任ずれば財産の世襲は久しきに渉るものに非ず日耳曼の或る學者の説に古來富貴の家にて六代七代までは稀れに繼續するものあれども八九代と世襲するの例は殆んど無し今日英國の富豪ロスチャイルド氏の如き其富は世界に肩を並ぶる者なしと雖も今後六七代目迄には定めて零落の運に逢ふことならんとあり蓋し創業の人以後子孫三代目と爲れば富貴の家人と爲り風雅柔弱世の事情に通ぜず唯其所有を費すの一方に偏するのみ此子孫等の爲めには氣の毒なれども此輩が財産を失ふは他日志あり能力ある人々が大に身を起すの方便にして天下有爲者の爲めに之を賀せざるを得ず世上の財産特に土地の如きは増減するものに非ず彼れに失ふ所あらざれば此に之を得ること能はず新陳交代は天の理なり財産の聚散とても兎角自然に任じ置くこそ得策なれ杯と論するものもあり理論としては自から一條條なれども今の人間世界の實際に於ては決して理のみを語る可らず國家に勳功ありし者の子孫にても麒麟豚犬同一ならざる可きが故に後來を謀りて世襲財産法の設けあるは華族の身として安心の事なり又我々人民の感情より云ふも是れが日本國の華族なりと云ふ時には成る可く立派なるこそ望む可き所なれば威望門地を辱しめざるやう華族の財産を保護するは強ち理由なきにしもあらざるが如し但し此世襲財産法第一條に華族戸主滿二十年以上の者は此法に依り世襲財産を創設することを得云々とあり創設することを得と云へば創設したきものは創設せよと云ふまでにて自身に其の財産を保護するの能力あるものは必ずしも世襲財産を創設せずして可なるものゝ如し特に今の新華族は孰れも創業の人物なれば其財産の管理に於ても蓋し法の保護を仰がざることもあらん杯噲する者もあれども今の新華族は功成り

名遂げ現榮爵を得たるものなれば子孫の爲に美田を買ひ之を世襲相傳せしむること舊華族に比して相異なるの理なかる可し我輩は嘗て米國人に逢ひ初代大統領華盛頓氏の子孫は今安くに在るやと質問せしに向存ぜずとの返答を得て心竊に米國人の氣概に驚きたることなれども我國と米國とは人情風俗を異にし又其政體を異にするが故に固より同日に論ずべからざるべし右世襲財産法は本年八月一日より實行するの趣なれば我輩は其實行の後華族諸君が此法の保護を仰ぐの有様を見て重ねて又論ずることもある可し（明治十九年五月四日）

舊藩主華族は其舊領地に歸住す可し

我國は天恵地福の域にして富源の未だ開發せざるもの多しと雖ども之を開發する事業の民間に起らざるは公私の爲め遺憾なりと云ふ可し當局の士人も亦夙に此に見る所ありしか各地方到る處の官廳に勸業課と稱するものを置き農工商業を勸むるが如くなれども今日に至るまで其功勞の實際に赫々たるを見る能はざるは蓋し其故なきに非ず凡そ民間に事業を起して其事業の一般に流行するを望めば民間にて名望財産あるものが先づ親から之を實驗して其功能の有無を證せざる可らず例へば農業の改良を施さんとするには唯斯くくすれば收穫を増す可しと勸告するのみならず此器械を用ひ此肥料を施し個様くく耕作せしに果して是れくくの収益を増したりとの實例を示し養蠶牧畜等の事に於ても一方の有志家が自から其新案を試みて實驗上の功益を閃かすこと肝要なれども我國にては王政維新の一舉政治上の改革あり、之と同時に民間經濟上の大改革を施すべかりしに遂に其機會を誤まり士族は祖先傳來の家祿を失ひたれども農工商は封建時代の家財を維持して毫も變更する所なきが故に今日民間の財産家は守舊一偏凡々乎として他の技な

く有錢無志一地方率先の任に當る能はず其業體如何に拘はらず一時の勞費を抛て公衆の爲めに改良進歩の端を開くことを得ざるもの、如し此際各地方の勸業掛にて如何程に勸業に熱心したりとて勸業と云へる文字通り躬行實踐の例を示さず唯斯くせよと口にて勸むるのみにて民間の人も之に適從するを危まざるを得ず特に官の筋に在て民間の人とは地位自から異なりたる人々が然かも書籍上より得來りたる知見を以て民間の實業を指揮獎勵せんと欲することゆへ官の筋の勸業の兎角思はしからざるは無理もなき事共なり左れば今各地方に於て農工商實業の改良を施すには處々に有志の財産家を生じ其地方に在て率先の任に當らしむること專一なれども錢と志とを一人に具有せしむるは極めて困難の事なれば事に當て錢を費す丈けの人々を地方に生じ追て有志家の其錢を費すの方法を指導するを待たざる可らず因ては先づ事に當て錢を費す可き人々を各地方に生ずること肝要なれども我輩は彼の舊藩主より華族と爲り目下東京に居住する方々をして各々其舊領地に歸住せしむること其一方便ならんと信するなり

我政府は廢藩置縣の後各藩主を召集して家族一同東京に住せしめ政府の特許を得ざれば舊藩地に歸住する能はざらしめしが是れは當時維新日淺く各藩士懷舊の情も未だ解けず動もすれば藩主を擁して物情騒然たることもあらんか杯の掛念に出でたるならんと雖ども明治文明の天地斯かる封建風の掛念はサラリと晴れたる今日、各舊藩主が其舊領地に歸りたりとて何の氣遣ひもなきことなれば政府は今日まで舊藩主華族を東京に拘住せしめたと同一の權を以て今日以後各其舊領地に歸住せしめ且つ今の時勢を諒告して地方殖産興業の事に注意せしむること容易なるべし

斯くて舊藩主華族が各其舊領地に歸住し且つ政府の意を體して實著に殖産上の改良進歩を謀らば正實有用なる參謀者も其間に出現して地方に有益なる事業の興起することあるやも知る可らず或は斯く迄に豫期せずとも各華族が東京

に在て一箇年に消費する數千圓乃至數萬圓の金額を夫れ々各地方に散布することゝ爲れば幾分か地方金融の逼迫を緩にすることを得べし兎に角に華族が舊領地に歸らば無用の奢費は自から止み殖産上の改良かたゞ士族投産等にも多少の便宜を與へ何事に就きても昔年の情誼を存して民心を緩和し之を外にしては地方衆庶の幸福、これを内にしては華族私家の利益一舉兩全の策なるべし左れば舊藩主華族諸君にして今日の時勢、其舊領地に歸住するの國家に效益あるを悟らば自から奮て東京を去ること或は此際の義務なりと云ふも可ならん尸位素餐は賤丈夫尙且つ之を愧づ華族諸君若し斯くと知らば政府の命を待たず其衷情を表白して歸住を政府に請願するまでの決心なかる可らず我輩は其決心の天晴れなるを嘆美するの日を待つものなり（明治十九年五月二十四日）

舊藩主華族其舊領地に歸住するの利益

舊藩主華族が各其舊領地に歸住し實著に殖産上の改良進歩を謀らば正實有用なる參謀者も其間に出現して地方に有益なる事業の興起することあるべしとは前日既に我輩の陳述せし所にして華族諸君の舊領地に歸住するは一國の公の爲めに謀りて效益著明なること疑を容れずと雖ども今又華族の一身の私の爲めに謀るも亦其得策なるを知る可きなり其故如何と云ふに華族が東京に居れば車馬邸宅珍玩器具交際上の費用は存外のものにして花下の金鞍、月夜の舟、奢を競ひ豪を鬪はし、花柳の遊興、春秋の宴樂、冠婚葬祭同族の應酬等は世の太平無事と共に日々ますます鄭重を致して避く可らざる事と爲り隨て一家の歳出も歳にいよ／＼増加して其費目を見れば悉皆餘儀なき次第ならざるものなし此有様にて今後三年を過ぎ五年十年を経る其中には其家計はいよ／＼ますます／＼膨脹して假令へ年々幾萬幾千の收入あ

るも所謂餘儀なき次第に費し盡して遂に出入相償はざるの困難に陥ることもある可きは我輩の豫期して疑はざる所なり然るに今この豪族が東京を去て其舊領地に歸住することゝ爲らば地方生計の容易なる、魚介蔬菜は甚だ廉に、交遊應酬の奢費は甚だ少なく、起居飲食の快樂は東京に比して格別の増損なくして家政歳出の金額は帝都住居の凡そ三分の一にて事足る可し即ち華族の生計に於て毎歲従來の費用三分の二を省減するの割合にて無爲にして一廉の財用を剩すものなりと云ふ可し又華族尊榮の點より云はんには東京は輦轂の下にして乘輿の尊嚴は申す迄もなく皇族大臣以下車馬邸宅の觀を輝かすもの珍らしからざるが故に一個を引き離して見れば誠に珍重すべき寶玉も博覽場中餘り人目に立ざると同様の理にて街頭偶々華族の車馬に逢ふことあるも悠々たる路傍の人漠として之を顧みるものなしと雖ども此路傍の人が一旦東京を去て其舊領地に歸るときは今昔情の異なるあるも流石は舊藩主の恩義もあれば如何で之を粗略にすべき起居動作皆な舊領民の注意を惹き一顰一笑彼等の中に傳はりて其談柄と爲る可きは今日の民情必然の事實即ち其舊地に歸るは牛後を脱して鶏口と爲るの姿にて其身の輕重固より多言を待たずして明なり或は華族が地方に住居せば何事に就きても不便利にして例へば子弟を教育せんとするも之れに應ずる學校を得ず、食膳美味の口に適するものなく、演劇音曲の耳目を悦ばすものもなくして其寂寞たるは罪なくして配所の月を觀るの想ある可し杯云ふものもあらんかなれども第一子弟を教育する學校なければ東京に遊學せしむるの方便ある可し假令へ或は其方便を假らざるも地方に學校なきを患へず今の日本の事情にては華族の子弟なりとて一種特別の教育を要す可しと思はれず子弟十六七歳普通教育を卒はるまでは閑靜質朴なる地方學校に在學する方、却て後來の爲めなるべければ子弟の普通教育は之を其の地方の學校に托するも可なり又其女子の教育には言語動作優美を旨とせらるゝの趣もあれば是れは特に教師を

雇ふか或は東京の女子學校に入學さするか其邊は孰れにしても心易き事なるべし又地方にては食膳の鹽梅に不調法なりと云はゞ東京より夫れ々の料理人を呼寄するも可なり演劇歌舞の見物が懐かしとあらば今の交通の便を利用して時々東京に來遊すること甚だ易し特に今後兩三年を出でず日本全國に大小本文の鐵道を敷設することゝ爲らば東京への往來はますます便利にして場所に由りては朝往暮還も亦難からず地方の住居決して不自由ある可らざるなり聞く英國の貴族等は祖先傳來各其所有地を守りて一地方に家し其中富豪の間あるものは別に第宅を倫敦府に構へ交際社會に翱翔して其豪華を鬪はし客を招ぎ又招がれ美人の宴、豪傑の會、都城の歡樂一ならず興盡くれば或は珍客を伴ふて其所領地に歸り園林閑雅の樂を共にし或は内福の實なくして豪奢社會に入る能はざるものは各其所に安んじて倫敦府への往復も屢々せず貴族の本據は皆な地方に在りと雖ども其位階富有に應じて夫れ々の尊敬を受け又其快樂を極むるに於て毫も差支あるを見ずと云ふ左れば舊藩主華族諸君が今に及んで各其舊領地に歸るは殖産興業等一國の公の爲めに裨益あるのみならず其一身の私の爲めに謀るも亦甚だ得策なるが如し諺に云く善は急げと我輩は華族諸君が此點に向て其決心を速にせんことを望むものなり(明治十九年六月五日)

世界甚だ廣し獨立の士人不平を鳴らす勿れ

文明開化の進歩するに従て交通の便利を増し交通次第に便利なるに従て人事は多端と爲り時としては快樂も多し又時としては心配も多し殊に外國交際の如きは最も重大にして政治上の事より商賣學問宗教等の關係に至るまで千緒萬端なれば政府の一手を以て自由自在に之を處分し恰も一人の意の如くならしめんとするも逆も行はる可きに非ず強ひ

て之を行はんとすれば思ひ掛けなき處に出來事を見て當惑することある可きが故に斯る多事の日に當りては官民の差別なく相互に調和して苦樂を與にするの外ある可らず官民を調和せんとするには所謂官尊民卑の宿弊を除去して政府は人民に對して德義上に至當の敬意を表す可し人民も亦自から其身を重んじて漫に政府を侮る可らず今日の官吏と人民との關係は封建士族と平民との間柄に異なり双方共に正しく對等の地位に居り官民其職分に異同あるも其身に輕重ある可らざれば相互に此主義を忘れずして共に一様の針路に向ふ可し云々は我輩の宿論にして之を官民調和論と名け讀者の聞を煩はしたること幾回なるを知らず然るに今日に至るまで會て其議論の效力を見ず官は依然たる官にして民は依然たる民なり偶ま人民にして官邊に近づき其外見は調和の姿に似たるものあれども内實は決して然らず唯官吏の驥尾に附て名利を謀る者のみ即ち此輩の所業は字義に違はず他の尾に附て事を爲さんことを求め自身自重獨立の主義は初めより放擲して俗塵の中に奔走し一身の獨立さへ尙且顧るに違あらず邦國獨立の談の如きは固より以て共に談するに足らざるなり加之この輩が政府の周圍に蟄集して事實官の本意に非ざる事にまでも態と威重を装ひますく官吏を高き處に推し進めてますく人民との距離を遠くするが故に官民の親信調和はますます望む可らざることゝ爲りて民間有爲の士人にして獨立の氣力ある者は殆んど絶望の歎なきに非ず我輩も亦國のために甚だ歎息する所なれども凡そ一國に流行する宿弊なるものは一時一人の働に由て生じたるものにあらざるが故に之を除くにも亦一時一人の力を以て叶ふ可らず人の罪に非ず時勢の罪なりと云ふ可きほどのものなれば眞正面より之を攻撃するも其效力なきは古今の事例に於て明に見る可し例へば今官尊民卑官民不調和は日本社會の弊風なり其事實は云々と枚擧すれば官となく民となく皆その言に服せざるはなし成ほど然りと答へながら其官途の人々にして明日より舉動を改めんとする者もな

く民間の人が唯今より氣風を新にしたるの談を聞かず如何となれば弊風は時の弊風にして一個人の罪にあらず又漠然厚面皮を以て世を渡ればさしたる耻辱にもあらざればなり左れば今民間獨立の士人にして時に或は此弊風中に生息するを不愉快なりと思ふ者もあらん歟、我輩は此種の人のために謀り過劇なる言論舉動を用るを以て得策と爲ざるものなり聽かれざるを知て論ずるは愚なり、行はれざるを見て運動するは粗暴なり愚と暴とは智者の爲さざる所なれば寧ろ自から決斷して此弊風を脱するの工風こそ大人君子の事なる可し抑も今日官尊民卑の弊風は唯日本の社會を吹くのみにして廣き世界は則ち然らず彼の獨立の士人が此弊風を厭ふは一は間接に國權維持のためにし又一は其士人が己れの才徳に相應するほどの譽れを得ざるが故ならん民間に居て國權等の事を云ふも固より容易に行はる可きに非ざれば姑く擱き身の榮譽體面の一段に至りては我輩の所見を以てするに日本國內の耳目を相手にするは本來局量の狭きものと云はざるを得ず貴賤貧富は榮辱の分るゝ所にして富と貧とは實物の見る可きもの明白なれども貴賤は唯一國の内にと固有する名稱にして外に出れば殆ど其效力を見る可らず故に獨立の士人が其才徳に相應するほどの榮譽を得ずとて不平を鳴らすも其眼を注ぐ所唯内の一方に限りて外を見ざるの罪なりと云はざるを得ず世界は廣し人類は多し何れの國人として交る可らざるものあらんや、何れの國土として往く可らざる處あらんや、區々たる一國內の貴賤論に精神を勞するが如きは我輩これに向て大人の品評を呈するを得ざるなりむかし封建の時代諸藩々に於て士尊民卑の風、流行して藩士の上は大臣より中臣下臣下々臣に至るまで門閥貴賤論の喧しきこと一年三百六十日殆んど其議論を以て藩の事務と爲すほどの有様にして當時苟も獨立磊落の氣象ある者は此様を見て煩はしきに堪へず又不平に堪へずと雖ども藩中に在て藩士と伍を爲すの間は如何しても免かる可らざる者が一旦の機會に藩地外に出で、他藩人と交際を開く

ときは恰も別世界に再生したるが如くにして復た最前の貴賤論を聞かず武人は武を以て交はり文士は文を以て會し其交際の秩序は藝能才力を以てし又時としては年齢長少を以てし悠々として自由獨立の日月を送る其最中に顧みて郷國を見れば三百年來の家柄を詮索して累代の古物を玩弄し重役は甚だ重くして足輕は甚だ軽く藩士は旦那にして幕臣は殿様と稱し何の妻は御新造にして何の妻は奥様なり輕重尊卑の排列、上は溫血の四足獸より下て冷血又下て無血蟲に至るまで順を逐ふて紊れざるものゝ如し藩外の朋友時に相會して談、郷里の事に及び各其むかし溫血たり冷血たり又無血たりしを語れば爲に一場の笑を開き又同時にのゝ其故郷の人の狹隘卑屈を慙むのみにして在邑の家老愚なるも咎むるに足らず諸藩士固陋なるも罵るに足らず其衣冠の美に揚々として小乾坤中獨り自得するがまゝに任じて之を度外に置き會て之を意に介することなかりき即ち是れ書生の境界なるものにして其磊落不羈の心事は凡俗世人の得て知る所にあらず然るに今の日本は昔の日本にあらずして門閥尊卑の論も固より封建の時代に比すれば大に趣を殊にしたりと雖ども彼の士人の訴る所、官尊民卑の點に在りとすれば其精神の所在は則ち舊時の書生に相似たるものと云はざるを得ず果して舊書生と感を同うする者ならば何んぞ其故智に倣ふて他藩人に交はるの工風を運らざるや今や天下に藩なし全日本國は一に合して恰も一大藩の姿と成したるものなれば此時に當りて士人が内の煩はしきを免かれて磊落の境界を求めんとならば外國人と交際を親密にして以て心身運動の別天地を開くの工風肝要なる可し外國上流の士君子を擇で之に交はれば文學共に語る可し、政治共に談す可し、商賣共に營む可し、工業共に起す可し、共に道を論じ共に風流を楽しみ悠々凡俗の外に逍遙して世界文明の德澤に浴し心氣流暢して日本國內一人の朋友なきも憂ふるに足らず其趣は舊時の書生が其藩地に朋友なきを憂へざりしと一般なる可し蓋し内に知人なきも外に交際の快よきも

のあればなり況んや兩三年の中全國を放開して内地雜居の時にも至れば其の交際はますます親密を致してますます自由なる可く尙ほ況んや日本國中にも同臭の士人は甚だ乏しからずして自から一種の獨立社會を成す可きに於てをや榮譽富貴この社會の中に在て求む可きなり區々たる今の官尊民卑何ぞ深く憂るに足らんや官民不調和の如き時勢の成行に任じて可なり唯この境界に在て守る可き一大主義は政府の當路者その人に對して私の忠を盡すが如きは固より無用の沙汰なれども日本國には忠ならざる可らず日本國の法律は堅く守らざる可らず唯これだけは日本國民として須臾も忘る可らざるの本分なりと知る可し（明治十九年九月十五日）

修身處世

今日は無事にあらずして無人なり

今の後進の壯年が無事に苦しむとは我輩の常に聞く所にして公私の學校に卒業し又は外國の留學を終りて歸國したる學者にても差向き相當の職業を得ずして歲月を空うする者の多きは今日の事實に於て相違なしと雖ども又一方より何か事業を企て又其事に當りつゝある人の言を聞けば事業に目的はあれども何分にも人物を得ずとて之を心配せざるはなし例へば組織の稍や整頓したる會社か又は活潑有爲の一個人が資本に富み信用も厚くして何事に著手しても容易に功を成す可き見込はあれども誰れに任じて安心ならんと其人を見出すこと甚だ容易ならず仕事はあれども人物なしとて唯この一事に就て心配する其趣は彼の壯年輩が無事に苦しむの狀に異ならず、一方は事なきに苦しむ一方は人

なきに苦しむとは不思議なる事にこそあれども實際に於て正に然る所以は何ぞや、其罪仕事に在るか人物に在るか之を吟味するは無益の事にあらざる可し今日民間の仕事は數百年前封建の時代に由來して其遺風に由るもの少なからざれば開明の教育に育したる人物に取りては之に従事するの際に随分面白からざる場合もあるべし即ち仕事の罪の如くなれども凡そ人間社會の仕事は事を執る人の心掛け次第にて高尚にもなり又卑賤にもなるものなれば仕事の性質を論ずるは姑く無益の論として之を擱き今の壯年輩は果して能く事に適する者なるや否やと問ふに我輩の所見にては不適當なる者甚だ多しと答へざるを得ず第一今の仕事を求る壯年輩は其體力能く事に堪る歟、文明の仕事は極めて劇しきものにして時としては終日終夜事より事に移りて眠食さへ程度に従ふを得ざることありむかしの封建士族が主人に奉公して三日に一度の當直を勤め今の官員が官途に従事して毎日定りの時間に公用を執るが如き閑散にあらず風雨寒暑の艱難を冒し起居眠食の不自由を忍び能く之に抵抗して疲勞を覺へざるや否や我輩少しく疑ふ所なきを得ず第二體力は注文通りに強壯にして事に堪るとするも其心の習慣に於てよく事務と時間とに規則を守り得る歟、例へば長上の命する所は事の是非を問はずして之に従服し其時を違へず其事を慎しむこと兵士が軍律に従ふが如くに嚴ならざる可らず彼の書生等が事務場に於て談笑喫烟、時としては無益に世事を評論し閑に風月を語りて事務場中恰も長日を消すが如き氣樂なるものにあらず病氣と稱して閑を偷む可らず、餘義なき差支に托して事を延滞せしむ可らず一年三百六十五日左右を顧みずして正に一日の如くするの氣力あるや否や第三前條の如く既に體力に逞うして又規律を守るの習慣を成したりとするも能く俗世界の事情に通じて之に應ずるの才智機轉ある歟、凡そ長間の事務は廣く社會に接するの事務にして其社會は則ち概して俗なりと云はざるを得ず然るに今その事務に當り我身が少々ばかり學者なりとて此

俗世界を恰も學問理論の箱の内に納め込まんとし然かも其事を間接徐々にせずして直接性急に急ぎ、動もすれば規則々々と稱し道理々々と唱へ果して意の如くならざれば憤りて人を誹謗叱咤し長上の地位に居て衆を御するを得ず、下風に立て上命に従ふを屑とせず廣く凡俗に厭はれて遂に全體の事を誤るが如きは所謂通俗心 (Common Sense) に乏しき者にして世上の學者先生中その人なきにあらず事務のためには最も不適當なるものと云はざるを得ず左れば如何なる學者にても人物にても苟くも今の社會に居て今の事務に當らんとするには容貌顔色の溫和なるは春の如く、言語舉動の活潑なるは流水の如く局量は寛大にして能く物を容れ才智は穎敏にして能く微細を洩らさざるの働あるに非ざれば叶はざることなり彼の無事に苦しむと稱する壯年輩は自から省みて果して此働あるや否や我輩少しく疑なきを得ず故にその所謂無事とは實に事なきにあらず天下爲す可きの事多しと雖ども唯其人が其事に適せざるのみ事の罪にあらず人の罪なり畢竟するに今日の後進生は文明の學を學びて能く文明の事を知ると雖ども祖先の遺傳徹骨の習慣は封建士族の子孫漢學者流の末葉にして人間の生活を容易に視做し、容易に人に接し、容易に事を執らんとして却て文明世界に行路の艱難あるを忘れたるものならん人生勞せざれば功を成す可らず彼の西洋諸國の士人が高尚に生活して榮華を楽しみ心身の獨立に得々たるは自から其由て來る所の原因あり我壯年輩も一身の窮達に就て感あらば其身の働を西洋の士人に比較して大に發明することもあるべし又大に奮發することもあるべし (明治十九年五月十三日)

立身の道は近きに在り

世の中に仕事なきにあらず唯人物に乏しきのみとの次第は前日の紙上にも之を記して其人物は斯くありたきものな

りとの所望に就ても大概を陳べたり扱限りなき人間世界の事に付き逐一之に適當す可き人の働を所望するは限りなきことなれども我輩が毎々實地老練家の言を聞き又自分に經驗したる所を以てすれば隨時隨處に是れが所望の簡條なりとして枚擧す可き者も少なからざるが故に今これを思出すがまに／＼記載して廣く大方の高評を乞はんとす

我輩の所見を以て文明の事に當る可き人物を求めば (碩學大家の事は爰に之を言はず) 凡そ事務の大小輕重に拘はらず其人は必ず西洋普通の知見ある者にして洋書を讀み洋語を語り彼の國の地理歴史より現今の商賣工業文事武事政治宗教民情風俗の有様までも一通りの心得は固より缺く可らざるの要用なれども尙ほ此外に所望の簡條は其人に藝能なかる可らず其藝能とは高尚なる學藝技術にはあらずして唯だ俗世界に通ず可きものを云ふのみ例へば俗に所謂算筆の如き是れにして手跡も須らく美なるを要し日常の勘定向にも迂闊ならざるを要す、假令へ其職業上に取扱はざる品物にても其價の大概は心得ざる可らず諸職人賃銀の割合も知らざる可らず尙ほ下りては厨下鹽噌の始末より飯の炊きやうに至るまでも度外に附す可き事にあらず之を名けて鄙事に多能なる者といふ蓋し今世の學者は俄に文明に移りたる者にして其文明の主義を重んずること甚だしく只管これを高尚なるものと思ひ過ごして却つて文明の繁多なるを忘れ其人事の細大を包羅して洩らすなきの義を知らずして實用近切の部分等を閑に附したるものならん其一例を舉れば今の文明の學者中には日本流の手紙を認るに拙き者あり畢竟日本の俗文俗字は之を學ぶがために大丈夫の心を惱ますに足らずとの意味にてもあらんか其趣はむかしの偏屈儒者が漢文をば綴りながら節用文を認るに苦しみたる者に異ならず、世に交際廣くして文通の繁多なる人は必ず此事實を發明することあらん來書百通、細に其文を吟味して是れは好き文章なりと竊に感心するものは百中僅々の數なる可し左れば日本の文學には今後勉む可きもの甚だ多き其中にも

近く手紙の認めやうさへ尙ほ未だ十分ならざる次第なれば鄙事多能は正に今日の急須と云ふ可し

又今の學者人物と稱する者は其心事至極高尚にして所謂君子は細行を顧みざるもの歟、その交際の法甚だ殺風景にして曾て禮義を重んぜざる者の如し莫逆の親友相接して談笑するが如きは無禮も亦自から味ありと雖ども唯親友の間柄のみに止まらず其相手の誰れ彼れを擇ばず其用談の何事たるを問はず言語容貌に文飾なきのみか態と殺風景なるを以て自得する者少なからず甚だしきは男子が婦人に對して優き禮を缺き、商賣の用談にも怒聲を發するが如き奇觀を呈して其顔色常に怒るが如く悲むが如く沈思するが如く愁嘆するが如く一目、人をして嫌忌恐怖の念を起さしむる者あり蓋し此輩惡人に非ず其心事を尋れば本來正直なるが故に自ら其正直を頼み拙者の心中は俯仰耻る所なし唯正直の二字を以て人間社會を罷り通る杯の意氣込にて俗世界を見下し俗人を輕侮して然る者あらんと雖ども如何せん文明の萬事は僅に正直の二字を以て包羅す可らず、正直を骨にして人情を肉にし尙ほ之を覆ふに文飾の皮を以てして人間の交際を全うして俗世界の事務に當る可きのみ單に正直の一義に骨立して皮肉の厥冷したる者へは假令へ些末事たりとも之を委托して我輩は安心すること能はざる者なり古人の言に巧言令色鮮し仁と云ひ剛毅朴訥仁に近しとて教を垂れるは唯事の極端を示して當世を誠しめたるまでの事にして其實は言語を巧にし顔色を和する者は必ず不仁者なり、剛情にして質朴訥辯なる者は必ず仁者なりとの意味にはあらず人間社會の交際上より論ずるときは剛毅朴訥は殺風景にして巧言令色も亦是れ禮儀なりと云ふべし古の聖人にして之を知らざるの理なしと雖ども唯その時の流弊を矯めんとして極端の文字を用ひたるものゝみ然るを後世の學者が其字を讀で其意を誤り人に交るに無禮殺風景を以て自から得々たるが如きは假令へ儒流にしても古人に背くものと云ふべし

蓋し文明の主義は其高きこと限りなしと雖ども其卑きことも亦限りなきものなれば其高尚なる主義を咀嚼きて手近く之を説下だし人事の些末如何なる部分にまでも之を適用するは我國開進のために緊要なるのみならず其當局者なる後進壯年輩の身に取りても之を等閑に附して他に立身の手段ある可らざるなり（明治十九年五月十四日）

文明社會の仕組は一騎打の功名を許さず

第一

往時源平又は鎌倉時代の戦争には敵味方とも其隊伍に一定の規則なく何人にも早く敵の陣中に撃入て大将の首を打取りたる者を以て第一の功とするの風なりければ下賤の雜兵も彼の拔擢の功名に依て一朝忽ち一方の旗頭に拔擢せらるゝことあり優勝劣敗の理明かにして人々其力に應じて其武勇を逞うし所謂功名自在手に唾して富貴を得べきの時代と云ふべし夫れより徳川の時代を経て今日明治の世となりては其軍制も亦更に一變して悉く西洋日進の軍法に倣ひ人々個々の働を自由にするを許さず右に向き左を視前に進み後に退くも悉く皆將帥の號令に隨ひ何程危急の時にも何程手柄の場合にても將帥の號令を待たずして自儘に進退するものは直に軍法を以て之を嚴罰し一分一毛の自由を許さず斯く其一人一個の働を束縛するは徒らに其武勇を挫き軍勢を弱むるに似たれども其實は決して然らず勿論今の兵卒一人を以て天正慶長年間の本多平八郎如き勇者と一騎打に其武勇を決せしめたらんには今の兵卒は必ず平八郎が鎗玉に揚げらるべけれども萬人の平八郎と萬人の今の兵卒とを双方敵味方に分ちて其勝敗を決せしめたらば萬人の平八郎はマルチニ一銃一連發の下に打ちすくめられ敵に後を視するの奇觀あるべし是れ必ずしも平八郎の弱きに非ず又兵

卒の強きにあらずと雖ども今の兵隊には嚴重の規則あり人々個々の働を不自由にして集合全隊の働を自由活潑ならしめ昔日の武者は人々個々の働を自由活潑にして集合全隊の働を澁滞ならしむるが故に然るのみ言葉を換へて言へば今の軍法は其兵卒を一切死物となして器械の如く之を用ひ昔の軍法は其人を人として之を活かして用ふるが故なりされば軍師の祕術は唯其麾下の兵卒を死物となし兵卒各自の働を不自由ならしめて全體の進退を活潑ならしむるにありと知るべし

西洋諸國の政治社會を視るに所謂其政治員なるものは上總理大臣より下各省の長次官に至るまで僅々八九名に過ぎず其餘の官吏は商人仲間にて云へば手代又小僧の如きものにして政治の大體に就て意見を容るゝことなく施政の是非を論ずることなく會計官は誠實に二天作の五を以て己れが責任となし書記官は唯謹で奉存候の公用文を謄寫するを以て其職と心得歳出入の豫算に不同意の所あるも決して其不同意を口に云はず指令の文言に不都合の所あるも決して其不都合を咎めず唯長官の命之れ従ふのみ或は各省各課の屬官中其才能學識共に其長官に優るものもあるべく或は其長官たる者殊の外に不學短才なる者もあるべしと雖も其屬官たる者は我意を恣にして或は長官に逆ひ或は同僚を出し抜くことを許されず如何なる名案名説を持出すも其職分外のことゝあれば罰せらるゝの法はあるとも賞せらるゝの規則あるなし假令へ其長官は不才にして其命する所無理なるも長官の命令とあれば一もなく二もなく唯命之れ従ふの風習なり此有様を視れば徒らに人々の才能を束縛して人才登用の路を壅閉し爲めに社會の進運を妨碍するに似たれども深く其理を究むる時は却て其然らざる所以を知るべし即ち此仕組は前に陳べたる軍法の仕組と同様人々個々の自由を束縛して全體の運動を活潑ならしむるの仕組なり才ある者は之を登用し智なき者は之を擯斥すると云へば如何にも

理屈らしく又如何にも事務の活潑を來すに似たれども然る時は一事百説一物千論己れ名案を出して平生の才智を顯はさんと右からも不同意を唱へ左からも異説を唱へ遂に其名案と異論との爲に事務の澁滞を生じ却て全體の運動を遲滞ならしむることあるべし古より人を使ふには可成其人を活して之を用ふべしと云ふ言あり人を活すとは人々の才能に應じて才あり智ある者は之を高官に登せ才なく智なき者は之を下賤の役柄に用ふべしとの意なりと雖ども前段の所陳に由て考ふれば甚だ其當を得ざるの言と云はざるべからず若し之に由て人を用ふる時は人として自負心のあらざるものなきが故に己れは彼れよりも智ありと思ひ彼れは己れよりも愚なりと思ひ同僚を見下し長官に逆ひ不同意と異説との混雜を生ずべきなり才智ある者も又才智なき者も自他平等之を一様に使用して各其職分を守らしむべし言葉を換へて之を云へば人を活さずして可成人を殺して之を一種奇妙の器械と心得用ふべし斯く人を殺して用ふるの仕組は西洋諸國に在て獨り政府の小吏の仲間に行はるゝのみならず英國の如き黨派政治の國柄に於ては其政黨の間に於ても亦此仕組の行はるゝを見るべく保守自由各黨に其首領なるものありて其黨派の進退は悉く此首領の指圖に従ひ其餘のものは敢てこれを是非することなく黨論の得失を顧るに遑なく議院に於て自儘に發言することなく其首領が斯く投票すべしと命すれば其命に従て之を投票する迄のことなり甲黨が朝に立て政權を執る時は其首領は所謂總理大臣の職に就て英國全體の政略を裁定し敢て諸大臣をして之に異説を容れしめず大臣中萬一總理大臣の所爲に就て不服の所あらば其不服の廉を世に明言して其黨派より分離する迄の事なり我日本政治社會の如く人々皆政談家にして常に其首領の所爲に不服を唱るが如き事あらざるなり心竊に不服なれども其不服を世に明言するの勇なく其黨と分離して別に一派を立つるの氣力もなく暗々裏に其首領の所爲を妨碍して私に心中の不平を慰むるが如き卑劣の所業は英國杯に於ては曾て

なき所の者なり彼國に在て各諸大臣が其首領の命を遵奉して之に背かざるの有様は君臣の間柄も嘗ならず余輩日本人より之を視るときは實に堪へ難き程の有様なれども退て虚心平氣之を熟考すれば其内政の滑かにして其外政の強き所以は主として斯く其諸大臣を殺ろし總理大臣一人の意見能く政府全體の方針を裁定するに由るものゝ如し之を前段兵卒の例に譬れば政黨の首領は即ち一軍の大將にして其餘の官吏は即ち雜兵なり雜兵に一人一個の進退を許るさず全軍の掛引きは大將一人の量見に在つて存し一人一個を殺ろして全體の運動を活潑ならしむるの趣向なりと知るべし

第二

今又日本の政治社會を去て民間に入り各事業の有様を察するにこれも亦専ら人を活かして使用するの風行はれて人を器械として使用するの仕組あることなし銀行又は商社の如き多くの人を一所に集めて事を爲す所に入て其狀を視るに手代小僧が頭取支配人に對して無暗に新案を建言し或は頭取支配人を差置て自儘に重要な事件を專斷する等其有様は昔時戰國の時代に大將の號令をも待たずして雜兵共が各勝手自儘に拔駟の働をなせしに異ならず人々個々の働は活潑自在に似たれども爲めに全社全體の運動をして澁滞ならしむるは甚だ明かなり近頃米國 サンフランシスコ 桑港より歸朝したる或人（此人は桑港の或る製造所に雇はれ現に其賃錢にて生計を營み居たるなり）の談話に此人の雇はれ居たる製造所の職工幾百人各自皆分業の法に依て仕事を爲し執業中吹煙せず雜談せず大聲に笑はざるは勿論一心に仕事に掛りて左顧右盼する事さへ決して無し其規律の嚴肅なるは古來日本人等の夢にも知らざる所なり曾て甲乙兩人の職工が互に座を接して銘々受持の仕事を爲し居たるが元來乙は新入の職工にて未だ此業に習熟せざる故か或る時其仕事上に何か都合の間違を爲しければ隣席に居る甲はこれを見兼ね夫れは斯くすべし是れは彼の如くすべしと如何にも丁寧親切に其

の仕事を目指し居たるに折悪敷製造所の監督役が此處に巡廻し來り此の有様を視て大に怒り諸職工の不都合又其不行届を監責訓誨するは拙者の役目なり假令へ他人が如何なる不都合を爲すも職工の身にて自から之に指圖するとは抑も何事ぞやと大に監督役に其不都合を叱られ即日某甲は解雇されたることありされば此製造所中幾百の職工は分業の法に依て各自其受持の仕事をなし假令へ席を接するの隣人が如何なる不都合の仕事をなすも曾て其不都合を咎め其間違を責ることなく其不都合を咎め其間違を責むるは監督役の職分なれば余輩の與り知る所ならずと云て唯一心一向に己れの業を營むの風習なりと云ふ日本人の考にては聊か不都合の仕打にして其意を得ざる仕組の様には思はるれども若しも其人が日本風にて己れの職分は之を差置き唯其同僚同役の間違を咎め之を手柄として其取締役の好意を買んとすることあらば幾百の職工甲は乙を咎め乙は丙を責め更に際限あるべからず唯徒らに事の混雜を生じて全體事業の澁滞を來たすことならん西洋にては能く人を殺ろして之を用ひ日本にては兎角未だ人を活して用ふるの風行はれて恰も戰國一騎打の時代なりと云ふべし

會社又は組合等の我國に行はれたるは誠に近來の事にして多くは西洋傳來人を死物となして之を用ふるの仕組なれども唯其仕組の外形のみを採用して未だ其精神とも云ふべき人を死物となすの風行はれざるが故に往々不都合を生ずることあり我國の諺に三人よれば文珠の智恵と云ふことあり一人の量見よりも二人二人よりも三人の方が善き分別を出すものなりとの意にして恰も人數の多少に由て分別の善惡を測量する如くなるが甚だ以て感服の出來ざる諺なり試みに現今世に行はるゝ所の會社又は組合なるものを見るに一として其事業の満足に舉りたるものなく稀に其事の舉りたるものは彼の三人よれば文珠の智恵と云ふが如き迂闊の古諺を以て其主義とせず西洋日進人を死物となして之を使用

するの主義に出でたるものなり近くは舊三菱會社は故岩崎彌太郎氏の一意を以て號令を下し敢て雜兵共をして其間に異存を容しめざりしが故に其事業甚だ活潑なりしも今日の日本郵船會社は三人の文珠菩薩集合して却て其事業の不活潑なるが如き外見あり斯く商賣にても工業にても人々相集て事をなす者は必ず失敗の憂ありさればとて日本の人が愚鈍にして其事に堪ゆるの才能なきにあらず一人と一人とを互に相比較すれば西洋の人に優る所あるも敢て劣る所あるを視ず然るに此才能ある日本人が互に仲間を組んで事業を企るに至ては西洋人に及ばざる萬々なりとは如何にも奇怪の至なれども是れ蓋し西洋人は能く自から其身を殺ろし死物となりて働き日本人は兎角人々其技量を逞うして一人一個の働を活潑にするが故なり能く身を殺ろすが故に全體の治り甚だ穩かなり人々其技量を逞うするが故に全體の混雜を生じて運動を澁滯ならしむ理の最も視易きものにして未だ日本に行はれざるの風なり又經濟の原理に據るに殖産の多少は分業法の精粗に依るものなりとあり即ち同じ一本の針を作るにも一人にて全針を作るの法と數人連分業して甲は針頭を作り乙は針耳を作るの法とは其成果雲泥の差ありて一人獨立全針を作るもの一日に五十本の針を作り得べければ二人分業して之れを作るものは同じ一日の中に百五十本乃至二百本を作り得べし然るに斯く利益ある分業の法は先づ其人を殺ろして機械同様に之を死物となさざれば出來ざることにて針耳を作るものは終始此一事にのみ意を注いで敢て他を顧ることなく恰も針耳と死生を共にするの覺悟なかる可らず我日本人に當時果して此覺悟ありや此氣風ありや從來の風習と今日の仕組とに依て之を考ふれば一人獨立全針を作るの手際に於ては實に天下萬國に羞ぢざるの妙術を有すれども扱分業針耳のみを作るの法に至ては迂闊千萬なる者の如し如何にも數はしき次第にして西文東野今日の強弱を來せし者なれども數百年來の習慣は中々一朝一夕に革むべきにあらず唯頼む所は文明の學識に乏しからざる

學者諸氏の盡力に在り諸氏にして果して西洋文明の精神を會得しこれを政治に商業に各其當局の事に實用せんには或は漸く此舊習を矯め得るの望あるべし(明治十九年五月十八日及び十九日)

英雄功名論

英雄豪傑と才子智者と相對するときは其間に自から區別あるを見る可し才子智者とて拔群の膽力なきにあらず英雄豪傑とて才智なくしては叶はぬことながら世間普通この文字に就て解する所の意味に従へば豐臣秀吉は英雄豪傑にして北條時頼は才子智者として見らるゝことならん扱二様の人物を區別して其生涯の舉動如何を察するに英雄豪傑は能く功名を成すと雖ども必ずしも久しく富貴に居らず才子智者は能く富貴に居ると雖ども常に功名を耀かす者にあらず故に傍より其舉動を目撃し又後世の談柄と爲りても英雄の一舉一動は甚だ面白くして其生前に在ては大に人望を博し死後に至りても名聲高しと雖ども智者の事は世人の耳目に觸るゝ所淋しくして愉快の觀少なし其心事を察するに英雄は安んじて富貴に居るよりも寧ろ一時の大功名を成さんことを求め其成を守るの一段に至りては深く思慮するに違あらず己が大膽に比すれば天下も亦小なり何ぞ區々たる小富貴に安んじて子孫のためを謀るが如き婦人の爲を學ばんや大に爲すことありて芳を百世に流し臭を萬年に遺せば則ち足れりとするの氣性にして國のためにも家のためにも無事を專一として俗に所謂引込思案の時には甚だ不用の人物のみならず時としては安寧の邪魔物なれども世事家事の停滯を一掃して更に新に進歩せんとするには英雄の事を行はざる可らざるなり之に反して才子智者の心事は穎敏緻密にして能く事物の細部分を視察し秩序を鄭重にして常に安全を求め英雄豪傑が萬一を僥倖して誤るが如き危険少なきが故

に之に尋常平和の事を托して安心す可きのみならず其本人の身も堅固にして久しく富貴に居る可しと雖ども都て視察の明なる者は事物の頼む可き表面を見て自から安心すると同時に又その頼む可らざる裏面を見て一方に安んずるを得ざるの場合もあれば所謂鄭重の文字は怯懦の意味を成して進歩の機を誤るの例なきに非ず蓋し才子智者が守成の地位に在て重んずる所の者は世事の安寧と自身の富貴との外にある可らず時として其運動の鈍きも亦當さに然る可きの勢なり時頼の母堂松下禪尼が障子の破れたるを切張して天下治安の要を其子に誠しめたるが如きは守成の秘訣にして時頼が畢生の心事政略は此邊に在て存し當時その家のため又その身のためにも甚だ大切なることなれども秀吉が身を起してより死に至るまで磊々落落常に人の意表に出で、一世を驚かしたるものに比すれば同年の論にあらず死者若し靈あらば此二様の人物は地下に在て相互に其舉動を粗暴なりとし又因循なりとして嘲り笑ふことならん蓋し人生にして或は功名を好み或は富貴を欲するは其英雄たり又智者たるの天稟にも由る可きなれども又一方より見れば人の心事舉動は其身の世に出でたる時の勢に従て各異なるものにして時勢に従はざれば頭角を現はすを得ず北條の治世に秀吉あるも功名は成す可らず元龜天正の時代に時頼あるも富貴を保つ可らず故に秀吉をして秀吉ならしめたるものは元龜天正兵亂の時勢にして時頼をして時頼ならしめたるものは北條執權の時勢なりと云ふも可ならん左れば人物の世に出るは偶然にあらず亂世に英雄を出し治世に智者を出す皆その時勢の急に其人を要するが故に所要に應じて英雄智者の頭角を現すのみ又或は人の心身の力は天賦の質にして其發して英雄たり又智者たるは單に時勢の治亂に従ふの働なり喩へば同一の物質が光線の方向強弱に従て色を異にするものに似たりとする時は治世の智者が亂世に出れば英雄の事を行ひ亂世の英雄が治世に生るれば智者と爲ることもあらん柳澤甲斐守が徳川の治世に出で、大に家を起したるは智者

の事なれども其時勢智者たらざるを得ざるが故に智者たりしのみ若し此人をして徳川の初代兵馬の間に生れしめたらば必ず英雄の事を爲したる者ならんとの説あり此言甚だ當るが如し左れば社會人事の變遷に際しては治世あり亂世あり假令へ或は兵馬の治亂にあらざるも多事の日あり無事の時あり即ち英雄功名の時勢と智者富貴の時勢と相分るゝ所にして其時に隨て人物を要することも亦一樣ならず智者を要するの日に英雄の出るあるも用を爲さず英雄を求るの時智者に逢ふも之を棄ざるを得ず若しも誤て時勢外の人に事を托することもあらんには社會の不幸のみならず英雄も功名を成すを得ず智者も富貴を長くするを得ずして亦本人の不幸ならんのみ

以上の論旨果して大に違ふことなくば現に我日本國の今日は英雄功名の時代なるか將た智者富貴の時代なるか之を視察して身の方向を定むるは士君子の等閑にす可らざる所の者ならん今の日本には兵馬の亂なきのみならず寸鐵の動く可き釁もなくして太平至極なりと雖ども人事の繁多なるは古來未曾有にして改革進歩を要するもの事々物々皆然らざるはなし而して其改進の道は尋常一様の道にあらず何れも皆舊套を脱却して新法を採り一新又一新常に西洋の文明と歩を同うせんとするの目的を定めたることなれば一步を進むる毎に凡俗の耳目を驚かさざるはなくして功成るときは又その喝采を得ざるはなし條約を改正して外人の内地雜居を許さん歟、その雜居の用意として大に法律を改めん歟、國會を開いて天下の大政を人民と共に議定せん歟、鐵道を敷設して交通の道を一變せん歟、官尊民卑の宿弊を一掃して官民の關係を西洋文明國の寫眞の如くせん歟、殖産社會より素町人を放逐して商工の權柄を學者士君子の手に握らん歟、家に入りては男女の交際法、夫婦親子の關係を一洗して恰も人倫の解釋を改め道德論の根底を新にせん歟、細事に互りては衣服を改め住居を改め食物を改る等事の公私細大に論なく滿目皆改進を要して事成るの日に其名聲の

天下に轟く可きは識者の明知する所なり而して其事の性質如何を尋ねれば之を行ふに何れも決斷を要することにして所謂破れ障子の切張に非ざれば智者の智巧よりも英雄の英斷を求めざるを得ず左れば明治の今日は英雄功名の時代なれば政府の當路者が政令を施すにも商人が商賣の事を企つるにも學者論客が世間を誘導するにも目に凡俗を見ず耳に老朽論を聞かず唯進んで斷行斷言す可きのみ實例遠からず維新の大舉に引續いて爾後社會全般の變革改進は英斷に生じたるものか、智巧に成りたるものか、當時の人物中智者に乏しからずと雖ども事の成跡より見れば智巧は唯英斷に伴ふて僅に其補助たりしにあらすや二十年前に斷行したる政事人事の變革と今日文明の改進とを比すれば事柄は異なりと雖ども時勢の急は相同うして公私の事務は則ち却て維新の時よりも幾倍の多端を加へたり此劇しき衝に當り獨り智巧を以て世に處せんとするが如きは到底時勢の許さざる所なり智巧固より無用なりと云ふに非ず武骨律儀の一藝、何十年一日の如く不學無術一片の精神を以て事に當るが如きは我輩これを取らず常に憂る所にして智巧文思の周密ならんことを願はしけれども兎に角に維新二十年の太平は短日月に非らず之に安んずるも亦自然の人情なれば朝野の士君子が時に或は智巧の智を重んずるに過ぎて英斷の英に乏しく以て爲すことある可きの機を看過して千歳の功名を空うすることはなきやと傍より掛念の餘り英雄功名論一編を草す(明治十九年八月三十日)

後進の士人は安心の地位を擇ぶ可し

世界甚だ廣し獨立の士人不平を鳴らす勿れとは我輩の立言にして我輩は只管今の後進の士人に向ひ其眼界を全世界に開け區々たる日本國のみに眷戀することなきを勸告する者なり凡そ人生の大に欲する所のものは名利の外なし而し

て此名譽と利福なるものは固より絶對の相に非ず常に相比較して輕重を覺るものなれば眼界廣くして見る所の物多ければ其多きに從て名利の考も亦大に變化せざるを得ず或人の言に日本にて富貴の人たること甚だ易し數百若くは數十の金を所有して偏鄙の寒村に到り其村の戸長となれば一村無上の尊者にして富も亦數十戸に冠たる可しと、言少しく戲に似たれども其意味は自から深し數百の財産一村の長その區域内に於ては誠に富貴にして夫子自から富貴なりと稱するも世人これを評して富貴と云はざるは何ぞや一村の富貴は一郡の富貴にあらざればなり即ち一村の眼界を廣くして一郡に及ぼすときは其見る所のものを増して此れと彼れとを比較すれば曩に無上なりし一村の富貴もために光明を失ふが故なり一村一郡の關係の如くなれば一郡と一國との關係も亦斯の如くなる可し尙これを擴めて一國より一道に及び終に日本全國に及ぶも亦斯の如くなる可し詰り日本國中の富貴を比較し其最も富貴なる者にして始て之を名けて日本の富貴と云ふ可きものなれば或は人間の名利は人々安心の地位に從て輕重を成すものと云ふも可ならん一村に安んずる者は一村の名利を重しとし一郡に安んずる者は一郡の富貴に熱心し其安心の地位いよ／＼高きに準じて名利の考も亦いよ／＼大なる可し即ち絶對の相にあらすして相對の思想たること明に見る可し

右の論理は誠に分明にして小兒の心にも解し易かる可し然らば則ち今の後進の士人は其安心の區域を何れの邊に定むるや我輩の特に問んと欲する所の者なり文政天保の天地に生れて鎖國の習慣其骨に徹したる老輩は明治の今日に居て假令へ口に文明論を論じ身に文明の物を附るも其安心の地位は日本國の外に達す可らず其利富を言ふや三井鴻ノ池の富を稱し其名譽を論ずるや日本政府の官爵に限り眼界唯日本國の一區内に止まりて其中に奔走し喜憂し失望し自得するのみ其事相今日の實際に於て著々觀る可しと雖ども畢竟するに半白の老翁が洋酒に微醉を催して封建鎖國の殘夢

の尙未だ醒めざる者に過ぎず苟も後進の士人にして眞に今の世界の文明を知り今の交通の便利に依り大に爲すことあらんとする者ならば先づ其眼界を日本以外に開て安心の地位を定め世界の名利を以て一身進退の標準と爲すこと緊要なる可し日本國の名利誠に名利ならざるに非ず日本と名くる一小区内に在ては誠に容易なるものに非ず三井鴻ノ池の富は甚だ洪大にして政府の爵位は甚だ貴し華族は華にして官吏に威あり學者は博識にして政治家には智略ありと雖も世界の眼を以て之を觀れば東洋一隅の小劇場にして文明國人の口の端に掛らざるのみか彼の國々にて世界萬物を包羅すと稱する新聞紙の餘白にさへ記るされたること甚だ稀なるに非ずや日本國は有れども無きが如し誠に残念なる次第なれども人事不如意は古今の常にして今更誰れに訴ふ可きにもあらざれば我一身こそ大切なれ斯る一隅の小劇場に心を勞して可惜日月を消するよりも眼を轉じて世界の名利を視察し以て安心立命の地位を求ること今日の急なる可し此事固より容易ならずと雖ども其要は唯勤勉以て文明の知識を養ひ又隨て自身自家生活の程度を高くするに在るのみ即ち我身を世界に置いて世界の富貴を求るの法なれば其富貴は固より以て獨り日本國內の富貴に比較するに非ず世界中を平均して我身は正に何れの邊に位する者なるやを計算して以て時に喜憂を催ふすことある可し一度び此地位に心を安んずるときは日本の天下に熱心す可き名譽もなく羨む可き利福も少なし満目の風景恰も小兒の戯にして此兒戯に奔走し喜憂し失望し自得する者を見れば特に咎む可きにも非ず又特に譽む可きにもあらず唯日本と名くる小社會中の小事情として之を其あるがまゝに打捨ておく可きのみ如何となれば我安身立命は本來世界を目的として朋友に交はるにも名利を求るにも都て日本以外に在りて内の小事情は以て我心事を左右するに足らざればなり結局日本國の名利は彼の一村の富貴が一郡の富貴と爲り終に一國の富貴に至る者を以て最上として仰ぐことなれども最上の富貴を致したる

者を計へて日本に幾人ありや況んや其最上なるものも世界の眼を以て視れば決して最上ならずして却て氣の毒なる事情あるに於てをや富貴を求るは之を喩へば魚の水中に在て成育を求るに異ならず方幾尺の泉水に飼はれたる金魚は其長さ何寸に達す可らず然るに之を取て湖水に放つときは尺以上に成長する者甚だ多し後進の士人は泉水の金魚たるを甘んずる歟、將た湖水の金魚たらんことを欲する歟、湖水の生活時として難澁もあらんと雖ども苟も心身屈強にして大風激浪に堪ゆ可き覺悟あらん者は大湖の生活こそ望ましけれ湖中の小魚尙且泉水の大魚よりも大なる可し人生安心の地位を擇ぶは大切なること、知る可し（明治十九年九月二十七日）

學問の所得を活用するは何れの地位に於てす可きや

學問は人生の目的にあらず學問を學び得て大學者に爲りたりとて其學問を人事に活用して自身自家の生計を豊にし又隨て自然に國を富ますの基と爲るに非ざれば學問も亦唯一種の遊藝にして人事忙はしき世の中には先づ以て無益の沙汰なりと云ふ可し然るに今我國の學問社會を見るに文明學の珍らしき故にや學問教育の談のみ喧しくして其學者に爲りたる後に大切なる生計の談に至りては之を喋々する者甚だ少なし是れまでの成行にて其の成學後の生計如何を尋れば學校の教師と爲る者多きが如くなれども教師が生徒を教へて其生徒が又教師と爲り唯教育の事のみ忙はしくして遂に人事を見ることなき其有様は蠶卵を孵化して蠶と爲し其蠶が又蛾と爲りて卵を生み遂に蠶絲の收穫を見ざるものに異ならず養蠶の目的は蠶をして絲を作らしむるに在り學問の目的は學者をして生計を營ましむるに在り絲を作らざるの蠶、生計を知らざる學者、共に無用の長物と云はるゝも申譯けなきことならん或は今の學者は官吏に適當す可

しとの説あり成るほど官吏の仕事は都て繁劇ならずして外見の體裁も宜しく且世間並に較れば給料の割合も厚きが故に所謂日本の書生風に成長したる壯年輩の爲には至極都合好き地位なれども好地位に人の群集するは臭い物に蠅の喻に違はず尋常一様の熱心奔走にて迎も旨味を嘗ることは出来難し、良しや僥倖にして之を嘗得たりとするも本來事少なくて人多き官途なれば給料を取て當局の自身には便利なれども其仕事を以て眞實の利益を生ずることは甚だ稀なるのみならず限りある國庫の金を限りなき人に給することなれば其給料を貯蓄して大に家を興さんなどは望む可きこととにあらす唯尋常一様、出す入らずの生活を爲して生涯を過ごすのみ男子の素志にはあらざる可し人生の仕事は種々様々にして人々の志も同じからず甚だしきは貧乏を以て自から誇り世間の人も其貧乏を譽るが如き奇談もなきにあらざれども是れは大概皆貧乏人同士の負をしみに出たる談にして其内實の正味を平く云へば百中の九十九までは大に富まんことを欲せざる者なし此點より見れば文明男子の目的は錢に在りと云ふも可ならん斯くまで貴き錢にして之を得るの場所は官途にある歟、商賣世界にある歟と尋るに商法の首尾に由て富豪の名を成したるの例は多けれども官途の給料を蓄積して巨萬の富を致したる者あるを聞かず左れば官途は學問活用場所に非ずして學者のためには學校に續ぐ第二の地位と云ふ可きのみ故に生涯の心身を政治の一方に委ねて一國政府の路に當り天下のために大に爲すことありて功名を百世に鳴らすなどの見込もあれば格別なれども苟も身に學問の所得ある人物が唯少々ばかりの給料のために官途に周旋奔走し甚だしき事情に於ては學者が無學者の下風に立て使ひ廻され、事を知る者が知らざる者の説教を聽聞するが如き奇談さへなきに非ずとは畢竟學者その人のために氣の毒なるのみならず我輩は天下のために謀りて日本の學問なるものが今日尙ほ學校の机の邊に住居して社會の人事に活用せらるゝの場合に至らざるを歎息するのみ

左れば今この學問をして社會の人事に活動せしめんとするには後進の學者少年が成學の後その打扮を身輕にして何くれとなく唯商賣工業の社會に飛入るの一場あるのみ三年鳴かず、鳴けば必ず天下を驚かすなど云ふは千年前の筆法にして今の文明世界に斯る筆法を用るも世人は之を與ゆかしと云はずして迂闊なりと嘲ることならん三年鳴かずして一時に大聲を發する歟或は其發聲の機を誤りて生涯無聲ならんよりも苟も鳴く可き機會さへあれば三年の間、活潑に運動して鳴續けにこそ文明の鳥の本意なれ故に學問の智識を人事に活用するの法も猶ほ斯の如し一時に大に大智を用ひんとするよりも事の大小輕重に論なく毎事頻々大智小智を用るの覺悟なかる可らず之を智惠の小出しと申して我輩の常に稱賛する所なり學者が成學の後、何か生計の道を求めながら此れも意に適はず夫れも面白からず何の仕事は不案内にして何の地位は見苦し杯と獨り自から都合好き生計を注文して一度び大に鳴かんことを企つれども容易に意の如くならざる其中に光陰矢の如く三年も過ぎ五年も消し時勢の變遷、學識の需要も次第に趣を變じて三五年前の學問は全く無用に歸したるの例なきにあらす畢竟その然る所以の本を尋れば世間一般の風俗に於ても學者自身の心得に於ても學問を人事の重きものと思ひ之に價を附ること貴きに過ぎ一度び此道に入りたる者は其道と共に本人の身も貴重なる靈物に變化して俗世界を目下に見下だすの罪なりと云はざるを得ず學者貴からざるに非ず之を凡俗の俗物に較れば雲泥の相違なりと雖ども如何せん天下は凡俗多數の天下にして此天下に棲息して此俗物と雜居する限りは天下を俗なりと蔑視して獨り自から尊ぶるの道ある可らず學者の生計も其由て來る所は俗世界ならざるはなし故に我輩が今の後進の學者に勸告して其成學の後直に商工社會に飛び入るの利を説くものは必ずしも此學者を俗了して心身を腐敗せしめんと云ふにあらす唯その平生學び得たる知識と祖先遺傳の氣義とを俗事に活用して他の俗を變じて正に歸

せしめ醜を除て美ならしめんと欲するの微意のみ即ち學問を以て俗世界を征伐するの策なり尙ほ之を次に開陳せん
(明治十九年九月二十九日)

今の學者は商賣に適するものなり

世の中に仕事なしとは學者少年の常に訴る所の苦情なれども又一方より事業を執る人の言を聞けば此處に工業あり彼處に商用あり工商の事繁多にして資本も亦なきに非ざれども唯適當の人物なきに苦しむと云はざる者なし扱その人物は如何なる性質の者を所望するやと尋れば所謂素町人風の舊商家は別物として之を除き苟も今日文明の風潮に逆はずして營業せんとする商人なれば友を求むるにも亦文明流を悦び腦中沈深の學識を貯へて氣義に富み心身活潑にして鄙事細件に多能多藝なる人物を所望すと云へり隨分易からぬ所望なれども我輩を以て見れば此種の人物は迎も今日の俗世界に求む可らずして後進の學者社會中に在ること論を俟たずと雖ども爰に當惑なる次第と申すは此人物の性質を區別して第一學識氣義と第二多能多藝と二様の注文を掲げ俗世界と學者社會とに向て之を求るに第一の注文に應ずる者は固より學者社會に多しと雖ども第二の注文に至ては往々俗世界に讓るの事情あるが如し學問は何年の勉強にて何學校を卒業したり氣義は則ち日本士族の末孫、飢^{うま}を^つ穂^つに申分なき次第なれども藝能の試験に逢ふて俗用の算筆は不得手なり議論文は自から草し又他人の文を評することも得意なれども手紙の文章は甚だ可笑しくして文字も亦きたなし殊に其言語容貌の武骨殺風景なること常に人を驚かすもの多し之を彼の俗物が多能多藝にして辯舌も爽かなれば應對も優しく萬事に行届きて人の機嫌を損することなき者に比すれば雲泥の相違も當ならざるなり左れば藝能は

俗物の長ずる所にして學識氣義は學者の専有なり双方共に一得一失にして其始末を如何せんと云ふに

學者と俗物と並べて一得一失の長短ありとすれば之を補ふの工夫專一なり扱これを補はんとするに當り第一俗物をして學者を學ばしむると第二學者をして俗物に倣はしむると二様の法ありて何れの法が實際に行はる可きやと尋れば鄙見、第二法に賛成せざるを得ず抑も二様の人品の相違は其心事の調^あの高下に在て存し一方は氣義に富み一方は之に乏しきものにして其氣義の調は祖先の遺傳に傳はり、生育の家風に由來し、實際の朋友に養はれたるものなれば俄に學んで得べからずと雖ども藝能の如きは本人の天賦特に頑固ならざるより以上は殆んど道具仕掛けの方便を以て手に入るゝこと易し十露盤の稽古甚だ難からず、字を學ぶの業甚だ苦しからず彼の言語容貌應對進退の取廻しに至ては之を變ずること難きに似たれども是れも人の心術を改めて魂を入れ替ると云ふほどの事にあらず唯外面の装を新にする迄の骨折なれば朝夕の心掛け次第にて如何様にもなる可し論より證據を示さんに學校に在るの間は是れぞ武骨なる青面書生と鑒定せられて教師にも持て餘したる少年が業成り世に出で、次第に人事に磨擦せられ數年の後の再會に風采優美なる紳士を見て吳下の阿蒙ならざるに驚きたるの事實は少なからざれども之に反して心事卑屈にして小才に富み所謂俗吏下郎の骨法を備へたる賤丈夫が如何なる苦樂を経歴するも氣義凜然たる士君子に變化したるの例は古今に未だ聞見せざる所なり蓋し賤丈夫は百年の賤丈夫にして復た教ふ可らずと雖ども學者の武骨無能無藝は之を救ふこと決して難からず是即ち我輩が學者を愛して俗物を悦ばず俗物をして學者を學ばしめんよりも學者をして俗物の長を取り以て自家の短を補はしめんことを説く由縁なり舊三菱汽船會社の社長故岩崎彌太郎氏は會社のために能く人を用ひて社中人物多しとの名あり、傳へ聞く岩崎氏の言に初め氏が會社を創立するときの心算に謂らく海運は船問屋の事にし

今の學者は商賣に適するものなり

て純然たる俗事なり俗事を執るは俗人に限るとて専ら通俗の俗物のみを採用して算筆の用に充て社長の驅使に供へたりしかば一時は是れにて不自由なかりしに似たれども日月を経るの間に種々様々の不都合を生じ表面社長の前に周旋する體裁は美なれども意外の處に言ふ可らざるの事情を醸し甚だしきは監守盜に類する事さへ少なからずして爰に理事者あれば同時に監察官を要するほどの次第となり左りとは際限もある可らずとて今度は人を選ぶに其方向を改め會社費の部分には悉皆學者流の人物を用ひたるに其初めに於ては學者の武骨殺風景なること名狀す可らず船問屋なる汽船會社の店に坐して船客荷主に應對する其様は書生部屋の交際の如く運賃荷物等の事に付き少しく行違ひを生じて荷主船客少しく立腹すれば主人も亦共に怒て言論を挑み其語氣恰も武士が戰場に敵に向ふたるが如し日本流風中の商人として實に言語道斷なる次第なりしかども慣る可きものは人の言語舉動にして斯く武骨なる學者書生も次第に海運の商業に慣れて俗世界の風に吹かるゝこと日一日を重ねれば遂には尋常一様の商人社會に齒して餘り頭角の尖りを見ることなきに至れり既に其頭角さへ滑なるときは學者士流に固有する一片の氣義は依然として存して復た動くことなし即ち我會社の今日ある由縁なり人を採用すれば學者に限る俗物は近づく可らず云々と岩崎氏の生前毎度人に語りたるよし

右は故岩崎氏が自身實驗上の談にして果して學者士流の商賣社會に適當す可きを證したるものにして我輩の論旨に違ふことなし然らば則ち今日の學者後進の士は既に商賣の生活に入る可きの資格を備へ内の根本既に堅しと雖ども唯外面の潤飾尙ほ未だ整はざるのみのことなれば遠方より商業の繁雜を傍觀して唯その困難のみを知り迎も己が心身には叶はざるものなりと斷念するが如きは自から過慮して自から欺かるゝ者なり商賣艱難なりといふも之を學者が讀書推理の辛苦に比して何事かある可きや況んや今の日本の商賣世界に如何なる人物ありて如何なる事を爲しつゝあるや滿天下の商人は文政天保の遺物のみ速に之に交代して其商權を奪ふは學者自身の利益のみならず亦公共のためにも賀す可き事ならんのみ(明治十九年九月三十日)

素町人の地位取て代はる可し

凡そ世の中の仕事に貴きものあり賤しきものあり眞實の性質に於て貴賤の別もなき筈なれども十目の視る所にて其名を附れば是非なき次第なり例へば役人が官途の仕事して給料を取り學者が著述して利益を得るが如きは先づ奇麗なる商賣にして貴しと云ふ可きなれども火葬場の火夫が人を焼て錢を取り貸座敷の主人が賣姪の利益を利用するが如きは賤しき仕事なりと云はるゝも之を争ふ可らず又事の性質は兎も角も之を行ふ人品の貴賤に由て其事にまで貴賤の名を蒙るものあり例へば日本流の博突と西洋流の骨牌と其性質に於ては少しも異なることなれども骨牌の遊ひは貴くして博突の勝負は賤しきが如くなるは何ぞや博突は無頼下郎の弄ぶ所にして骨牌は紳士貴女の戯に屬すればなり故に若しも今日これを逆様にして上流の士人が公然博突を行ひ都鄙の無頼者が竊に骨牌の勝負を争ふことあらば事柄の上品下品も其名を逆様にするることならん、三味線は賤しくして琴は貴し其流行の社會を異にすればなり、僧侶の物を貰ふは乞食にあらずして乞食の物を貰ふは乞食なり僧侶と乞食と人品を異にすればなり以上は事實に相違なきことゝして今こゝに商賣の性質は如何なるものぞと尋れば其性質に於て決して賤しきものに非ずと明答して可ならん如何となれば文明の世界に於て商賣は身を立て國を立てるの根本なればなりむかし封建の時代には武を以て國を立てたるが故に

武士の武藝を推して頂上の仕事と認められたれども今は商賣を以て國を立るが故に商人の商業を推して人事の頂上に位せしむるも亦當然のことなる可し斯くまでに貴き商賣にして世人の之を賤しむるは何ぞや誠に謂はれもなき次第なれども古來日本にて商賣に従事したる人の品格賤しきがために其事柄も亦共に下賤の地位に落ちたることなり明白なる事實にして今更喋々するにも足らざることなれども我輩は今日この商賣の地位を推し上げんとするに忙はしくして竊に其法を案するに前號の紙上にも記したる如く後進の學者少年が商業の大小輕重を問はず唯商賣社會に侵入して一步にても其領分を押領し従前の素町人を舊領地より放逐して新陳交代の謀を爲すこと肝要なる可しと信ず喻へば今世間に漢方醫と西洋醫と二流ありて西洋醫は活潑に運動して醫術を研き醫學を教へ西洋醫の數は日に増加して日に病家を廣くするは即ち漢方家の領分を押領して漢方醫師を其舊領地より放逐するものなり商業の領分も猶ほ斯の如し舊來の素町人と後進の學者流と新陳交代するときは商賣社會の地位は學者の心術風采と共に高尚に進んで復た自から賤しきを嘆ずるの要なきに至るや疑を容る可らず天下の商業素町人の手に在るの間は學者論客が何様に議論して商賣の地位を保護するも決して世間の尊敬を致す可らず如何となれば之を行ふ人の品格貴からざればなり博奕は無賴者に弄ばれて賤しく商賣は素町人に取扱はれて賤し即ち其事業の不幸にして宛とも云ふ可きものなれば之を其不幸に救ふて公明正大の地位を得せしむるは正に今の士人の責任なる可し扱この場合に至りて一言す可きは學者士人がいよ／＼奮發して身を實業に委るとして其執る可き事柄の種類を擇ばざる事なり學者書生にても富貴の子にして資本の用意あらば之を利用して立派に業を開く可しと雖ども今日の學者に資本の豐なるものは先づ以て稀有なる可ければ事業の大小輕重を論ずるに遑あらず極度に至れば無一物も苦しからず健康なる身體と活潑なる精神あれば之を資本として或は一時他

の商家に雇はるゝも可ならん或は無資本にて仲買才取の業も可ならん又或は少しく元手を得たらば小店を開いて小商人も可ならん今の時節には僅か一二十圓の月給を取り官員と稱して得意なる者さへある世の中に何ぞ商家の雇人小商人を賤しむの道理あらんや都て是れ學者少年の初學商賣に入るの門にして其地位小なるに似たれども事の性質は大切なるものなれば素町人の子弟をして此大切なる地位を專にせしむることある可らず先年日本の學生某氏が米國に留學し或る大學校にて法律の課を卒業して歸朝し官途に出仕して後復た渡米し前年同時に同課を卒業したる彼の國同窓の一友人に面會せしに此友人は其時ライスブローカとて米國の仲買才取を業として甚だ忙しかりしと云ふ日本の學生は日本の官員にして米商會社の實況などは夢にも知らざる其反對に米國同窓の舊友は法學の卒業證書を懷にして才取に汲々たり日本政府に蟻集する官員とアメリカの市場に獨立する才取と孰れが榮譽にして孰れが耻辱なるや職業は人々の好む所に從ひ共に榮辱の差なしとするも金の一點に至り彼の學生が日本の官員と爲りて永年首尾能く奉職するも富豪に至るは覺束なし假令へ或は少々づゝの月給を餘ますも誠に數の知れたる高ならずや之に引替へ米國にて才取の生活甚だ繁劇にして日本官吏の閑散なるが如くならずと雖も其社會に名ある豪商は往々才取より出たる者多しと云ふ運命は人々に異なり才取必ずしも豪商たる可きに非ずと雖も等しく學校卒業の後その人のために前途の望如何を評すれば我輩は斷じて米國の才取に左袒せざるを得ず左れば今の日本の才取小商人は唯今日に至るまで其名の賤しきがために士君子の顧みざる所と爲りたれども後進の學者輩が勇進して素町人の領地を押領して同時に其事業に重きを附るときは日本の才取も亦純然たる士君子の業にして之に従事する者は前途の望洋々春の海の如しと云ふ可きなり（明治十九年十月一日）

雜 說

明治十九年一月一日

人間世界を極樂と云ふ者あり又地獄と認る者あり蓋し人々の視る所に従ひ目出度き御代と思へば誠に目出度く、憂き娑婆世界と感ずれば甚だ苦しきものなれども我輩はこの兩説の孰れに偏するを好まず世界必ずしも樂しからず時として苦しみあり又必ずしも苦しからず時として樂しみありとして正に其中を執る者なり抑も我輩の所見を以てするに人生の苦樂は生涯に變化し、數年に變化し、毎年に變化し、月に變化し、日に變化し、一日中の時々刻々に一樣ならざるもの、如し少年にして貧家に居る其貧苦は實に苦なりと雖も長じて自から富貴を致すときは其富貴甚だ樂しむべし、去年は賣買に利を得て得々たりしかども今年圖らずも失敗を取れば復た樂しからず、昨日の健康今日の病氣、今朝の苦情も午後には氣を轉ずれば更に愉快と爲る等一苦一樂時に隨ふて往來するその趣を見れば人生は恰も苦樂の集まりたるものと云ふも可なり、人間世界純然たる極樂に非ず、亦純然たる苦界に非ざるなり、然り而してその苦樂や必ずしもこれに當るときにのみ之を感ずるにあらず假令へ一時の樂事に逢ふもその樂事に隨ふて生ずべき苦しみを思へば樂も樂にあらず又或は苦界に沈むも前途に望む可き樂しみあれば苦も亦苦ならず即ち苦中の樂、樂中の苦にして諺に所謂樂は苦の種、苦は樂の種なるものなり左れば人生の苦樂は一時に在らずして却て其時を過ぎたる後に存するが故に苦の大なる者を尋れば苦中の苦は勿論樂中の苦も都て人生の苦にして樂中の樂、苦中の樂都て樂と名けざる可らざるなり

ざるなり

緒言は先づ是れにて終り扱今日明治十九年の一月一日舊を送りて新既に来るの朝に逢ひ千門萬戸の苦樂は如何なるべきやと尋るに三五年以來我社會の風潮は何となく逆に流れて教育は西洋を棄て、再び支那學の古風に跡戻り徳教などの沙汰あれば古學者流は其機に乗じて再び頭角を現はし輕薄才子は態と著實を裝ふて世に媚を獻じ甚だしきは今の文明世界に居り横文讀む法さへ知らざる者共が新聞紙を發行し又その發行の事を工風し差圖するなど不都合千萬にして可笑しき事も少なからず斯る有様にては折角これまで進みたる我文明も或は退歩するに至るべしとて憂苦する人もありしかども具眼の識者は之に驚かず唯是れ文明進歩の小休にして子供が道を歩みながら道草するに異ならず夫れ是れする中には何時か子供等も自から心付くか又は他人に警められて元の道に復することあるべし其時遠からず必ず二年か三年なるべし即ち今の憂苦は眞の憂苦にあらず苦中自から樂しみあるものなりとて平氣なりしが果せるかな爾來教育の模様も漸く舊の文明風に立戻りて都鄙ともに英語の流行は却て以前に倍し彼の文明の事物に不案内なる人が工風し差圖し發行したる新聞紙も發行して直に廢したる者あり、暫く我慢して終に斷念したる者あり、今尙ほ残りて日々衰弱する者あり、世間の風景次第に活潑にして愉快の徵を現はし今年今日の有様に於ては嘗に苦中の樂と云ふべきのみならず樂事の前徵既に明にして前途の望洋々春の海の如しと云ふべし

教育文事の境界を離れて商賣殖産の事情を察しても尙ほ斯の如し三五年來我國民は紙幣濫發の虚勢に酔ふて漫りに取引信用を膨脹し其實は紙幣の毒に中りたるものとも知らず浮かれく其毒既に全身に蔓延するに及び始めて大に驚き頓に不景氣の惡症を發して其苦痛容易ならず以て去年にまで至りしが政府にても之を憂ること甚だしく様々に工

風を運らして終に紙幣交換の令を發し即ち今年今日より其事を實施する譯なれば最早この後は紙幣毒蔓延の心配ある可らず唯我輩の所見にては斯く紙幣の交換を始めるも這は唯害毒を除くの消極策にして之に由りて急に殖産を勧め金融の路を開くの積極策に非ず是れに就ては何か他に方案なかる可らずとて毎度時事新報に論じたることもある折柄去年末政府に大改革あり其前後より世上の噂する處を聞くに政府は大に鐵道の工事を起し従前の緩慢に倣はずして今度は三五年間に全國に敷設したることなれば定めて目覺ましき大事業なるべし抑も鐵道を作るに其緩急の利害如何は姑く聞き又その落成の後國益の大小如何の論も之を開き斯る大工事を興すがためには幾千萬圓の資金を國中の各處に散ずることにして其金は國民の手に落ち廻りて全國の融通たるべきこと疑もあらざれば鐵道敷設の功能は差向き金融の端を開くの好機會と云ふも可なり殊に我輩は今の日本の財政に國中の資金が唯政府の一處にのみ鬱積するを見て甚だ悦ばざる者なれば此機會に逢ひ我殖産社會に向て新年早々先づ以て祝意を表せざるを得ざるなり此他我輩が曾て聞く所に據れば興業銀行の設立府縣債の議案もあるよし其方法の詳なるは固より知らざれども何れも皆金融財政に關する事にして其精神が國財を中央に集るにあらずして地方に散ずるに在るものならば是れ亦殖産上の吉兆として見るべき事なり

左れば三五年來我國民の苦樂は様々にして一時は苦中に樂あるを知らずして只管文明の退歩を心配したることもあり一時は樂中に苦あるを知らずして商況繁昌の虚勢に醜陋したることもあり又一時は反動の不景氣に撃たれて苦中の苦を嘗めたることもありしが今や殘苦未だ全く除かずして或は純然たる苦界に居る者も尙ほ多からんと雖ども我輩の臆測する所又冀望する所に從へば其苦しみや必ずしも無窮の苦しみにあらず一陽來復苦中自から樂事の待つべきもの

あり我輩は天下萬民と共に新年の始を祝して終年この祝意の空しからざらんことを祈る者なり(明治十九年一月一日)

歸京後各地の士人に謝す

余が日本内地の旅行を企てたるは一朝一夕の事にあらず十五六年前より今年は必ず、明年は是非共と日一日を送りて扱今日と決し難く遂に本年にまで延引したりしが去りとは際限もなく殊に余が旅行の目的は所謂名所舊跡を尋るにもあらず山水の景勝を訪ふにもあらず又時事を語り政治を談するが如きも固より思寄らぬ事にして唯民間の古風舊慣を其未だ大に變化せざるに及んで視察し以て後年の参考に備へんとするまでの趣意なれば事は緩なるに似て却て緩ならず乃ち無理に三週餘の時を偷で三月十日東京を出發し陸路東海道の岡崎驛より左に折れて尾州の龜崎に至り夫れより汽車と汽船の便にて四日市に達し勢州津より伊賀を越えて奈良大阪に至り大阪に留ること數日、この間に紀州和歌山と神戸港に行き復た大阪に返りて京都へ上り大津より汽船にて長濱へ上陸大垣岐阜を経て名古屋に著し再び四日市に出で、汽船に乗り東京に歸來したるは本月四日なり

扱地方に出れば何れの處にも知る人あらざるはなし吾に舊知人のみならず隨處の紳士官民の別なく其待遇の厚き實に望外に出で一泊一休いまだ送る人に別を告げずして更に迎る人に逢ひ時に或は盛宴を張り又閑遊を共にし舊相識と新相識と談笑自由の快樂は天下到る處皆故郷にして其一泊一休は故郷より故郷に移るものに異ならず唯余が身に取りて不安なるは斯くも東道の主人を煩はして客のためには無上の幸なりと雖ども其主人は則ち何れも地方有爲の人物にして一刻千金も惜ならざる其貴重なる時間を費さしめたるの一事のみ實に謝する辭なき次第なり

又余が一身を顧みて三十年來の事を回想すれば徳川政府の末年王政維新の前後滿天下の風濤は鎖國攘夷に吹荒れて苟も西洋文明主義の人とあれば兩間に身を容るゝの地なきものゝ如し當時余は江戸に住居したれども維新の前後十餘年の間は日没後一步も外出したることさへなし稀に或は郷里に歸省のため道中に出ることなどあれば行逢ふ人ごとに怪しからざるはなし渡船旅亭恰も暴人刺客と雜居するが如く怖心に暗鬼を生じ草も木も皆敵の如くに思はれて其不愉快なること實に譬とへんにものなし今にも心に記して忘れざるは東海道中にて毎度巡禮又は伊勢參宮の者共が菅の笠に何國何郡何村の何某と筆太に記して悠々戯れながら往來する者に行逢ふたるの一事なり余は道すがら之を見送り又見迎へて慨嘆に堪へず扱もく羨しきこと哉青天白日己が姓名を笠に記して天下に横行するとはさぞかし愉快なることならん、これを余が身の上に引較べて如何ぞや身分を隠し職業を偽り道中某驛に泊らんとして俄に一宿を駆け抜け又は間道を廻はり投宿すれば宿帳には不本意ながら様々に偽名を記し甚だしきは沿道に舊相識の家を見るも空しく其門前を過ぎて之を尋問することさへ叶はざるが如き實に無罪の罪人とも云ふ可きか人生字を知ること身を苦しむるの媒介なれ迎も一生涯の中に彼の巡禮の快樂境界に逢ふことはなかるべし百年の後は人の知ることあらんかと他人に告るも益なく獨り心に觀念したるは今を去る二十年前後の事なりき

然るに驚くべきは時勢の變遷にして今日余は福澤諭吉と名乗りて青天白日に東海道を過ぎ伊勢伊賀を越え京阪紀州江州濃州尾州を通行して一點の危険なきのみか到る處無數の親友に逢ひ其厚遇は春の海の如く其友情は百花の芳しきに似たり安心に快樂を生じ滿目の山水草木までも皆朋友ならざるはなし況んや各所の汽車汽船に乗り電信郵便は家郷の音信を便にするに於てをや恰も是れ文明器械的の親友に直接するものなれば一として情を慰めざるものなし一として心を満足せしめざるものなし昔年彼の巡禮を羨みし時の事を思へば恍として諭吉の身は一身にして二生あるものゝ如し故に今回各地方の新舊知己の士人が余を遇するの厚き實に望外に出でたる仕合にして既に無上なりと雖ども余が身に於ては此現在の厚遇を蒙りながら獨り心に時勢の變遷を思廻して一入その厚に感ずるものなり蓋し我れに得る所あれば又隨て報るものなきを得ず余は既に各地士人の優待厚遇を得たり何を以て之に報ひん唯今後もいよくますます西洋文明の主義を擴張して怠らざること三十年來の如くし文事教育に心を盡して天下の人と共に文明富強の大任を私に負擔せんとするの婆心あるのみ(明治十九年四月十日)

財産保存増殖の安全法

財産保存増殖法の最も安全なるものを求めんと欲する者は決して資産の全額を擧げて唯一の事物に投入すべからず必ずやこれを幾部幾十部に小分して各其一部を一事物に托し損益を平均するの法を求めざるべからずとは昔しよりの言ひ傳へにしてこれを事實に照らして言の過まらざるを知る所なり目下文明世界に行はるゝ生命保險海上保險火災保險などの類は皆此理に基づき遠近大小無數の損益を平均して其中を執りたるものなるが今若し資本を下すの法も此等保險の法に則とり其損益を受くるの區域を極めて廣大に爲さんには卒然意外の利益を得る事もなき其代りに亦卒然意外の損毛を蒙ることもなく安全確實に一定の増殖法を得て未來を豫算するにも頗る容易なる所あるべし然るに從來日本金の満家が其財産を保存増殖するの法を見るに兎角に資本を下すに一二事物を限るの習慣ありて地面妙なりといへば専ら地面に依頼し公債儘かなりといへば専ら公債に依頼し一二事物を偏愛し敢て他を顧るの餘裕なきが如きは此人

人の爲めに謀りて甚だ不安心の事なりといはざるを得ず古來日本人が土地を貴重することの過大なるは封建時代の餘習にやあらんと雖ども近時地租改正引續きて米價騰貴の爲め土地を所持する者は收入の確實なるに加へて財産の價値日に増大するの利益あるより益々土地の重きを加へ家に金ある者は競て土地を買はざる者なく有名の金満家にして其全資を擧げて土地に依托したる者所在其人に乏しからず然るに不換紙幣濫用の結果として一旦大に騰貴したる米價も漸くに下落し地價亦隨て下落し前日は百萬圓に當たる財産も今は三十萬圓の價もなきものと變じ來り浮沈動搖の容易ならざるを見て土地に對するの信用は忽ちに消滅し果は世に危險近づくべからざるものは土地なりとするに至りたり而して近年までは大に全國の金満家に輕蔑せられ一旦政變あるに當りては一片の故紙たるに過ぎざるものなりとまで云はれたる彼の公債證書が漸く此人々の歸依を受け歸依益々甚だしくして靈驗益々著しく坐して百萬の身代を維持増殖するは此福神を祈るに勝るものなしとて一切の家産を賣却して公債に換へこれを土藏の奥に勸請して家運長久を願ひしは昨今まで全國一般の實況なりし然るに過般突然政府の都合を以て整理公債と稱する五分低利の公債を發行して六分以上利付一億七千萬圓の公債を一切償還するとの沙汰ありてより此沙汰と共に公債信徒の家産は忽ち其價格の十分一を減じ歳入を減ずることも亦十分の二三に上るべしと定まりたり信徒の狼狽察するに餘りあるなり信徒の心中獨り現時の出來事に驚くのみならず今日を以て後日を推すに後日の都合次第にては四分の整理公債も出でん三分五厘も出でん又只の三分も出でん我子孫の代は勿論我一代の中にも如何なる危難に遇ひて如何なる禍を蒙るやも知るべからずこれに應ずるの法果して如何と後來を慮るの心痛蓋し最も深切なるべし此心痛固より其理なきにあらず土地必ずしも百代不易の財産にあらず況んや公債證書をや汽船會社鐵道會社銀行鑛山取引所製造所其株券甚だ多しといへども

金満家の信心を博するに足るものは蓋し全國に絶無ならん金満家にして若し人生の朝露の如くなるに觀念し一身の今日に處する所以を思ふて必ずしも明日の事を憂へず子孫の計の如きは我敢て知るべき限りにあらず子孫自からこれに任じて可なりとて百萬の身代を維持するの心も水の如く淡泊ならんには事に當て惑はず悠々一生を永うして面白き生涯を送ることもあらんかなれども人情は斯の如く淡泊なるものにあらず今日の財産は百代に維持して百代の金満家たらんことを希望するは人の至情にして我輩はこれに對して敢て異存を唱ふるものにあらず唯我輩の金満家諸氏に忠告するは一旦諸氏にして財産維持の不安を感じ公債も土地も株券も世に十分の信用を措くべきものなしと知らるゝ以上は此不安の世に處して及ぶべき丈の安全を求むる唯一の方策として財産を擧げて一二の事物に依托せずこれを多數に分配して損益を平均すること甚だ肝要ならん或は公債に或は土地に或は株券に或は商品に其財産を分配するの法亦極て多數なるべしと雖どもこれを實行するに當て特に我輩が諸氏の注意を促がさんとするは大に其眼界を廣くし區域を廣くし財産の安全を謀るに單にこれを日本の一島中に限らず廣く其良法を世界に求めて同じ土地を買ふにも北海道以外に米國あるを思ひ同じ公債を買ふにも日本の外に歐米諸國あるを思ひ鐵道に汽船に一般の商業に必ずしも獨り日本國內の浮沈陰晴のみを恃まず大小遠近世界の廣きを以て我財産維持増殖の基礎と定むるの一事なり言少しく廣漠に互るが如しと雖ども中に自から亦眞理の存するものあり金満家諸氏の一考を煩はす所なり（明治十九年十一月十日）

ノルマントン號沈沒事件を如何せん

去月二十四日紀州沖に於て英國汽船のノルマントン號沈沒の際乗組西洋人は一名の怪我死を除くの外船長以下悉く

無事、東洋人は日本人の船客二十三名を始めとして悉く溺死し不思議にも助命したるは支那人の僮僕一名のみなりと云ふ無情悲惨なる報道に接してより内外國人皆な此ノルマントン號事件に注目することゝ爲り事の前後を参照して事實なりと稱する所を聞けば難破船の場合に於て最後に船を去るの任ある船長其人は無事平安なりと云ひ如何なる故にや二十三名（或は云ふ二十五名）の日本人は揃ひも揃ひ命の助かることは否なりとて悉皆端船に乗移ることを拒みたりと云ひ印度生の水夫は揃ひも揃ひ精神錯亂の病症を發し難船の慘狀にも飽き足らずして自から海中に飛込みたるものなりと云ひ本船に七艘の端船あり然かも之を下すの機會ありし由なるに僅かに其三艘を下すに止まりしと云ふが如き誠に不可思議至極の事實にして死者若し耳あらば之を聞いて何と思ふべきや死者若し口あらば如何なる事を陳述す可きや或は全く反對の事實を摘發することあらんと我輩は竊に想像して内外人と共に信する所なり如何となればノルマントン號も人間世界の船にして其船中に在る者は人類なれば人間世界に行はる可き事の行はれて人類の爲す可き事を爲したる筈なるに彼の事實と稱するものは如何にしても人間外の奇怪にして我輩人類の想像し能はざる所のものなればなり然るに在神戸英國領事廳は船長ジョン ウキリヤム ドレーク氏以下を審問の末船長士官及び其他歐羅巴人の水夫は更に非難す可き點なく且つ船客乗組員助命の事には十分盡力したるものと思考すとの申條にて無罪の判決を爲したれば日本の各新聞紙は申すに及ばず神戸横濱等の横字新聞紙までも異口同音事の當否を議せざるものなし左れば一應の判決は以て局を結ぶに足らず兎に角ノルマントン號難破の折、船長以下歐羅巴人は無事にして東洋人のみ獨り非命の死を遂げたるは不審千萬の事情なるが故に我同胞二十三名の爲め將た印度生の水夫等の爲めに十分の満足を與へて死者の冤魂を慰めんとて我政府並に人民に於て更に相應の手續を盡すは同胞生者の義務なる可し聞く所に據れ

ばノルマントン號の士官水夫等は追々歸國の途に上る由なれども追て我政府或は溺死者の遺族より該事件に就き神戸英國領事廳に要求或は起訴する等の事あるに際し被告人は既に歸國したりと云ふやうの事情ありては萬端不便利のことも多かる可ければ兎に角に我政府は其向きの英國外交官に照會して一時船長以下の歸國を差止むること肝要なりと思ふ折柄噂に聞けば我外務省にては過日來英國公使ブランケット氏に何か照會のことありし由なれば或は其筋にても其邊の運びに著手せしことならんも知る可らず次ぎに船長以下の口供にては日本人の船客等は甲板上に在て端舟に乗移ることを拒みたりと云へども死人に口なし其間に何様の事情ありしやも知る可らず或は混雜の際船客の喧噪を制せんとして之を室内に密閉し之を開くに暇あらざりし等の事なしとも云ふ可らざれば潜水器を以て已没の船中を検することの順序に於て甚だ肝要なるが如し我管船局の如きは蓋し最も此等の事に關涉す可き部分なれば其向きに於て最も迅速に之れに著手せられたきものなり斯くて船長以下の歸國を差止め事實の調査漸く緒に就きたる處にて扱其次の手續は我同胞二十三名の遺族より船長ドレーク氏を相手取りて神戸英國領事廳に起訴することなり或は此訴訟の模様により我政府より神戸英國領事廳に向て船長以下に對する刑事上の要求を爲すことも必要ならん我政府並に人民が英國領事廳に對して此等の手續を盡くすときは從來同領事の執意如何に拘はらず遂に我々の希望を達して我同胞の冤魂を慰むるの場合にも立ち至ることならんと雖ども若し又何様の事情ありて斯くまでの満足を得ざる事もあらば我政府は此事に關し外交上直接に英國政府に照會する所ありて然る可きことならん先年の事なり英國人某が我横濱稅關局の目を忍んで阿片を輸入せしに事忽ち發覺し我稅關局にては遂に其阿片を沒收したり然るに時の横濱英國領事は日英條約中に藥材丈は阿片を輸入するも苦しからずとの箇條あるを口實として密輸入者の申分相立つやうに判決したれば

我政府は時の倫敦駐節日本公使上野景範氏をして外交上此事を英國政府に談判せしめたりしに當時は保守黨ビーコンスフヒールド侯の内閣にして時の外務大臣ソルズベリー伯は横濱英國領事の判決を不當とする旨の返答をなせり但し行政と司法とは自から區別あるが故に伯は敢て右の判決を取消さざりしと雖ども我税關局にては其儘阿片を沒收することになりしといふ既往の事例此の如し而して當時の外務大臣ソルズベリー伯は今や英國總理大臣の印綬を帶ぶるが故に今回ノルマントン號沈沒事件に就ても神戸英國領事の裁判に不服あらば我政府は外交上直接に英國政府に照會すること難きに非ず斯くて領事の裁判に或は調査の行届かざる箇條もあらば公明正大我要求する所を満足し死せる同胞二十三名の冤魂を慰むるのみならず併せて内外國人の衷情を満足し且つ後來の鑑戒と爲すことを得べきなり我政府並に人民は今日に當つて此の覺悟なかる可らざるなり（明治十九年十一月十五日）

ノルマンントンの不幸に付き耶蘇宣教師の意見を問ふ

西洋各國の耶蘇宣教師が我國に渡來したるは開國の初より今日に至るまで其數甚だ少なからずして其事業の擧りたるものも亦甚だ多し當初は我國の人心兎角外國人を嫌ふ其中に就ても耶蘇教は即ち所謂切支丹宗門にして之を口にして耳にするも恐ろしきほどのものにして其切支丹宗門の宣教師が日本國に渡來して云々とあるが故に之を忌むこと甚だしく殆んど人非人として之を視ることなれども凡そ人間世界に人を感動せしむるものは誠意誠心より有力なるはなし彼の切支丹の宣教師は日本の國土に居て人心の之を嫌忌するにも拘はらず其言を誠にし其行を誠にし蔭もなく日向もなく唯人に接して深切を盡し英人にして必ずしも英國に私せず米人にして必ずしも米國を最眞實に四海を一家

にして一視同仁の實を明にし三十年來會て其方針を變易したることあらざれば人情誰れか之を見て感動せざるものあらんや當初日本人の目に最も厭ふ可き切支丹の宣教師が今は外國人の中にて最も親愛す可き朋友と爲り苟も耶蘇教の宣教師とあれば日本人が其教義を信ずると信ぜざるとに論なく概して其教師の人と爲りを信ぜざる者なし即ち我日本人が木石に非ずして宣教師の誠意誠心を受受したるの實證にして前後の變化著しきものと云ふ可し我れより彼れを信ずること深ければ彼れも亦我れを思ふこといよ／＼厚く本來耶蘇教師は政治外の人にして國交際の事などには關係なき身分なれども前年我條約改正の事に付き宣教師社中の意見を陳べて其政府の筋に提出したることあり其箇條は様々あれども詰る處は日本國も西洋諸國も等しく人類の社會を成したる獨立國なれば之に獨立の權力を専らにせしむるは天の道なりと云ふに過ぎず彼の政府の筋にて之を採用したるや否やは知らざる所なれども其後我條約改正論も次第に抄どりて遂に今日の有様にまで至りしは耶蘇教師の意見直に公に行はれざるも冥々の間に多少の勢力を添へたるや又疑を容れず耶蘇教の功德も亦大なりと云はざるを得ず蓋し條約改正の事に就て宣教師等の意見提出は固より我日本國の利益の爲めに有力なるものなりと雖ども教師自家の利害を謀りても全く無益の擧に非ず其次第は教師等は之に由りて敢て名を求るには非ざるも此一舉動は直に日本國民に向て其誠意誠心の實を明にするの好機會にして即ち其布教の因縁たりしこと疑なればなり誠は以て他人を利し又以て自から利するものと云ふ可し

右の事實果して相違なきに於ては今回も亦我輩は我國民の爲め在日本の耶蘇宣教師に向て其誠意誠心の働を所望し兼て教師自家の爲めにも此機會を空ふする勿らんことを勸告する者なり其は他に非ず即ち英國汽船ノルマントン號の事變にして此事變に付ては既に神戸の英國領事廳に於て船長以下の裁判もあり又更にあらんとする様子なるが我輩の

所見を以てすれば死人に口なきが故に法律上に於ては被告人に何とか辨護の口實もある可きなれども其口實は誠に口實にして時の事情を案じて徳義上に無効たる可きは固より論ずるにも及ばず此點に於ては宣教師の一流も其内心に於て我輩と所見を同ふするは問はずして明なる所なり爰に鮮血淋漓疵を被りて斃れたる死骸の傍に血刀を携へて立つ者あり人の之を怪しむは無論にして汝は此斃れたる人を殺したるならんと云ふに否な決して然らず此被害者は如何なる譯けにや刃を避くることを好まずして何様に之を警しめても刀鋒に自身を突當て、斃れたる者なりと辨解したらば十目十耳の見聞する所、是れにて満足す可きや三歳の小兒も不服なる可し左ればノルマントン號の船長以下は固より自から手を下して日本人を殺したるにもあらざる可し血刀を携へたる者とは少しく場合を異にすれども其日本人二十幾名が救命の端船に乗ることを拒み今にも沈まんとする本船を去らずして態と死したりとの申立は此死人は揃ひも揃ひ不思議なる性質の男女にして白刃を見て直に飛び掛り無益に非命の死を遂げたる者なりと云ふに異ならず法律上に於ても固より通用す可き辨明に非ずと雖ども兎に角に神戸の英領事廳にては一度び通用したることなれば我輩同胞の至情再度の通用に掛念なき能はず就ては在日本耶蘇宗の宣教師等は其平生の誠意誠心に訴へ今度の事變に付き徳義上の判断を明にして之を世間に公けにし又其筋に提出すること彼の條約改正論の如くにして事の始末を公明正大ならしむるは人の爲めに非ず耶蘇教の爲めなる可し耶蘇教が日本に在て今日迄の勢力を得たるは唯誠の一字に由るに非ずや然るを今眼前に不思議不徳義の行はれんとするを見て之を心に關せざるが如きは我日本の死者の不幸のみならず三十年來千辛萬苦したる耶蘇布教の勞を一期に空ふするものにして宣教師の爲めに謀りて我輩の遺憾に思ふ所なり(明治十九年十一月十八日)

日本の官途は榮譽の源にあらず

世界萬國日本の官途ほど割合の好きものはなし官途に出身すれば俸給の豊なるに兼て世間に尊敬せられ身は安樂にして榮譽は高し日本は實に官吏の極樂國なりとの説は内外人の間に行はれて疑ふ者なきが如くなれどもつらく既往現在の事跡を視て將來の時勢を案するに此説或は既往の事實に適したるも今後は必ずしも然るを得ずして反對の事相を呈することはなかる可きやと我輩は漸くこゝに疑念を生ずる者なり今その次第を述べんに日本の官途は實に尊大にして其向ふ所に敵するものなきに似たれども詰り此尊大は日本國內限りの尊大にして一步を外國に踏み出せば其尊大の光も消散して痕を見ず其趣は在昔封建の時代に諸藩の士族輩が藩地に居て頻りに威張りし者も一朝大江戸の都會に出づれば「江戸廣しクツワの御紋ドナタ様」と云へる繁華雜沓に揉まれ田舎の武士に顔色なかりし者に異ならず左れば今の官吏輩が勅任と云ひ奏任と稱し甚だ大造らしく見えて人も之を大造に取扱ひ自分にも或は大造に思ふ者あるが如くなれども畢竟するに日本國と名づくる一藩内に大造なるのみにして世界の大江戸なる文明諸國の繁華雜沓に接する時は氣の毒ながら田舎の武士たるに過ぎざるのみ此事實は今日にして始めて然るに非ず我開國の初より既に人の知る所なれども外國人の日本に來ることも少なく日本人の海外に出るものも多からずして内外の情實相通ぜざるが爲めに未だ其影響を我日本社會に及ぼさざりしことなるが開國以來三十年の今日は復たむかしの日本にあらず内外の往來日に自由にして月に繁多を増し我國人の眼界次第に遠きに達する其最中に又近日は我國土に内外人民雜居の風聞さへ慥なる此時勢に當り官途の尊榮をして一種無類の靈あらしむること今日の如くなるを得べきや我輩斷じて其得べから